

平成23年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成23年3月4日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

- 議案第 1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例
議案第 2号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 3号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 4号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第 5号 塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例
議案第 6号 塩尻市みんなで支える自治会条例
議案第13号 財産の無償譲渡について
議案第14号 損害賠償の額の決定について
議案第16号 平成23年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

出席委員・議員

委員長	森川	雄三	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	金田	興一	君
委員	小野	光明	君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾	君	委員	白木	俊嗣	君
議長	塩原	政治	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局長 酒井 正文 君 事務局次長 成田 均 君
議事調査係長 青木 初美 君

午前10時00分 開会

委員長 皆さんどうも、おはようございます。きょうは、ちょっと私どものほうもですね、マイナス7度というような寒さでありました。市内のほうはどうだったか知らないのですが、まだまだ寒さは続きます。そうは言っても春が近づいておるといことであります。きょうから委員会審議でございますので、ぜひとも塩尻発展のためにですね、活発な質疑をお願いしたいと思えます。それでは、委員の皆さんおそろいでございますので、ただいまから総務環境委員会を開催いたします。初めに理事者のほうからですね、ごあいさつがありましたらよろしくお願いたします。

理事者あいさつ

副市長 どうも、おはようございます。大変お忙しい中、総務環境委員会を開催をいただきましてありがとうございます。本日と月曜日の2日間にわたりまして、御審査をいただくわけでございますが、お手元に差し上げてございますように塩尻市税条例の一部を改正する条例ほか条例案件、それから一般会計の平成23年度予算等々につきまして御審査を賜りたく存じます。説明、できるだけ詳しく申し上げてまいりたいと思えますので、ぜひよろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは本日の日程を副委員長のほうから報告をさせていただきます。

副委員長 おはようございます。それでは本委員会の日程について説明させていただきます。今回の予定は付託案件表のとおり審査を行いまして、委員会終了後に視察を予定しております。視察先は消防行政防災無線の施設となっておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまから議案の審査を行うわけですが、発言等に際しましては、議案の円滑な進行のために委員長の指名を受けた者のみ発言といたしたいと、このように思っております。ぜひ、議事進行への御協力をよろしくお願いたします。

議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

委員長 それでは議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

税務課長 お手元の議案関係資料1ページをごらんいただきたいと思います。1番、提案理由でございますけれども、回復の基調にはあるもののまだまだ厳しい状況が続いております。法人に対する税の負担を軽減するために法人市民税の均等割の税率を標準税率の1.2倍という制限税率から標準税率に改めることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

その具体的改正の内容でございますが、2ページ以降をごらんいただきたいと思います。新旧の対照表でございますが、現行の欄にございます年額の6万円、1号法人でございますが、これを年額5万円に、以下、現行を

改定にという形の中で4ページをごらんいただきますと、表の一番下、9号法人でございますが、年額360万円を年額300万円に、こういった改定の内容になっております。

お戻りいただきまして1ページをお願いいたします。4番の条例の施行等でございます。平成23年4月1日から施行するもので、同日以後に終了する事業年度分から適用することとしております。以上です。

委員長 それでは説明をいただきましたので、質疑を行いたいと思います。委員の皆さんより質問等ございましたらお願いをいたします。

白木俊嗣委員 この法人税のね、下げることは理解するんだけどさ、何でこの時期にやるのか、その辺の説明をしてもらいたいと思う。

税務課長 リーマンショックという形の中で、当市も、他市の状況も同じですが、非常に大きな税収の減という影響が出てまいりました。先ほども申し上げましたけれども、日銀短観等を見ましても回復の傾向にはあるというような形をうたってはおりますが、実際私ども塩尻の税収の中を分析してみますと、おおむね9社程度、法人税割が1,000万円を超えている社がございますが、それに引っ張られというか、その影響で多少決算がいい傾向になっております。ただし、すべての法人がそうかと言いますと、相変わらず法人税割がゼロ、あるいはマイナスという法人も多々ございます。そういった中で、今、国会でも論議もされておりますけれども、この時期に再度税収の関係の軽減を図る中で底上げをしてまいりたいと、こういう考え方でございます。

白木俊嗣委員 今ね、別に課長がいろいろしたわけではないけどさ、この法人税についてはね、以前からずっと議論をしていたわけさ。それで制限税率、うちの場合もいっぱい取ってたんだけどさ。塩尻市の場合もね、法人税のいい時にはさ、二十何億円もあった時があっただよ。その時でもね、要するに財政が厳しいから何だかんだって理由をつけてたけどさ。ましてや今の場合なんかね、いくらか今課長が言うように決算状況がいいというような話の中でもってさ、市も税収、財源確保が急務だと、今、時期だと思うんで時期は、その時にはね、おれらが、さんざん法人税は、そうは言ったって標準税率にすべきではないかとさんざん議論した中ではね、財政的には厳しいからどうのこうのと言ってきたのにさ。そうは言っても、今、財政が一番厳しい時にさ、あえてこれをやるのはね、これは、今、国会でもね、法人税の引き下げだって今、40%を35%にするなんていうのは、今、議論の中だもんで、下げることは理解するだよ。だけどね、さんざそういう議論をした過程の中ではね、財政厳しい、財政厳しいって言ってきたのにさ、一番厳しい中에서도ね、引き下げをするということを実施するもんで、ある意味皮肉におれ、言ってるだよ、何でこんな時期にあえて出すのかなって。これはね、長年やってくれないとね、そのくらいのことは言いたくなるだよな。さんざんおれらは議論してきたもの。そういうわけさ。

税務課長 委員、御指摘のことごもっともだと思います。今、御指摘がございました過去にというお話の中では、当委員会の協議会、あるいは全員協議会にも資料を御提出しまして御説明申し上げましたけれども、平成10年、平成11年、論議をされた時期がございました。当時はですね、県下17市という構成だったのですが、制限税率を使っているのが9市、標準税率が8市というような状況でほぼ拮抗したような状況であったんですが、ちなみに決算にかかわる平成21年を見ますと、これが逆転してまいりまして、標準税率が12市になっております。もう一つはですね、近々の関係を見ますと隣の松本市にですね、同じようなタイミングで引き下げているというような情報もございまして、先ほど申し上げた全体での標準税率が過半数を占めている点、それから、い

わゆる、ここの松本・塩尻平という関係の中で、松本市、塩尻市、安曇野市、この3市も結果としてここで標準税率になるというような点を勘案する中で、このタイミングで議案としてお願いしたという経過がございます。

白木俊嗣委員 経過を聞くとね、理解はうんとしているだよ、おれね。理解はするけどさ、要するにおれが言いたいのはね、正直言って、その当時はエプソンあたりがさ、1社でもってね、十何億円なんていうような法人税をね、納めてくれている時にさ、この議論をしたことがあるだよ、おれ、正直言って。その当時はね、財政、財政って、それっきり言ってたわ。それでやはり、近隣の市町村との比較もあるけどね、やはり今はね、そうは言ってもね、企業もね、もう日本では採算があわなくて海外に出て行く時代になってからさ、追っかけのようなことをする前にね、やはり企業がね、進出するなんて時期にね、やはり法人税をある程度の標準税率まで下げて経営維持をしたらいいじゃないかというような議論、さんざしたんだけどさ。そういう中でもって、あえて皆さん、そういうことを言ってきたもんで。それで、これは一言言っておかなければ、おれは気が済まないもんで言うけどさ。理解はするけどね、そういう経過があるからさ、やはりそれは適当な時期にね、財源の確保ということも大事だけどさ、やはり時期、時期というのは逃さないようにね、やはりやってほしいと、それだけ言いたいわけ。

委員長 答弁はよろしいですね。

白木俊嗣委員 はい。

委員長 ほかに。

小野光明委員 当然、この税率を適用して法人市民税は新年度予算は算定してると思うんですけど、これ、適用しなかった場合は、どうなるんですかね。適用して5億7,800万円ですけど、どのくらいの数字になるんですかね。

税務課長 先ほど申しあげました協議会及び全協の資料でも御提出申しあげましたけれども、平成23年のということになりますと2億4,000万円の減収を見越しておりますので、失礼しました2,400万円。そうしますと、それがなかった場合は、予算額としては6億円という形になります。

委員長 よろしいですか。ほかに。

古畑秀夫委員 さっき白木委員のほうからも話が出た、きょうの新聞にもちょっと出ていたんですが、海外へ移転して行くっていう企業がね、そういう状況が続いているということの中で、少しは海外移転の歯止めになるような状況になるのかどうかというのは、どうなんですかね。企業が向こうの企業、海外に移転している、そのところへ部品や何か供給するためには、そっちへ移転しなきゃいけないというようなことで、税率だけの問題ではないような感じなんだけれども、その辺のところはどのように、この税率改定で考えているかどうか。

税務課長 非常に難しい御質問だと思います。この均等割の税率を引き下げることによって、海外への移転がとまるかどうか、さすがにそこまでは考えは及んでおりません。ただしですね、当然、先ほど申し上げた6万円、5万円、360万円、300万円、間違いなく引き下げの中ですら、税の負担が軽減されることは間違いございませんので、多少なりともそういった仮に動きがある中では、考慮いただける要因の一つにはなるのかとも、このように考えております。

委員長 よろしいですか。ほかに、ございませんか。ないようですので、議案第1号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

委員長 続きまして議案第2号であります。塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは御説明申し上げます。議案関係資料で御説明申し上げますので、5ページをお願いしたいと思います。議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。出産育児一時金の支給額を暫定的に引き上げる特例措置が終了することに伴いまして、必要な改正をお願いするものであります。

概要につきましては、出産育児一時金は妊娠4カ月以上が支給対象であり、平成21年10月から国の緊急少子化対策として、出産に要する負担軽減のため35万円から39万円に4万円引き上げを行いました。この措置は平成23年3月までの暫定的な特例措置でありましたが、このたび国から平成23年4月から恒久的な制度とする変更がありましたことに伴い、改正をお願いするものであります。ちなみに、この出産育児一時金につきましては、平成21年度については81件の支給がございました。

続きまして6ページの新旧対照表で御説明申し上げますのでお願いしたいと思います。右側の欄でございますが、現行の欄でございますが、第7条で35万円をうたっておりますが、先ほど申し上げました暫定的な措置であったという形の中で、平成21年9月議会の改定でお願いしまして、附則の中で期間を定めまして、35万円を39万円と定めまして支給をしております。左側の欄ですが、今回の改正案ということで、附則でありました部分を削除いたしまして、本文の第7条の中を39万円に変更していくというものでございます。3行目のただし、ということがございますけれども、それ以降につきましては、御案内のとおり平成21年1月から妊娠22週以上で産科医療補償制度加入の分娩期間で出産した場合には3万円を負担しておりますので、実質的には42万円の支給という形になっております。

5ページにお戻りいただきたいと思っております。4番の条例の施行等につきましては、平成23年4月1日から施行する予定であります。以上であります。

委員長 それでは委員の皆様、質疑を行いたいと思っております。委員より質問等ございましたらお出しいただきたいと思っております。

古畑秀夫委員 この改正案で、これに3万円を超えない範囲で加算するというのは、例の保険というか、出産に伴う医療事故の関係で保険云々というようなことだったかね、これ。で、加算するとかですかね。

市民課長 今、委員さん御指摘のと通りの産科、出産の際の医療補償のための保険加入という形での考え方でございます。

委員長 ほかに。

小野光明委員 4万円ふえるんですけど、4万円とする理由と算定根拠というのは、どうなっているかわかったら教えてください。

市民課長 これは国のほうで決めました基準に基づいて支給をしていくという形になっております。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、出産の時の費用負担を軽減をして出産数をふやしたいという形で国の施策でございます。こちらにつきましては、第二次ベビーブームの人たちが40歳を前にして、ここで出産を促していきたいというのがございまして、実態の出産費用と比べまして支給額が若干低かったということで、実態に合わせていきたいというものというふうを考えております。なお、分娩費用につきましては、1年前の資料になりますけれども、長野県の平均で大体42万円という形になっておりますので、実際の支給額はこれに合わせてきたというふうを考えております。以上です。

小野光明委員 県平均が42万円、全国だとまた違うのですか。

市民課長 先ほど言いました長野県平均が42万6,609円というのは、平均的な数値というふうに聞いておりますが、全国的な平均としては、42万3,957円ということで、3,000円ほど安くなっております。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

白木俊嗣委員 これ、国の施策だって言えば、国では1件につきどのくらい補助を出してくれるわけ。

市民課長 費用負担ということでございますけれども、通常の今までの資金でしたら、3分の2が一般会計、それで保険料として3分の1を負担するのが従来の筋でございましたけれども、今回は国の特例措置ということで、スタートした時に4万円引き上げるうちの3分の1を一般会計、6分の1を保険料、国で半額ということで、4万円引き上げたうちの2万円が国のほうから来ておりました、従来につきましては、今回は、恒久的な措置にするという中では、この国の半額という補助をもう半分にしまして、全体の4分の1ということで、引き上げたうちの、今までは2万円が国から来てたわけですけども、今度は1万円になるという形になりまして、来年度からは国の補助が全くなりまして、従来の筋の一般会計3分の2、保険料3分の1ということになってまいります。以上です。

白木俊嗣委員 ちょっと数字おかしくない。国が先ならさ、国がもっとふやしてもいいと思うのにさ、減らすってというのはおかしいじゃんね。それはどういうわけだい。

市民課長 先ほど言いましたように、国のほうの施策として出産を促すということで特例的なものとして発案をしたんですけども、この恒久的な、従来の制度として金額を単にふやすということにしたという形の中で、従来どおりの3分の2、3分の1ということになるということになります。確かに、国のほうの負担はなくなって、自治体の負担がふえるというものでございます。

副委員長 今の予算のことですけども、交付税の中に含まれていて、その場合には各市町村でやるというふうな考え方でいいですか。

市民課長 今、副委員長さんがおっしゃられたように交付税措置ということでなっております。

白木俊嗣委員 今さ、国もね、民主党が何を考えているかわからないもんでさ、こんなもん出てくると言うけどさ、本来で言えば、おかしいよな。ましてや、今、少子化でもって子供をふやさなければいけないと騒いでいるさなかにさ。児童手当がどうのこうのと騒いでいるのにさ、こっちのほうの分娩費、一番基礎は分娩費だでな。分娩費をあれしてくれなければさ、子供をふやすたって生まなきゃふえないでな。これはただで課長を責めるわけじゃないけどさ、この辺のところは、ちょっとおれは理解できないけれどさ。国の方針だって言えば、仕方

ないと言えは仕方ないけど、何か矛盾するね。いいわ、答弁はいらないけれど。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

委員長 続きまして、議案第3号であります。塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議を行います。説明を求めます。

市民課長 それでは同じく議案説明資料で御説明申し上げますので、7ページをお願いしたいと思います。議案第3号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。提案理由といたしまして、厳しい財政状況にある塩尻市国民健康保険事業特別会計の健全化を図るため、税率等の見直しをすることに伴い、必要な改正をお願いするものであります。

概要につきまして御説明申し上げますが、この件につきましては議員全員協議会や、あるいは委員会、協議会等で御説明し、また本会議での御答弁もしておりますので繰り返しになります。また若干長くなりますけれども御了承をいただきたいと思っております。本市の国保につきましては、平成17年以降6年間、税率を据え置いてまいりました。前年度繰越金が平成20年度までは、毎年約3億円以上の確保ができておりましたけれども、平成21年度には約2億円の減少し、単年度の収支は赤字となり財政状況が悪化してまいりました。今年度の決算におきましても、リーマンショックを主とする景気後退による給与所得や自営業者の所得の落ち込みなどによりまして、税収の見込額が当初予算に比べ約1億1,000万円の減となる一方で、医療費につきましては、10年ぶりの診療報酬プラス改定などによりまして、一般被保険者の療養給付費等は当初予算に比べまして約1億9,000万円の増ということで、大きな歳入欠損になる見込みとなりました。来年以降につきましても、保険税収入減収によりまして、保険給付費の伸びに見合う財源を確保できない状態にあるということで、庁内の検討チームでまとめました国保財政健全化計画をもとに国保運営協議会に3案を諮問いたしまして、いただきました答申により今回の税率改定を提案させていただいたところでございます。

改定の基本的な考えにつきましては、今年度に見込まれます赤字分につきましては、別途一般会計から特別繰り入れをいただきますよう、後ほど御審議をいただきます補正予算で1億8,000万円をお願いしてまいります。この条例により税率改定につきましては、平成25年度に後期高齢者医療制度を廃止して、新たな医療制度改革がされるという予定までの平成23年、平成24年度の2年間につきまして、赤字見込額の解消をお願いするものでございます。国保につきましては御案内のとおり自営業者のほか、年金生活者、あるいは失業者等、比較的所得の低い方が加入しておりまして、財政基盤が非常に弱いという構造的な問題を抱えております。例年、財源の不足すべてを税率改定に求めますと加入者負担が非常に高くなるという形の中で、平成17年度と同様に改定による税の増収と一般会計からの繰入金を半々とするを基本に検討をいたしました。不足分を半々いたしますと11%を超える大幅な税率改定になるということから、一般会計繰入金を半々よりふやすこ

とによりまして、一人当たりの平均調定額を9.9%に引き上げということをお願いをし、約1億5,000万円の改定による増収を見込んでいるところでございます。結果としまして平成22年、平成23年、平成24年度の3年間で一般会計から5億円の特別繰り入れをお願いすることとなります。

次に改正の概要について御説明申し上げます。この表に記載してございますけれども、御案内のとおり国保税につきましては、医療保険分、介護納付金分と後期高齢者支援金分からなっておりますけれども、後期高齢者支援金分につきましては、支出に対します保険税収と国・県などからの負担金の見込みなどから、ほぼ均衡は保たれている状況でありますので据え置きいたしまして、医療保険分と介護納付金分を改定をお願いするものでございます。医療保険分につきましては、所得割、均等割、平等割、それぞれここにございますけれども、率、あるいは金額を引き上げてまいるというものでございます。介護納付金につきましては、こちらについては、40歳から65歳未満の方に納付いただくわけですが、こちらにつきましても同様に改定をお願いしているというものでございます。先ほど申し上げましたように、9.9%ということ御説明申し上げておりますけれども、税率改定の中では9.9という数字は出てこなくて、一人当たりの平均調定額ということで計算しますと9.9%の引き上げになるというものでございます。

(2)でございます。国民健康保険税の均等割及び平等割の減額措置にかかわる基準を改めるものというところでございます。こちらにつきましては、世帯単位でかかります均等割と加入人員に応じてかかります平等割の、いわゆる応益割の軽減制度を拡大しようというものでございます。従来、応益割の6割及び4割を軽減しておりましたが、これを7割、5割、2割に拡大し、所得の低い方への負担を軽減をしようというもので、これによります影響につきましては、軽減される額が従来より6,000万円増ということで1億2,700万円が軽減額となりますけれども、うち県が4分の3、市が4分の1を負担しまして国保会計に繰り出すというものでございます。

続きまして、新旧対照表で御説明申し上げますので8ページをお願いしたいと思います。8ページですが、第3条から第6条までということで8ページに書いてございますが、これが先ほど言いました医療保険分を改定するというものでございまして、先ほどの表でございまして、医療保険分の所得割、第3条にうたっておりますが、100分の5.2を5.8に引き上げるというものでございましてお願いしたいと思います。以降、第5条については均等割という形でのうたい方、第6条については平等割ということになってございます。以降、第11条につきましては、介護納付金分についての引き上げを同様に所得割、均等割、平等割の改定をお願いするというものでございます。

9ページの中ほど第26条になりますけれども、ここ以降が、先ほど申し上げました軽減を拡大するという改定でございます。大変見にくい表でございます。恐縮でございますけれども、この26条以降に書いてございますのは、前段で申し上げました金額から幾らを減らすかという、減額される額をここに書いてあるというところでございまして、9ページの第26条については、これは7割軽減分をうたっているものでございます。右側の、先ほど言いましたけれども、現行のところの第26条は、6割の軽減であったものを左側の改定案では7割にするという形でございます。具体的に申し上げますと、9ページの一番下でございまして、医療保険分の均等割でございますけれども、従来は、右側のほうへ行きますと8,880円ということでございまして、これはもとの数字が第5条にございまして、1万4,800円でございますけれども、これにつきまして0.6を掛け

まして8,880円、この額が減額になるという数字でございます。左側につきましては、改定につきましては、これを7割にするということで、先ほど申し上げました1万9,000円余、0.7ということで7割として、1万3,300円が減額になりまして、結果的に1万9,000円の方については、7割軽減されると残り1万3,300円を引きますと5,700円が課税になりますよという見方でございます。

続きまして10ページをお願いしたいと思います。中段の下にございますが、(2)がございまして、こちらは、左側、5割軽減ということで、表の見方は同じでございますが、従来4割であった方が、改定によりまして5割になるというものでございます。

続きまして11ページでございますが、やはり中ほどに(3)がございましてけれども、こちらにつきましては、新たに2割をつくっていくというものでございます。

続きまして7ページにまた戻っていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げました軽減という形の中で、純粹に従来6割軽減だった方が7割になる。4割であった方が5割軽減になる。新たに2割が加わるというものでございまして、減免の該当者につきましては、本年度の課税税率で6割軽減の1,948世帯2,930人が、そのまま7割軽減に移行いたします。4割軽減の529世帯1,248人が4割から5割に移行いたします。ここに新たに2割軽減といたしまして、1,231世帯の2,340人が新たに加わりまして、合計いたしますと、世帯数で申し上げますと、現在の2,477世帯から3,708世帯に軽減対象者がふえてくる。また、人で申し上げますと4,178人から6,518人に拡大されるというものでございます。

一番下になりますが、条例の施行等につきましては、平成23年4月1日からということで導入していきますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは説明をいただきましたので、審査を行います。委員より御意見、質疑ございましたらお出しただければと思います。

小野光明委員 いつも保険税率の関係はですね、言葉が難しいと思っていて、今さら聞けないことを聞きます。所得割とか均等割、平等割、さらに応益、応能ってあるんですけど、わかりやすい何か資料がありましたら出してほしいと思います。

それと先ほど、軽減の関係で対象人数が出てきましたけれども、それも大分そういうことがふえてくると思うのですが、数字も含めて何か資料で出していただくとありがたいないつも思っておりますので、資料は後でもいいのでもらえますか、お願いします。

市民課長 資料につきましては、後ほど配らせていただきます。ちょっと概略ですが、応益割、応能割という言い方をしておりますけれども、いわゆる応益割につきましては、加入している方、等しくかかるということで、先ほど申し上げました均等割というのは、加入した人によってかかるというものが均等割で、平等割というのは、世帯、1世帯単位でかかるものという形になります。それから応能割につきましては、保険税の負担能力のある方からいただきたいという形の中で、その中には所得割と資産割ということで4つの組み合わせで課税をしているという状況でございますので、後ほど資料を配らせていただきます。

委員長 よろしいですか。

白木俊嗣委員 おれもこの間質問した関係があるもんでね、聞くけどさ。こうやって聞いているとね、軽減も7割、5割、2割なんて該当者もふえたって話だけさ。だけどね、おれもこの前言ったようにさ、同じ医

療を受ければね、所得がさ、多いから負担が多いのどうのこうのっていうような議論になるんだけどさ。こうやって見るとね、ある程度、一定の所得のある者はね、みんなその人たちの負担をしなければいけないんだよな、早く言えば。今、該当者もさ、4,100人から6,100人になればね、2,000人からの人がさ、その軽減税率に入ってきちゃうわけさ。そうするとその衆の分までね、所得、ある程度一定の所得があればね、負担していかざるを得なくなっちゃうわけだよね。会計自体が決算ができないからさ、上げることも理解はするんだけどさ。そういう中에서도ね、一般会計の繰出金も今回のね、税率の改正でもってね、その額よりかさ、一般会計から持ち出しが多いっていうけどさ。ただね、正直言ってね、まじめに納めている者はね、何かいつも割が悪く思うだよ。それである程度ちょっと困って言えばさ、滞納にみんな結びついちゃうずら。滞納だって6億円からの滞納があるじゃんね。そうするとね、まともに納めている者はね、うんと矛盾を感じるわけさ。おれも正直言ってそこらを歩いてもね、また国保が上がるってねという話の中でもってね、この間もちょっと議論したけどさ、高額医療についてだってね、所得でもって控除額が違うずら。何かね、本当に納める者にしてみればね、うんと矛盾を感じるんだけどさ、皆さん、自分でこれをやっていて、そういう矛盾を感じない。

市民課長 大変難しい問題でございますけれども、本市の場合、こういう医療保険というのは、相互扶助という精神の中で、本当は加入者にかかわる経費については、加入者の負担で賄うというのが、当初の筋でスタートしています。税で賄う。ただそれが特に国保の場合には、高齢者が多いとか、低所得者が多いという形の中で、それでは賄えないということで、前期高齢者みたいにほかの被用者保険から繰り入れが生ずるとか、あるいは市から特別繰り入れをするとか、そういう形でせざるを得ない状況でございます。そういう中で、大変今、過渡期にあるって、お話どおりでございますけれども、ただ、実際に払っていただいている方については、また、専決のほうで、今後出てこようかと思いますが、課税の上限額、制限額がございますけれども、それは所得に応じて課税がかかるんですが、それが青空でなくて一定のところで基準で切られているという形の中で、かなり所得があっても上限額での納付になっているというのはありますけれども、これは、現在国のほうで毎年見直して徐々にそれを引き上げております。そういうことでもっと納められる人はもっといただいて、中間層の、どちらかと言うとサラリーマンとか、そういう人たちの負担を全体に引き上げるんじゃなくて、高額所得者からもうちょっといただくという形での上限額の改正等を今やっておりますので、そこら辺でよろしくお願いしたいと思いますけれども、ちょっと答弁になっておりませんけれども。

白木俊嗣委員 課長の答弁で理解はするんだけどさ。ただね、納め具合でさ、いくら上げてくれたってね、滞納に結びついちゃうわけさ。それでましてや、この前も比較したけど社会保険と比較するとね、国保の場合は国が負担するというけどさ、社会保険だって言えば事業主が負担するもんでね。個人としてみればね、負担は一緒さ。そうなるよね、国保は所得がその割になくてもね、なくてって言うか、社会保険の者と同じような処遇でもね、国保のほうかうんと高く感じるだよね。ましてや今、年金だって何だってそうだけれどね、みんな頭打ちでカットになってきてるずら。もらうものは減ってくる、負担するものはふえるというようなことだもんでね。その中でもって、今言うように今度は軽減税率のね、7、5、2になったって言うけどさ、矛盾を感じるだよな。実際病気になってみるとね、国保のありがたさはわかるけどさ、本当に健康でいる人たちから見るとね、本当に矛盾を感じるだよ。だから、おれは、一般会計のね、繰出金をさ、もっとふやしてね、やはり国保の一番の加入者となる低所得者たちのね、もうちょっと軽減になるようなさ、措置をとってくれてもいいと思うんだけどさ、

どういふもんだい。

市民環境事業部長 12月議会で白木議員さんから御質問をいただいて、本会議場でいろいろ御意見をいただいた経過もありますけれども、先ほど課長が申し上げましたように相互扶助ということで成り立っている上での公約にも上げてあります。私たちもやっています確かに、委員さんおっしゃるように、所得の、この間も質問の中に出てましたけれども、1割の保険税というのはいかかなものかというような御質問もいただいたのですけれども、やっても本当に大丈夫かなと思うような部分はいっぱいあります。それだもんですから、今、我々は制度改正等々されているのですけれども、その前からぜひ国が応分の負担をして、本当に最後の最後に行くところは国保なものですから、ぜひ、皆さんが本当に無理なく払えるような、そういうシステムにしてほしいということは、再三、市長会等も通じてやっていますので。そうは言っても、今のところこういう制度の中でやっていることですので、ぜひ御理解をいただいて。それと今、一般会計の応分の負担というお話も出たのですけれども、半分、今、32%、加入世帯、以外の方は、国保以外の方ですので、税のほうから入れていただくとなると、そういった方たちの御理解もいただかなきゃいけないということもありまして、実は国保の運営協議会の中でもお話が出たのですけれども、今回9.9%というところで、一応、答申いただいたんですが、中には、ほかの皆さんから御理解いただける税率改正でなければいけないと。9.9%まで行ってしまっていていかというような御意見もいただきました。ですけれども、委員さん方の総意の中で、こういう事情の中では、9.9%でぜひお願いしたいという答申だったわけですので、いろんな御意見ありますけれども、我々もこれからまた国のほうに、しっかり国、県のほうにも声を届けていきたいと思っていますので、ぜひ御理解を賜りまして、今回、この税率改定をお認めいただけたらというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

白木俊嗣委員 正直言ってね、1割近いものが上がっていけばね、滞納だってまたふえてくる、正直言って、1割くらいはふえると思うね。それで国保の滞納が約6億円からの滞納をもってね、一般会計が多いじゃん。収納あたりがね、努力してるのはうんと理解するけどさ。ただ問題は収納率をもっと上げることによってね、ある程度この解消ができると思うだよ。要するに、滞納額を減らす努力をすることによってね。何だかんだ理由をつけてさ、払わない人も問題だと思うけどさ、その辺のところをね、もうちょっと厳しくやればさ、もうちょっと収納率は上がるじゃないかという気もするもんださ。何しろ、おれは正直言ってそこらへ行って市民の皆さんと話をするとね、うちは1割からの国保を上げてくれたってね、負担できないって人からさ、いろいろな人があるだよ。皆さん、末端のところが意見を聞いているかどうか知らんけどさ。やはりそういう中であって、国の努力も足りないこともわかるけどさ、ただ決算が結べないからと言ってね、みんな市民にかぶせてくるのもね、そういう中であって、おれはもう少し一般会計からの繰出金をね、ふやすような努力をしてほしいと思う、おれは。いいわ。

中野長勲委員 暗い話ばかりでね、あれだけ。さっきも法人の話が出ただけで、どうしても法人は社会保険でやっている。だけどやはり、こういった不景気になって来る中で、社会保険が払えなくて国保に行くというような傾向は、市内ではどんな傾向かね。そういうところわかるかい。

市民課長 国保の加入者につきましては、リーマンショック以降、解雇等によりまして社会保険から国保に移る方がふえてまいりました。一時ふえておりましたけれども、最近はやはりまた国保から社会保険に戻られる方がふえておりますので、若干ずつですが減っているという状況でございます。

中野長勲委員 リーマンショックが、今、大分盛り返してきてるっていうような感じで、今、聞けば、また社会保険に戻るといふようなことは本当にいいことだと思うけど、やはり社会保険を払っている小さな零細規模の経営者というのは大変だと思うだね。社会保険料が払えないで、倒産しちゃえばもちろん払えないことだけど、それが、結局は国保にかぶさってくるのだろうけど、これから景気の浮揚をまた行政の立場で応援をしていただきたいなと思います。それは要望でいいです。

小野光明委員 先ほども部長からありましたけれども、国が応分な負担をすべきだというのは当然だと思うんですけど、これまで国庫支出金等はどんな見直しがあって、今後この辺は減っていくのか、ふえていくのか、どんな見直しなんでしょうか。

市民課長 これにつきましては、先の12月議会で確か御質問がございまして、国の負担が減っているんじゃないかというふうなお話がございましたけれども、実質的には、国が出しているお金というのは減ってはいますけれども、ただ他から出し合っていると、県から出し合うとか、あるいは他の被用者保険から出し合うということで、こちらに入ってくる率としては確保できているという形でございます。そこら辺につきましては、細かい内容に関して係長のほうから御説明申し上げますのでお願いします。

国保年金係長 今、御質問のありました国庫負担がやはり低下があるんじゃないかということでございますけれども、昭和59年10月からの退職者医療制度の導入に伴いまして、国庫負担率が従来の45%負担から医療給付費の50%負担というふうに変更されております。また平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりまして大きな制度改正がありましたけれども、この中で、先ほど課長のほうからお話があったんですが、国庫負担にかわる負担といたしましては、前期高齢者交付金ですとか、県の負担ですね、そういうものがふえてきておまして、この負担はただ被用者保険側のほうから前期高齢者負担金という分担が出ているんですけども、こういったものをトータルいたしますと、そんなに大きくは変わらない負担をいただいているものと解釈しております。ただ実際に国庫負担につきましては、昭和58年度では給付費52.2%から、平成21年度を見ますと23%の負担ということで、大きく国庫負担については減っている内容がありますけれども、先ほどお話ししたとおりそのほかの負担がふえている、負担を回しているという言い方は変なんですけど、そういうものがございまして、全体の負担をしてもらっている割合は、そんなに大きくは変わっていないという現状であります。

小野光明委員 全体でなくて国。国が52%から23%に減ったから、国の負担割合は減っているということではないんですかね。

国保年金係長 そうですね、負担割合から見ると、国の持ち出しは減っているというのが現状です。

小野光明委員 そうすると結局、県や市が、市町村が負担して、一般財源で補てんしているというのが現状だと思いますけれど、結局、医療費と裏腹な関係にあって、医療費がふえたんで減らせという三位一体改革の中で、こういうふうになってきたんじゃないんでしょうかね。その辺はどう見ているのでしょうか。

市民課長 構造的な改善をするという中で、国が、先ほど言いましたように5割見ていたものを負担しきれなくなってきたという言い方は、大変恐縮なんですけれども、それを県、あるいはほかの被用者保険等に分担を、それぞれ補てんをしたというふうには考えております。ですから実質的に国が支出する額というのは、拠出する額というのは減ってきているということになります。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

小野光明委員 そうすると、今後、後期高齢者の関係の見直しが平成25年か平成26年ですか、それを含めると要はもう国は面倒をみないから県や市町村でやってくれやという話でいいんですかね。大ざっぱに言うと。

市民課長 また後ほどの議案の中でも御説明する予定でしたのですけれども、平成25年度に後期高齢者医療制度を廃止しまして、75歳以上につきましては国保に、あるいは被用者保険に加入ということで、平成30年度には国保については、全年齢を範囲にしていくという形になっております。まだ具体的な形が、今通常国家に果たして提案できるのかどうか、また提案されて可決になって予算案件、まだできたまま提出になっておりませんので、準備期間に果たしてスタートできるかどうかというような点がございまして、ただ国のほうでは、これについては県で、今、知事会が反対をしているというのは、結局、これはただ組織を大きくするだけで財源の裏打ちがないんじゃないかと。ただ赤字の組織を大きくするだけじゃないかということで、それを市町村から離して、県によこされても困るというのが実情なわけです。そういう中で、国のほうでも福祉制度と税をどうあるべきかということで現在検討が始まっております、それについて、国、政府の案を6月にまとめていくということの形になっておりますので、そちらのほうで何らかの検討がされようかと思われまして。なお、現在、広域化については、市町村の確保が非常に大きいと。これは、税の負担もそうですし、医療費の負担も非常に大きい中を広域化していくとなると、泣く市町村がかなり出てくると、負担がかなり多くなっていくという形になりますと、よほどの財源を国から繰り入れていただかないと、なかなか合意、スタートにもっていけないのではないかとございまして、そこら辺を基本に、先ほど申し上げました福祉と税のあり方を国のほうで、今後どうなるかということに大変期待をしているという状況でございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

古畑秀夫委員 いわゆる2年間の措置というか2年間を想定してこういうものを値上げしてということですが、今の状況からすると、後期高齢者を含めた医療制度がもう1年くらいは先に行くじゃないかみたいな状況も想定されるわけだな。そうすると、また2年後に値上げをして対応しなきゃいけないようなことになるのか。所得が減ることによる税収減で1億1,000万円が減ったということの中で、赤字の一つの原因になっているようですが、これからいくらかふえるような税収見込みもあってなんとかなるのかどうか、その辺を含めてちょっとお伺いします。

市民課長 先ほど申し上げましたけれども、これは平成23年、平成24年度という形で、平成25年度に新たな制度ということで申し上げましたけれども、平成25年度には、現在の後期高齢者医療制度の対象者、75歳以上の方が県の広域化にするという計画なわけです。ですから、75歳未満の方は市町村の国保に継続されてまだ残ります。それが合併するのが平成30年度という予定でありますので、現行の国保については、まだ平成29年度までは継続されるという予定になっております。ただ、そこで新たな制度ができることによって国の財源をどの程度投資していただけるかというのは、また平成25年度にも新たな制度がまた見直されるとは思いますが、そういう形でございますので、当面、現行の国保は継続されますので。ただ現在の補助基準が継続されます平成23年、平成24年度についての財政見通しを立てたというものでございまして、仮に値上げの必要がないという形でありましても、平成23年、平成24年を過ぎたところで、もう一度市の国保の財政健全化計画というのは見直しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

古畑秀夫委員 それでは、その中でまた値上げということも想定されるということだね。

市民課長 その時の税込、あるいは医療費、国の援助というような形の中で何とも言えませんが、そこで総体的にまた検討をして御相談を申し上げたいと思っております。

副委員長 国保の制度で自己負担分は、現在は1割。患者さんの医療費の自己負担分は、現役世代は3割で、70歳以上が1割。4月からまた2割になるという話があるんですけど、それは国保の関係は。

国保年金係長 今のお話の70歳から74歳の加入者につきましては、国民健康保険のほうで請求するんですが、今現在が1割の自己負担で済んでいます。これが通常の形ですと2割負担になるところでございますが、今年度末までですね、1割負担で済むんですけども。措置がとられてますのでね。予定ですと、来年もう1年間、それが凍結されて優遇されるということになっておりまして、70歳から74歳の方の1割負担に、来年も優遇されることができるという形となっております。

副委員長 わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにないですか。それではないようですので、議案第3号について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩を入れさせていただきます。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案4号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 続きまして、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 続きまして関係資料13ページ、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を説明させていただきます。改正の理由は、市が一事業主として策定しました塩尻市特定事業主行動計画に基づき、仕事と子育ての両立を支援するため育児短時間勤務制度の導入によるものなのです。育児短時間勤務制度は、職員の小学校就学前の子を養育するために、常勤職員のまま一定の勤務形態により職員が希望する日又は時間帯に勤務できる制度で、平成20年1月に創設された制度ですが、現在県内19市の中では松本市、安曇野市など4市が導入している状況であります。

3つの条例がありますが、まず初めに14ページの第1条、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。第7条の4を追加する改正につきましては、育児短時間勤務職員の給料月額を、育児短時間勤務として定められた勤務時間を、1週間の勤務時間である38時間45分で割った割合を算出率として、給料月額に算出率を乗じて計算するものです。例えば、1週間の勤務時間がフルタイムの2分の1であれば、給料月額も2分の1とするものです。

17ページ、第28条の期末手当の額と18ページ、第31条の勤勉手当の額につきましては、両方ともその不足額の計算は、給料月額をフルタイム勤務時の給料月額に割り戻して計算します。附則に書いてありますが、期末手当では、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の2分の1に相当する期間を勤務期間から除きますし、勤勉手当では、育児短時間勤務をすることにより短縮された期間を勤務期間から除きます。

続きまして19ページの第2条、塩尻市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をごらんください。第8条の改正は、育児休業をした職員の復帰時の号俸調整について。育児休業をした期間を2分の1として換算していたものを、100分の100以下の換算率で換算すると改めるもので、経過措置として3月31日までの間は、2分の1のまま算定するものでございます。

20ページの第10条は、育児短時間勤務をすることができない職員は、臨時的に任用された職員と定年に達して引き続き勤務している職員とするものです。

第11条は、通常、育児短時間勤務の終了後、1年経過しない場合は、再度の育児短時間勤務をすることができませんが、特別な場合として出産により当初の育児短時間勤務の承認が失効となった後に出産した子が死亡した場合や、退職等の処分を受け育児短時間勤務の承認の効力を失った後に処分の期間が終了した場合などは、育児短時間勤務をすることができるとするものです。

第12条は、育児短時間勤務の形態を規定するものですが、22ページにありますように、1週間あたりの勤務時間は38時間45分ですので、この10分の1の3時間55分を5日間働きますと、ここにありますように19時間35分となります。このほかに8分の1、5分の1などの形態を定めています。

第13条は育児短時間勤務の承認や期間の延長の請求の手続きについては、ひと月前までに行うとするものです。

第14条は、育児短時間勤務の承認の取り消し理由を、育児短時間勤務にかかる次の子の承認を必要とする時と、当初の内容と異なる内容の承認をしようとする時とするものです。

第17条は、育児短時間勤務をした職員の退職手当について。育児短時間勤務をしていた期間の3分の2の期間を退職手当の算定の基礎とする在職期間に通算するものであります。

続きまして25ページの第3条、塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の新旧対照表をごらんください。第2条第2項、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間あたりの勤務時間は、その承認を受けた内容に従い、任命権者である市長が定めるとするものです。

第4項は、育児短時間勤務に伴う職員の任用について。勤務時間を1週間当たり31時間までの範囲とするものです。

26ページ第6項は、育児短時間勤務職員の勤務期間のやりくりについて規定するものです。

27ページの第5条は、育児短時間勤務職員は、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間外に勤務を命ずることができる規定を加えるもので、この条例は4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問等ございましたらお出しください。

金田興一委員 この前に育児休暇がありますよね。これは、男子職員の取得率というのは、どのくらいになっていますか。

人事課長 現在1名の職員がとっている状態でございますけれども、過去には2人おりまして、今、3人目という形になります。以上です。

金田興一委員 そういうことを考えると大変少ないですね、取得するという職員というのが。そして今度は、いわゆる育児の短時間勤務ができた時に、利用というのはどのくらい見込まれるというふうにお考えですか。

人事課長 先ほどの御質問は男性職員というふうにお聞きしたと思うのですが、女性職員も含めてですね、全体では、現在育児休業につきまして3月1日現在では24名が取得している状態でございます。制度ばかりつくってもですね、それを取得できないんじゃないかということがあるんですけども、その考える要因として一つには、これは育児休業の話になりますけれども、育児休業を取得する職員がですね、それをとっている時に、担当の業務が支障なく遂行されるか、ほかの方がそれをやれるかどうかということにかかってくるという点とですね、あともう1点は、育児休業が終わった後に、その職場に復帰する不安が解消できるかということが考えられると思いますけれども、ほかの職員ですね、仲間と言うのでしょうか、その関係で対応していくということなんですけれども。御質問の今回こういう制度を制定することによりましてですね、どのくらいの者がとれるかということなんですけれども、19市の中で既に、先ほども言いましたように松本市が去年の3月から行っているわけなんですけれども、ここで実際には、医療職とか看護師の関係で数名とっている状態でありまして、塩尻市でも予想されるのは、やはり本当に少ない数字かと思われまして、やはり子供を社会で育てていかなければいけないという状況でございますので、ぜひ、条例につきましては整備していきたいというふうにお考えしております。以上です。

金田興一委員 今お話のあったように、やはり一番とりにくいというのは、休んだ後の業務をどんなふうになんかやってくれるのか、あるいは自分が分担していた業務の責任意識というのを持っているのか、自分が育休にしても、短時間の勤務にしても何かとりにくいというような、そういう意識が働くというのですよね。今の業務復帰なんかは、仲間意識を持ってこなすような表現がありましたけれども、やはりもうちょっとこれは市として制度的に、休んだ人の後の業務に対するフォロー、これをどんなふうにお考えなんでしょうかね。

人事課長 最終的にはですね、補助的にですね、臨時職員等を採用するという形になるのですが、やはり、今度の育児短時間勤務につきましては、時間がですね、限られていると。1週間のうちの丸々半日とか、そういう半日もあるんですけども、期間が短いということになりますので、逆に今度はこれを補助するための職員というのが、そういう雇用にマッチした職員が必ずしもいるとは限らないので、まず、事務の分担を見直す中で対応して、なおかつ、どうしても対応が不可能だという形になれば、臨時職員等で対応していきたいというふうにお考えしております。

金田興一委員 もう1点、最高にとれる時間を、もしとるとした場合に、子供1人に対してなのか、例えば、双子がいたり、年子がいたり、複数の子供がいると。子供が1人であろうと3人であろうと、これはすべてこの時間だけということですか。

人事課長 一応、考え方的にはですね、2人いても3人いてもですね、ただこの育児短時間勤務をするにあたる子供を、まずどの子かという形で申請しますので、休暇している職員がいるとすれば、これは最初の子供のものですよという形で最初申請になります。ダブルという形にはなりませんので、一応、次の子が生まれたという形になればですね、また改めて申請を取り直すという形になります。育児休業が通常3年、最長で3年ありま

すので、次に育児短時間勤務という形で勤めはしますので、それで1年とることができます。次に1年はとれませんので、育児短時間勤務はとれないのですけれども、また次の年にという形ですね、先ほどの御質問につきましては、子供を特定してとるという形になりますのでお願いします。

金田興一委員 ちょっといまいわからないものがあります。それから参考までに、恐らく育児中の職員というのは30代だろうと思うんですね。だから平均的な職員で、最高の育児の短時間勤務をした場合の、いわゆる収入はどのくらい減になるんですか、平均的で。

人事課長 係長から。

職員係長 平均という意味ですね、大体この年齢層からいって試算したデータで言いますと月例給で24万円ほど想定した中では、先ほど課長のほうで説明ございましたが、一番少ない時間で約50.数パーセント、約半分になりますので、お給料的にも14万円、それから地域手当とか、もろもろの手当等を含めて約毎月もらう給料は半減するというような金額になるかと思います。以上です。

金田興一委員 いいです。

委員長 よろしいですか。ほかに。

小野光明委員 概要のところは複数ある勤務形態、とあるんですけど、これは幾つくらい、具体的にどんな形態を想定していますか。

人事課長 具体的に言いますと、例えば月曜日から金曜日まで5日間のうちですが、1日当たり3時間55分勤務します。そうなりますと週に19時間35分という形になりますが、それが一つのパターンです。次に月曜日から金曜日まで5日間ですが、1日当たり4時間55分働きますと週24時間35分になります。ちなみにこれがですね、全国的に制度を導入している中で一番取得している状況が多いパターンになります。3番目に月曜日から金曜日のうち3日間、1日7時間45分、これですと週に23時間15分になりますが、こういう制度が3番目でございます。あと4番目に月曜日から金曜日のうち、2日間を1日7時間45分、フルですけれども働きて、1日3時間55分働きますと、週19時間25分というふうになります。以上でございます。

小野光明委員 勤務ということになると、必ず庁舎なりに来て仕事をすることになるわけですよね。今、IT化が進んでですね、単純な本当に事務処理なりですね、文書作成という形になると、自宅でもできるようなものもあるかと思うんですが、いわゆる自宅勤務というのはこの中に入っていないという解釈でいいですか。

人事課長 民間ではそういうような形態が、今、発生しているというふうに聞いておりますけれども、今回の条例につきましては、自宅勤務というのは想定してはおりません。

小野光明委員 その理由は何でしょうか。

人事課長 一応ですね、あと管理状況との問題がございますし、出退勤の管理という点から出勤簿というのが現在常備されておまして、そこに出入勤の記録が残ります。自宅にいた場合は、そういうポジションで、あくまでも勤務先で勤めるというのが前提となっておりますので。将来的にはですね、自宅勤務ということも考えられると思いますけれども、現在の状況では想定しておりません。

小野光明委員 本当に来てですね、窓口とか何とかということになると相手がいるんですが、相手がいない職場も意外とあつたりすると思うんですけど、やはり柔軟に物事を考えていかないと、結局これは就学前ということなので、多分、先ほどくらの時間なり、短時間ということなので、そこを補ってやるような形になると取

得率も上がると思うんですけど、どうなんでしょうかね。

人事課長 やはりですね、取得率を上げるために、ではどういうふうに、先ほどちょっとお答えしましたけれども、職場の環境を整えるというのが一番だと思うんですけども。その中で、やはり私ども一人で仕事をしているというものがあるものもあると思うんですけども、一応、組織の中でですね、向上し合ってやっていくというのが現実でございますので、なかなか今すぐにですね、自宅勤務を認めていくということまでは、状況がなっていないというふうに考えておりますけれども。

小野光明委員 進歩って言いますけれど、むしろこの仕事はあっちこっちで気軽に決められた仕事しかやらないように思うんですけど、どうなんでしょうかね。

人事課長 確かに、じゃあ来てですね、その部分がしっかりノルマ、実際の仕事をやっている部分もあるんですけど、それは、いろいろ調整があって初めてできている仕事でございますので、単純にということは、今の段階ではちょっと難しいかと思えますけれど、将来的には、そういう時代にはなっていくことは想定されますが、現状ではこんな形で。

金田興一委員 今の話を聞いていてね、今の塩尻市は、厚労省の補助を受けてウイングロードビルの3階でね、ひとり親家庭の在宅支援事業というのをやっているんですね。在宅支援ということで120名くらいの方が、今、盛んに訓練を受けているわけですが、そういうことを考えれば、確か全国で16カ所ですかね。ということは、全国の中でも先進的なことをやっているわけなんですよ。先進的なことをやっっているながら、今言われたような話の中では、全国一般的なことを考えていたんでは、私はちょっと時代的にあわないんじゃないかと。やはり片方では在宅支援のそういう教育をし、習得をさせていながら、市だけはそれはだめですよということにはならんと思うので、やはりこれは、副市長なり総務部長にも強くお願いしなければならんだけけれども、やはり早急にそういう対策を考えるべきではないかなと、私は思うんですけど、いかがでしょうか。

副市長 在宅就労支援の関係につきましては、私のところで、塩尻市振興公社で受託をしておりますんですけども、その点も含めまして御答弁をしたいと思いますけれども。一部、IT関係の、いわゆる定型的な業務についてですね、受託をして自宅で仕事ができるという環境を整えて、そのための研修をやっていると、こういうのが今の御質問にある事業であります。一方、市役所の事業の中でですね、これは事務の切り分けというのが、比較的進んで、申し訳ないですけど進んでおりませんでですね、非常にあっちの事務をやりこっちの事務をやりということで、職員が幾つかの事務をかけ持ってやらなければいけないというような状況であります。したがって、民間の会社のようにですね、定型的な事務は、この人はこれを一から百までずっとやればそれで済んでしまうというような形には、今、なっておりませんので、なかなか在宅にという意味では似合わないのかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても定型的な事務とですね、それから対人関係と言いますか、接客的な事務というふうにですね、いずれかの時点ではですね、きちんと分けていかなければいけない。そのことによって外注というようなこともできますでしょうし、あるいは、今、こちらにございますITを使った在宅勤務というものも、いずれ発生をするということになりますので、事務のあり方全体を、職員の環境だけじゃなくてですね、事務執行のあり方全体を少し見直すような努力をこれからしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので。ただ、今のところそういう環境になっていないということなものですから、この条例によって、出勤を制限をしながら勤務というようなことで、今のところは進みたいということでございます。

金田興一委員 今、言われていることはわからないというわけではないのですが、少なくともそういう働きやすいような形での条例をつくるわけなんで、やはりそれが生きるといった形での職場の体制というのも必要だと思うんですね。当然セキュリティの問題だとか、いろんな問題があると思うんですけどね。いずれはというのじゃなくて、やはり早い時期にそういう組織の総体を見直して、こういういろんな各種こういういいものをつくったものに対応できるような体制の構築というのも、私は大事じゃないかなと思うんで、ぜひ、この点は早めな検討をお願いしたいと、これだけ要望しておきます。

古畑秀夫委員 基本的に今、少子化から子育て支援ということが極めて大切であるということで、国を挙げてやっている中ですから、基本的には、こういう条例改正はいいと思うんですが、先ほど人事課から指摘があるように、また今、委員からの質問があったような部分の検討や、特にせつかく制度をつくって休みやすいふうにするということはいかに考えていくかということになると、やはり、わずかな時間だけしか短時間でとらないということになれば、事務分担でできる可能性はあるわけですが、現実にはなかなか難しい部分があれば、臨職なり雇ってその人が周りの人たちにあまり気を使わなくて、この短時間勤務をやれるような体制というのを、ぜひやっていただかないと利用者が。せつかくつくって、きょう議論してみても利用者はあまりいなかったということになっちゃいけないので、ぜひそのところは検討して、とりやすい体制をとっていただきたいと思いますが。

もう一つ、フレックスタイムみたいなものっていうのは今、市役所の場合、どういうふうになっているのか。この短時間勤務の中でもどういう形で、朝出てきて欠なのか、どのようなことで考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

人事課長 フレックスにつきましては、遅く出てきて、遅くまで働くというような形ですね、現在の運用につきましては所属長の判断で行っていくというのが現状でございます。ですので、条例上制定ということではなくてですね、いろんなケースが考えられるものですから、そのいろいろな事項が発生した時に、その所属長の判断で行っているということでございますのでお願いします。

古畑秀夫委員 この勤務の場合は、どんなような形を想定しているわけですか。どんなようになっていうのは、朝出てきてこうなのか、頭を遅らせるのかというようなのは、どんなふうに。

人事課長 今回の育児短時間勤務につきましては、1カ月前にですね、その職場に対して申請しますが、その時間帯はですね、事前にその時間、例えば朝から3時間55分とか、そういった形で勤めたいというような形を事前に出していただきますので、また、それを変えていくという形ではありませんので。今回の育児短時間勤務については、時間帯はしっかり決まってしまうということでございますので。

古畑秀夫委員 そうすると本人の申し込みで、ある程度そこは柔軟に対応されるという理解でいいですか。

人事課長 一応本人の希望になるのですけれども、ただ、それがですね、現実的に要は一番朝方が忙しくて、そういうことが対応できないよという職場であればですね、そこはちょっと話をまずさせていただいて、最終的には、認める側の採用の市側が決定するわけなんですけれども、そこは事前に話をしてもらおうという形になります。

白木俊嗣委員 おれもこういうこと、よくわからないけどさ。例えばね、育児休業をさ、ふやすとかさ、もうちょっと輪切りにとるようなね、方法はとれないものか。中途半端に出てきたってさ、仕事はみんな中途半端になると思うしさ、えらい意味ないと思うだよな。だで、育児休業なり何なりをふやすとかね、それを本当に必要

な時に輪切りにするとかさ。

人事課長 育児休業というのは生まれてから3歳、子供が3歳という形で、これは基本的に給料は出ない形になります。本来この育児短時間勤務については、常勤というのがまず前提になっていまして、それについての給料は出るということになって、それでなおかつ、学校に上がる前という形になりますので、育児休業は育児休業のままあって、その後に使ってもらえる制度というふうに御理解いただきたいと思います。

白木俊嗣委員 それはわかったけどさ、それじゃ事業者だって給料を払わないで済むしさ。子育ても、もしどうしても重視したければさ、その3年なり何なりをね、延長してさ、それで本当に必要な時に、それは何か労働基準法が何かで決まっているわけ、それは。

人事課長 育児休業は3年間、3歳までなものですから。それを例えば、委員の御指摘は、ちょっと後にですね、育児休業をとということかと思うんですが、それはとれないものですから。育児休業は育児休業であって、それでなおかつ、今回の育児短時間勤務という制度が加わるというふうに御理解いただきたいと思います。

白木俊嗣委員 それは理解するんだけどさ、ただね、事業主にしてみればね、そんな中途半端な仕事をしてもらうだったらさ、その勤めている者にしてみればね、給料もほしいからさ、そういう勤務もしたいと思うけどさ。ただ、事業主から見ればね、3年なんて言わなくてさ、条例でもって特別に4年なりに延長してさ。

聞いてりゃね、そんな複雑なことをするあれがあったらさ、そうすればね、国の法律だったってさ、下から突き上げて穴を開けていけばさ、変えることだってできないことはないと思うだよ。だけど輪切りにして時間は無い、こんな半日だ何だかんだなんてね、やるんだったらさ、それじゃ、その間事業所だって給料も払わないでも済むし、それで子育てで、もし充実したければさ、そのあれを延長すればね。いや、おれは素人だもんでそういうことを言ってるけどさ、そういうことだってやればね、いいかなって思っただけさ。

委員長 御意見でよろしいですね。

中野長勲委員 産休があったり、それから短時間勤務もったり、民間で言う有給休暇というのがあるわね。そういうのは職員にはあります、ないです。あるだよ。だから、それとはどういう形になるわけです。有給休暇について。

職員係長 先ほど産前産後というものは特別な休暇という形で、お給料が出る形で認められておりまして、先ほど課長の説明がありましたように育児休業としての休暇をとった瞬間にですね、結局、うちとすれば休業をとっているという形になりますので、その間は当然、年次休暇はとれないという形になります。ただ年間20日間与えられておりますので、例えば、復職した段階では、全く1年間20日間ございまして、新たにそれをとることが可能だということで、育児休業をとってない時期であれば、年次有給休暇の取得が可能になります。

中野長勲委員 それと短時間勤務とはどうなる。

職員係長 短時間勤務は常勤職員で、出勤している職員という扱いになります。ただ、法のほうではですね、当然、勤務時間が少ないものですから、例えば20日間当初与えられていると。ところが育児短時間勤務をとることによって、私は週半分しか出てこないということになりますと、計算上はですね、20日間は与えられなくて、計算式では約半分であれば10日の休暇になるということで、逆に今度途中で戻ってきた場合にはですね、消化したものと、今度は復職すれば38時間45分勤務されますので、また割り戻してですね、何日に使うかわからないのですけれど、何も使わなければまたもとへ戻っていくというような形の運用が決められております。

以上です。

金田興一委員 今の関連で、いわゆる労基法上の問題もあつたりして、いわゆる年次有給休暇20日の発給日数のうち、いろんなところで協定によって違っているんであれですが、塩尻市の職員の場合、20日間の休暇のうち時間休暇として使える日数っていうのは幾日あるのですか。時給に崩して使える日数。

職員係長 1時間単位で全休暇を使えます。

金田興一委員 幾日あるわけですか。20日間全部使える。

職員係長 20日間。

金田興一委員 20日間、全部いいわけですか。

職員係長 はい。

委員長 よろしいですか。

副委員長 利用しやすい制度にというようなお話だったのですけれど、育休を今とっていただいている年数、3年が期限なののですけれど、割合というのはわかりますか。皆さん、3年間とっているのかどうなのか。

職員係長 24人がそれぞれですね、例えば、第1子が生まれて、また実は第2子が生まれてしまったということで継続になる職員もいたりですね。本来3年なんのですけれども、2年半で保育園に入れられたので戻って来るといふこととかですね、いろんなパターンがちょっと交錯しておりまして、平均とかですね、そういったもののデータ、今はちょっと持っていないのですけれども、大体3年をめでに復職している職員が多いです。年間約5人くらいが減ったりふえたり、戻って来る職員、この3月で内部職員で言いますと3名おります。4月以降に逆に休む職員が、予定されている職員も3名おります。そういうことをいたしております、女性職員250人くらいおるんですけども、そのうち24人が取得しているという現状であります。

委員長 いいですかね。ほかにございませんかね。ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例

委員長 続きまして、議案第5号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例を議案といたします。説明を求めます。

財政課長 議案関係資料の29ページをお願いいたします。塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例でございますが、2の概要にございますように、塩尻市老人保健事業特別会計と塩尻市用地先行取得事業特別会計を廃止するものでございまして、その理由といたしましては、1の提案理由にございますように、塩尻市老人保健事業特別会計につきましては、法による設置義務期間が終了することにより、とありますが、これは、老人保健事業につきましては既に後期高齢者医療事業に移行しているため、現在老人保健事業特別会計では経過措置分のみ対応してございます。この根拠になっている高齢者の医療の確保に関する法律で規定しております期間が、平成22年度をもって終了するため廃止をするものでございます。

また、塩尻市用地先行取得事業特別会計につきましては、用地先行取得事業債で取得した土地が、平成22年度実施いたしました川岸線事業で一般会計の買い取りと、買い戻しになったことによりまして、この特別会計で管理する土地がすべてなくなりましたので、平成22年度をもって廃止するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

小野光明委員 この老人保健事業特別会計の設置義務期間ですけど、後期高齢者の関係と関連してくると思うんですが、先ほど平成30年ですか、また変わるということですが、そうするとこれ、復活するということも当然あるわけですか。

財政課長 先ほど後期高齢者の医療に関する法律と申し上げましたが、老人保健法自体がですね、平成20年4月をもってですね、高齢者の医療の確保に関する法律に既に改正されております。その附則において、3年間是从前の例によるという規定がございまして、この経過措置が切れますので、老人保健法自体はまるっきりここで切れてしまいますので、それに復活するかどうかというのは、また国会での法案の関係でどうなるか私どももわかりませんが、この法に基づいて切れますので合わせて切るということでございます。以上でございます。

小野光明委員 もう一つの用地先行取得事業の関係ですけど、これが廃止されると土地開発公社との関係はどうなるんでしょうか。

財政課長 この公共用地先行取得事業特別会計につきましては、同じ用地を先行取得するものでもですね、この起債を使って取得するものについては、将来的に何らかの上物が建つ予定で取得するわけです。その場合に、例えば学校とかですね、そういったものについては建てる時に起債が使えます。その起債を借りることによって、起債は交付税措置されて、また有利に展開できるというものについては、その期間、要はつなぎ資金としてこの起債を使って借りましょうというのが公共用地先行取得事業債の意味でございまして、その公共用地先行取得事業債で扱うには特別会を設置してやりなさいという規定でございまして、公社等が先行して行うものにつきましては、例えば工業団地とかですね、造成して売ってしまいますので、将来的に市のものとしてなりませんので、起債の対象に具体的にはなりません。そういったものについては、公社のほうで先行取得して造成をしていくというもので、そういった部分によって、要はこの起債を借りるか借りないかという判断をしております。今の段階ではこの榑川の川岸線が以前、駐車場用地として取得しておりましたが、その整備が終わりましたので、特に以降予定がございませんので、ここで廃止するというものでございます。

小野光明委員 この用地先行の関係で、老人保健はこうして次の分がありますけれど、用地の関係は、法律の絡みというのはどうなっていますか。特にこれは関係ないですか。

財政課長 法律の関係は特にございません。多分、委員さん、おっしゃりたいのは、また出てくるかもしれないで残して置けばいいじゃないかという意味かと思われませんが、一応、うちのほうも検討しましてですね、残すか残さないか。ただ、当面ございませんので、やはり県等とも確認する中で、県もなくなった段階で廃止をして、また、必要なそういったものが発生した段階で特別会計というものは設置するというので、やはりその時期、時期をとらえて廃止、発生させるのが原則だろうということで、今回廃止をさせていただくというものでございます。

委員長 よろしいですか。ほかに、ないようですので、議案第5号については、原案のとおり認めることに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第6号 塩尻市みんなで支える自治会条例

委員長 次に、議案第6号塩尻市みんなで支える自治会条例を議題といたします。説明を求めます。

地域づくり課長 それでは、議案第6号塩尻市みんなで支える自治会条例について、お願いいたします。議案関係資料の32ページをお願いしたいと思います。この条例の提案理由でございますが、この条例は自治会が担う地域づくりに関する基本理念及びその地域づくりに必要な事項を定め、協働のまちづくりの推進に寄与するため、新たな条例の制定をお願いするものでございます。

概要としましては、市、市民、自治会、事業者及び地域活動団体の役割を定めるというものでございます。

条例の施行等につきましては、平成23年4月1日からの施行をお願いするものでございます。

それでは議案書のほうに戻っていただいて、議案第6号のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、まず、第1条の目的でございます。この条例は、自治会が担う地域づくりに関する基本理念及びその地域づくりに必要な事項を定め、協働のまちづくりの推進に寄与することを目的といたします。

第2条で定義でございますけれども、この条例において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる、ということで、まず市民としましては、市内に居住する者。また自治会としましては、一定の地域の市民が、その総意に基づき活動する自治組織としての区をいう、というふうに定めるものです。また、事業者は、その自治会の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人。地域活動団体は、その自治会内の区域内において主に活動する団体、という定義づけでございます。

第3条は基本理念でございますが、地域づくりは、生活の場を単位として相互に協力する関係がその地域に暮らす市民によって自主的に築かれる必要があり、自治会がその主体を担うという意識のもと推進されなければならない、という基本理念でございます。

第4条は、市の役割でございますが、市は、前条に定める基本理念にのっとり、協働のまちづくりの推進のために必要な生活を実施をしなければならない。

また第5条には、市民の役割として、市民は、基本理念にのっとり、自らが居住する地域の自治会に加入するものとする。

また第2項で、市民は、自治会が行う活動に参画するよう努めるものとする、と役割を規定させていただくものです。

第6条におきましては自治会の役割といたしまして、自治会は、基本理念にのっとり、市民が参加しやすい活動を行うように努めなければならない、と努力義務をお願いするものでございますし、第7条におきましては、事業者及び地域活動団体の役割といたしまして、基本理念にのっとり活動に協力するよう努めるものとする。

第8条は、委任でございますが、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が別に定める、というものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ここで一たん休憩をしましてですね、午後 1 時から質疑に入りたいと思います。

午前 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

委員長 それでは、休憩を解きまして再開をしたいと思います。

市民課長 先ほど議案第 3 号の中で小野委員さんからお話ございました軽減世帯の数、あるいは、それぞれ 4 種類の負担割合のことについての資料の提示を求められておりましたので、お配りしたいと思います、よろしくお願ひしたいと思います。

今、二種類の資料をお配りさせていただいております。最初に横版の紙のほうをお願いしたいと思います、こちらのほうが平成 22 年度の課税件数でいきます軽減世帯の数の推移ということです。右側でございます現行が 6 割、4 割ということで世帯数、あるいは数、人員をいれてございますが、中ほどの改正後ということで、それぞれの対象の方がスライドするということで、6 割の方が 7 割、4 割の方が 5 割へ移動しまして、2 割の方が新たに該当になるということで、トータルとしまして 3,708 世帯 6,518 人ということで、先ほど御説明した内容となっております。

もう一種類のパンフレットをお配りしてございますが、開いていただきまして、内側の一番左端になりますけれども、中に入っているページですが、国保税の決まり方ということで一番左に書いてございますが、その下に 1 から 4 まで所得割、資産割、均等割、平等割ということで、私が先ほど御説明しました内容が書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 これに対してよろしいですね。

委員長 それでは、先ほどの途中でありました議案第 6 号に関しまして説明はいただいておりますので、質疑に移りたいと思います。委員の方から。

古厩圭吾委員 これ、一般質問でも取り上げられて、それぞれ御答弁があったわけなんです。いわゆる市の事業をやっておることの中で、区にかなりのウエイトで依存せざるを得ないような現実というのはあると思うのだけれども、その辺について具体的にどういう感覚で、この条例制定について考えているのか、あるいは特にそういうことに依存せざるを得ない現実というのを具体的な例をちょっと挙げてもらいたいと思う。

地域づくり課長 区でございます自治会には、市はいろいろな業務をお願いしたりしていることは事実でございます。主には人選にかかわる部分についても区をお願いをする部分も大分ございますし、防犯面、それから安全対策等、広範囲にわたっていろいろな部署で区をお願いをしているところでございます。また、条例制定にあたりましては、基本的には地域づくりの中心をなしていただく地域での自治会でございます区へのですね、加入を促進する条例をぜひ制定願ひたいという区長会からの要望がございまして、それに基づいて条例制定作業に入ったという経過もございまして、そのような面で、一応、御苦勞いただいている区の要望にもこたえてまいりたいという点でもございます。以上です。

古厩圭吾委員 そうした中で具体的な区がいろんなケースを賄いながら対応せざるを得ない、例えば消防であるとか、それからいろんな防犯灯だとか、消防のサイレンの電気料であるとか、それからごみ収集等々の対応については、金もかかっているわけだね、多分、区内の単位で。もう少し小さく言えば常会単位くらいでもちゃん

と負担せざるを得ないのだけれども、そうした中で行政の、いわゆる自治会にお任せをしてるだけで、いろんな事業が滑らかに進行しているということはないと思うだよ、実際にはね。かなりそれぞれ構成している地域の区なり、自治体というか、自治組織がかなりの負担を強いられて、やらざるを得ない現実にあるんだけど、そういうことに対しての認識はどうなんです、行政体としての。これは地方自治体として認められているのは、市単位までのとこだもんで。これは、構成している地域の住民の皆さんの中には、おれは市税を納めているんだから本来市がやるべきで、そんなことをおれたちが負担する必要はないだろうという名目で区費等々の対応ができないというのがあるんだけど、もらえないという現実。そういうことに対しての思いはどうなんです、これ。

地域づくり課長 区は当然、区の事業を行うにあたって、区費を区民の皆さんから負担をいただき、それに基づいて事業等を実施しているところでございます。あわせて市におきましては、広報配布とかというようなこともお願いしてございますけれど、これについては委託料をですね、お支払いをさせていただいているというような状況でございます。中にはですね、何と言いますか、対価が伴わないようなものもあろうかと思えますけれど、基本的には市からお願いするものについては、委託料等の経費をお支払いをさせていただいているという状況でございます。

古厩圭吾委員 いわゆる、そういう経費はまだいいんだよね、それは。むしろね、例えば消防だって、それは個人に対する負担をしているって言うだろうけれども、実際には消防組織を維持していくためには、かなりの区としての負担もかなりあるわけだけだね。それから防犯灯やさっき言ったサイレン等々の負担にしても、全部市が負担しているわけじゃないだよ、実際に。あるいは、ごみ収集にかかわるごみステーションにしてもそうだし、あとそれぞれ維持していくための経費等々も、結果はそういう区が支えるんで市のやるべき対応もできているというのが、現実があるよね。そうした段階で、それを構成しているそれぞれの住民にしてみれば、税でみんな賄っているって解釈をしている人もいるだよ。それを盾に、例えば区費の負担に対して対応する義務なんかどこにあるかっていう、そういう話になっちゃうんだけど、今回、区長会等々からの要望が出てるのは、そういうことに対してね、ある種の、うんと長く言えばPRも含めて、そういう御理解の上に市だけではできないんだよという現実ね、これについてどんな認識されているだい、皆さんの立場では。

地域づくり課長 委員さんのおっしゃるとおりですね、確かに各区に加入してらっしゃらない方も含め、また加入してらっしゃる方の意見としてもですね、税金でもう支払っているんで、すべてのサービスは市から提供を受けてしかりというような御意見もいただきます。しかし、過去の歴史からしてですね、自治会という組織がですね、市では賄いきれない部分をですね、どうしても自分たちが自らの力によって自分たちの生活環境をよくしていくという、お互いに助け合う精神でございますけれども、その精神のもとに活動がなされ、それが今日まで続いている。必要があって続いていることと理解しておりますけれど、そのような経過もございまして、すべてが行政でできれば、それはそれにこしたことはございませんけれど、それには莫大な経費も当然かかります。現状ですね、過去からの歴史の中で折り合いのつく点が、現状の姿で折り合ってきているという状況だというふうには理解しておりますのでよろしくお願いたします。

古厩圭吾委員 その認識はわかるし、そういうのが現実だよ。ただし、今、区へ加盟されない皆さんがね、主張されることに対して、例えば区長会の皆さんにしてみれば、こういう条例をある種のよりどころにしたいわけだ。そういうことにね、実際には、市のいわゆる税だけでできることの限界というものについてせ、もう少

しこういう中でね、わかるような部分がないと、これ投げられた部分もならないような気がしたよ、そんなことを言っちゃあいけないがね。これは、今までその区の対応されている皆さんにしてみりゃ、当然のことをただ並べてあるだけじゃんという思いになっちゃうよ。これ、よりどころにして何かをお願いする根拠になるかと言われりゃせ、かなり難しいと思うよ。だから、そのことの原点にあるのはね、市は自分らで税でやれることはやっていると、あとは住民の皆さんが自分らの都合なんだからやりなさいみたいな発想だけだと、前へ進めないじゃないかという思いがあるわけ、この条例を制定することを願っておる皆さんの立場から見てもね。そのことに対してこたえている条例になるのかなというね、不安感が、おれこれを見るとあるだよ。これは、わざわざ条例でなんか決めてもらわなくたって、当然のことだろうという話になっちゃうわけよ。今言ったように、例えば消防にしる、ごみにしる、電気料にしる、現実金がかかるわけだけだ、もう間違いなくね。では、そういうものについての、税を納めていると主張する皆さんに、そのことだけではできないという現実について、何かよりどころになるような条例になるのかな、そういう思いがあるわけ。それで、例えばこの中では、財源ってというか、かかる経費についてのことは、ほとんどというか、全く触れちゃあいないやね。そうすると、本来、区長会の皆さんが願いたいことにこたえられていないと思うだよ、全く。よりどころになります、これで。

地域づくり課長 この条例の作成にあたりまして条例案ですが、区長会の皆さんともお話をさせていただいて、パブリックコメントへかける前の骨子案の作成には区長会から入っていただいて、一緒に作成をさせていただいたという経過があります。これは原案をもとにですね、各66区の区長さんをお願いして各区でもですね、骨子案について住民の皆さんから御検討をいただきまして、その中でそれを吸い上げてまとめるという手法をとらせていただきました。区長さんの中の意見としてはですね、条例ができたからすぐに加入促進が進むというふうには、区長さん方も理解はしてないと言ったら語弊がありますけれど、そんなに大きな期待をかけるわけではないんですが、常日ごろ行っている加入促進活動の中において、区長さん並びに常会長さんがですね、入られてない方のお宅を回られて、区に入ってくださいようお話をさせていただくんですが、その折にですね、市においても区へ加入を促進するような条例があると、非常にその人たちに対してのお話がしやすいと。強制加入は非常に難しいものがあるものですから、少しでも区への活動を説明申し上げながら加入してくださいという願いをするんでありますけれど、その折にですね、市においても自治会へ加入を促進するような条例があると、市ではこういう条例を定めて加入促進を図ってますという一言を申し述べたいと、加入を推進するに当たってですね。そういう意見をいただきまして、このような条例という運びとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古厩圭吾委員 それじゃ、もう一つ。これからね、市は例えば市営住宅も持ってるわね。どっちかって言や、人口を確保するためにつくっている部分については、どうしているかしのれないが、地域の皆さんのある種の理解も得られると思うだよ、いろいろな面で。ただ、今度の雇用促進住宅みたいなところにいられる皆さん、ある種の人口がふえて密集しているようなところのような皆さんについて、今度は市が大家なわけだけ。そういう立場で今後こういう地域にかかわることへの加入促進について、市はどんな姿勢で臨むつもりでいます。

地域づくり課長 実は吉田の三区に吉田の市営住宅がございます。区長さんにお聞きすると、市営住宅へ入られる方はほとんど自治会へ加入をいただいています、という状況がございます。なぜかと申しますと、建築住宅課のほうにおきましてですね、市営住宅への申し込みがあった場合にですね、塩尻市では自治会制度があつてで

すね、その自治会へ加入してくださいという、加入促進をさせていただいているものですから、正直申し上げて市営住宅の皆さんのほうが、加入率が一般よりいいというような状況がございまして、ただ、この制度は引き続き続けてまいりたいと思っております。また、転入者につきましては、転入時に転入された地番をもとにです、転入された方がどここの区の常会までわかるんで、何常会に該当しますので塩尻市では自治会としてこういう活動をしていると内容を書いたパンフレットと一緒にです、自治会長さんである区長さんの名簿一覧をつけて、電話番号を記載させた加入促進用のパンフレットでございますけれど、これを差し上げてです、ぜひ自治会へ加入していただくようお勧めをしておりますので、ぜひその辺も合わせて今後もそれを活用して加入促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

古厩圭吾委員 雇用促進住宅についてはどうする。

地域づくり課長 雇用促進住宅、高出五区に該当するかと思えますけれど、区長さんからお聞きしたところでは、今現在、皆さんから加入をさせていただいている状況であるということでございます。以上です。

白木俊嗣委員 その雇用促進なんか加入なんかしてないぞ。あそこは何か独自に自治みたいなものをつくってやってるじゃない。

地域づくり課長 私が区長さんに確認させていただいた時には、区長さんのほうからは、加入いただいているという御返事をいただいております。

白木俊嗣委員 あそこはね、戸数はあってもさ、その連中が加入していないもんで区費が集まらないって言ってさ、この区長、ぼやいていたけどさ。隠しちやいなと思うよ。

地域づくり課長 ちょっと情報が不確定でございますので、申しわけございませんが、確認をさせていただいて、また御連絡を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いします。済みませんでした。

白木俊嗣委員 この条例つくってもね、この間部長の説明があったもんでさ、理解はしているところだけさ。ただね、今、古厩委員も言ったようにさ、消防費だとかね、防犯灯の関係ね、こんなの額にしてみりやらえらい額じゃないだよ。1,000円のさ、片方が幾らだった。500円だか幾らだか知らんけどさ、そのくらいの範囲だよ。こういう条例つくるんだったらさ、一番ね、加入促進でもって行ってね、ネックになるのはね、本来住民サービスでもってさ、住民税払ってればね、消防費だとか街灯なんてものはね、当然市が負担すべきものじゃないかって、みんな市民の人たちが言うだよ。その中でもってさ、加入してくれ、区費を納めてくれって言うとき、そこで結構ネックになるだよ。おれ等なんて貸家が多いもんでね、回ったってね、ほとんどの者は、この間も何か皆さんからいただいた資料ではね、高出の自治会加入率が一番低かったけどさ。やはり行って話してね、出てくるのはこういう問題さ。せっかくこういうものをつくるんだたらね、やはり行政が負担すべきようなね、街灯だとかさ、消防費みたいなものはね、この際だでそっくり皆さんのほうで予算から何なりしてさ、やはり住民に訴えていかなければさ、こんなんやったって、ただ本当にあれだよ、絵にかいた餅になっちゃよ。

地域づくり課長 いわゆる街灯です、防犯灯についてどこが負担するのが一番いいのかという問題は、今までの歴史的な経過もありますので、今後、検討をさせていただくというふうにお答えするのが精いっぱい。

協働企画部長 おっしゃるとおりで、おっしゃっていることも十分わかりますし、お二人の委員さんがおっしゃっていることも十分わかります。ただです、消防の問題につきましては、常備消防、非常備消防あります。常備消防分につきましては、やはり税金の中でやっているというのが実情であろうかと思えますし、非常備消防に

つきましては、そうやって地域で支えていきたいと思いますという、過去からのですね、そういうものがあって、現在各区では、やはり消防費ってとっているところもありますし、区費の中から消防にその分を回して活動してもらっているという事例もあります。徴収の仕方では消防費ってとっているところと、区費って言って一括とった中からやはり消防に必要、地元に必要なだからってということで分配しているところもあります。うちの区なんかは、区費を全体にとりまして、やはり消防にはこれだけ世話になっている、世話っていうか、生命と財産を守ってもらってボランティアでやってもらっているんだから、その分予算としてあげましょうという形でやっているというのが実情であります。

防犯灯につきましてはですね、やはりそういうことで地域をよくしていこうと。昔は、市道にしちゃったって砂利道をみんなで道普請したわけですね、じょれんを持って。そういう地域を支えていこうという活動をして歴史をつくってきたのが自治会だと思います。やはりまちづくりとか、行政が行っていく場合には、そうしたところの役割分担というのをどうつくり上げていくか、またそれぞれに理解してもらおうかということだろうと思います。やはり、今思っているのは、そうした地域でボランティア的に一所懸命やっていたら消防活動、非常備消防の活動、こうしたものよさというものは、やはり地域の役割分担としてとらえて、そのほかに広域消防で必要な部分については、行政のほうでやっていく。また、防犯灯につきましてもですね、そうやって過去から集落の暗いところは危ないからという意識のもとでやってきていただいている。そのものについては、電気料は払ってもらったり、設置についてもしてもらえんだけれども、できる限り補助、そういうものに対して補助をしていくということで、この辺のところは、とてもいい役割分担ができていのではないかなというふうに思っています。このほかに、さまざまの指摘をいただいておりますので、そうした役割分担をいかに明確にして協働のまちづくりを進めていくかということが、今後重要であろうと思います。

一つ、この条例の制定はですね、そうしたものの、やはりきっかけになっていこうというふうに思います。このある意味で気の抜けたような条例かもしれません。しかしですね、これがあるとないとでは違うと思います。これは、はっきり言って、塩尻市が自治会を支えていこうという一つの意思である条例でありますので、塩尻市としては、そうした条例というものをきちっと定めて、本議会でも申し上げましたけれども、自治会の活動を側面から支えていくと。そういう立場を示したわけでありますので、これはこれで意義があると思います。ただ、本議会でも申し上げましたとおり、条例をつくっただけじゃいけませんので、やはり先ほどからいただいております、そうした意見を真剣に受け止めて、今後何ができるかという部分と、どういう役割分担をするべきかということ、区長会を通じてまた検討をしたり、研究をしたりということをしていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

白木俊嗣委員 部長の言うようにさ、いい役割分担ができていこうというけどさ、行政でやらないもんで区でもってやらざるを得なんです、それで、街灯代にしても消防費で負担しているわけさ。それで、街灯なんていうのはね、要するに行政が負担する部分の、その境というのがないだよ。学校があるから学校の周辺はやれ、ここの街灯までは学校でやれ、それ以外は地域でやれって言ってさ、皆さんのほうで一方的に線引きしているわけさ、今のところね、経過の中では、これは、言いあれができていこうと言ってもね、やはり行政がしないもんでさ、泣く泣くしていることだもんで。せっかくこういうものをつくるのだったら、例えば消防費をね、消防費だってみんなボランティアでやってさ、それは常備消防は市があれば、非常備についてもね、これは区の消防のために

どうのこうのと言うけどさ、それは考えたら違うと思うよ。そのために、おれたちは住民税というものを払っているんだよ。本来でいけば、それは住民税の中でもってさ、みんな行政が負担すべきものだよ。それをしないもんで、そういうことがあってさ、泣く泣く区の中でやっているけどさ、今これだけ若い人たちが出てきてね、権利意識が強くなってくるとね、もうみんな言いたい放題さ。区費なんてなんで払わなきゃいけないか。協働のまちづくりだ、なんだかんだ言ったってさ、おれはこの場は関係ないとかさ。会費を集めるたってね、なんでこんなものまで払わなきゃいけないって言われりゃさ、行く者は口が開かないだよ。おれらの一つ例を挙げるとね、区の中でこういう人がいた。区費を集めに行ったらね、そんなの行政が負担すべきものもあるし、それもみんなおれたちに押しつけること自体おかしいじゃないかと。その人は、区費払わないと言って、払わないわけさ。そしたら、今度はその子供が区の行事があってそれに参加したらね、子供だって親の話を聞いているわ。おまえのうちは区費も払わないもんで、なんで出てくるとい。その中でもそういうトラブルがあるだよ、現に。だから、やっぱり行政が負担すべきものはね、こういう条例をつくった以上は、その中でもって、いつまでも住民に負担させないでさ、本来あるべき姿にね。みんなそれぞれそのために自分たちが住んでいるまちを少しでもよくしようと思って、みんな納税しているやつだもんでさ、やはりその中でもって行政が負担すべきものだと思うよ、おれは。部長が言ったこともわからんじゃないけどさ、今までの長い歴史だ、なんだかんだじゃなくてさ、せっかくこういうものをつくるだったら、その辺までちゃんと理解できるようなものをつくっていかねばね、これはいくらつくったって促進はできないよ。

協働企画部長 何か言ったほうがいいです。

白木俊嗣委員 いや、いい。言わなくてもいいけどね、ただ、過去だとか歴史だとかいつまでも言ってなんでさ。これは、本当に街灯なんかね、おらあも小学校を抱えているもんでね、この街灯までは小学校だ、ここは区だって言ってさ、それぞれあれしてやってるけどさ、あれもおかしいと思うよ、おれ。ましてやね、通学路の中でもってさ、暗い長いところは行政がみるとかさ、その周辺の一部でもね。今だって区長の声の大きいところは行政が負担している。それで、弱いところは区が負担しているところが結構あるだよ、見ると。だで、これは総体的に見たって1億円は払わないからね。それじゃみんな喜んで街灯でも何でも、区費でも何でも少しでも協力するようになると思うだ、おれは。

協働企画部長 おっしゃっていることは十分わかります。ただ、防犯灯については、やはり指定防犯灯といつてどこにも所属できないようなところについては、じゃあ市で電気料をみましようとか、そういう形をやっています。また、そうした実態等を区長さんのほうから聞く中で、改正すべき点があれば改正してよりよい方向にしてまいりたいと思います。繰り返しますけれども、やっぱりこの条例を制定の機会にですね、ある程度役割分担の部分についても真剣にとらえながら、やってまいりたいとふうに考えておりますのでお願いをしたいと思います。

金田興一委員 私も実は市の区長会長の当時に、平成16年か17年くらい、区への加入、自治会条例、区の加入条例のお願いを区長会としてした経過がございます。その時にやはり、なぜそうしたかと言うと、区へ入らない、役員が嫌だ、行事に参加が嫌だ、あるいはアパートの人たちは別に区に加入しなくても全然不便を感じない、いろんな理由からどんどん、どんどん区への加入率が低下をしているということで、何とか区に加入するような条例ができないのかということで研究をし、市にも提案をし、お願いをしてきた経過があったんですが。当

時は、下伊那の高森町にこういう条例があったんですが、これはあくまで罰則規定のない、いわゆる精神的な部分であったということを聞きます。それで、その時にこういうふうなところまで発展をしなかったというのは、実は最高裁の判例があって、やはり区への強制加入というのは憲法違反だと。あくまでこれは任意の団体であるのだから、条例等で加入を強制することは憲法違反だという最高裁の判例があり、そんな関係からもうちょっと検討をしましょうという形で今回になったというふうに私は理解をしているんですが。そこで今、部長からいろいろなお話があり、また委員の皆さんからいろいろなお話があって、それぞれ私も理解をするところですが、要は、この自治会条例ができた、そしたらこの条例が本当に生きたものにするにはどうするのかということが、やはり考えていかなきゃならん問題だろうと。今、部長さんのほうからも、いわゆる役割を持ってというようなお話もありましたが、例えばそういう観点からいくと、現在市民課の窓口では、先ほど言われたような、転入者に対して常会だとか区長の名前を紹介をしているというような、これは前からもやっていたというものは、私も承知をしています。

しかし、では逆に、転入者の情報を区長に通知できるかという、それは現在できていない、できないような状況があると思うんですね。一つの例として、例えば転入者には常会だとか区長の名前だとか、民生委員は、あなたの担当の民生委員はこの方ですよ、ということを知らせる。それと同時に、もしね、塩尻にはこういう自治会条例があるので、御了解をいただければ、あなたがどこどこに転入をされたということを、この今お知らせした区長にもお知らせをしたいが了解いただけるかどうかと。それで、いいと言った人についてはやればいわけなんで、やはりそういう踏み込んだ形を、私は、役割分担の中ではお願いをしたい。そして、やはり生きた条例にしていくようにみんなで協力しなきゃならんなあと、そんなふうに思っております。

それが1点と、もう1点ちょっと教えてほしいのは、この当時に一番こんがらかったのが、いわゆる行政連絡長と区長という、当時の私の感想で言えば、市のほうは、都合のいい時には行政連絡長、都合が悪くなりゃ区長、上手に使い分けていたという、私だけじゃなくて大方の区長はそういう感覚を受けたというのは事実なんですよ。それで、行政連絡長というのは、どこに規定をされ、どのような文言になっているのか、それをちょっと教えてほしいと思うんですよ。どうせいずれまたこれが進んでいくと、行政連絡長と区長という、同一人物が2つの名前でも市とかかわっているわけなんで、いろんな面に出てくることは事実だと思うので、こころもちょっと根拠的なものを教えていただいて、また、私はこれで満足ではないけれども、まあよかったと思っている一人です、そんな意味からも含めてお聞きしたいなと、こんなふうに思います。

地域づくり課長 転入の際に、市民課等の窓口で御本人の了解を得て、了解があった場合には、該当する区長さんにですね、自治会の加入の連絡をするかどうかにつきましては、また関係各課と協議をさせていただきたいというふうに思います。

それと、後半部分の行政連絡長と区長の位置づけでございますけれど、塩尻市には、塩尻市行政連絡長設置規則という規則がございます。この規則の中で、市の行政の円滑な運営と適確な浸透を図り、かつ、行政区域内の連絡調整に資することを目的として、市長の定める区域に行政連絡長を置く、というふうになっておりまして、その行政連絡長は、当該区域を代表する者に対して市長が委嘱をさせていただくと、こうなっております。それで、当該区域を代表する方とすれば区長さんということになりますので、区長さんに行政連絡長さんを委嘱をさせていただいておるという状況でございます。以上です。

金田興一委員 わかりました。もう1点、ちょっとお聞きしておきたいのは、通知の各種の確認をすることについて検討したいというお話ですが、今現在、何らかの法に抵触をするというふうに課長自身がお考えかどうか。

地域づくり課長 御本人さんの了解を得られれば、特に問題は生じないということでございます。今現在行っている方法は、御本人さんに該当する区と該当する常会を記入したチラシを差し上げて、御本人さんから御連絡をとっていただくというシステムを今とっておりますので、これについてはちょっと研究をさせていただきたいということでございます。

金田興一委員 私も、いろんなあれを見ても、恐らく法に抵触することはないと思うので、こちらできることは早速やっていただきたいと要望だけしておきます。

古厩圭吾委員 もう1点、具体的な話の中で、ごみの収集にかかわる対応について、いわゆる市としての対応している範囲というのと、区内、それよりもまだ常会的な、そういうところにかかなりのウエイトをもって依存せざるを得ない現実はあると思うだよね。もし、例えばアパートの人のものを事業系だと言っちゃえる根拠というのはあるわけ。そうじゃないとしたら、もしごみステーションに入らない人に対して、どうやってそういう協力を求めるかというの、ある面では具体的ないい例だと思うだよね。そういうことも含めて、市としてもかなり区への加入についてのある種のPRをして、例えば市では、ここまでできできていないのは現実だから、御理解いただいて区へ御加入いただきたいなり、あるいは、区の負担すべきことについては実費がかかっているんだから、そういうことの負担をしてもらう部分だって納得してほしいよ、ということについても、ある程度、もうちょっと踏んばらないと、私は知りません、みたいに、市が一段上のような気持ちでものをやって、現実苦労しているのはね、一番末端のところだよ。細かい苦労や苦情を受けて、それをそれなりに対応しているだよ。だけどね、皆さんはそういうふうにやりゃあそれで、ここまでやりゃあ、あとは地元の昔からのしきたりや慣例を尊重してもらうのが、皆さんの親睦なり滑らかな人づきあいのためにはいいことだと、そう言ってりゃ楽なものだけれども、現実、さっきから話が出ているように、それほど簡単にいかない時代に入ってきちゃっている。そしたらどうするかと。じゃあ、例えば窓口の御案内の時だって、そういう自治体組織があつて、そこでこういう現実対応は、入ってもらわないと非常に不都合になっちゃうのは現実だと。もしそれが言えないなら、市が全部金を出してやってくれりゃ一番いいけども、多分できないと思うし、そんな細かい金は今までだってやってないわ。その辺も含めて、ここに、実際にかかる金についてね、どうするかというのを一言も触れていないということに対して、おれ、ちょっと違うんじゃないかと思うだよ。やっぱり区長さんが一番悩むのはね、入ってもらわなきゃいけないし、入ってもらった人には応分の負担はお願いしていきたいんだよ。そのよりどころがどこにもないというのが、おれは悩みの原点だと思うよ。やっぱり区長さんだってね、そんなに言わなくて、これで納得してくれたというように受け止められるような答弁があるんだけど、区長さんはみんな人徳があるからね、おらあみたいに直接むくつたようなことは言わないわ。だけど、一番困っているのはそこだよ。その辺についてはどうなんですか。ごみの収集だって、例えば、もしごみステーション、それじゃその地域として、お前入らないんだから使わないでくれやと言われた時にね、市はそれを収集に行ける。だけど、市は一応そういうシステムを持っている以上は、義務的には処理もしなきゃいけないわけずらい。その辺はどうなんです。そういうことも含めて、ここで実際に金のかかることについての対応について一切触れていないで、これで自治会が成り立つのかなという不安感がある。

生活環境課長 ごみの関係ですが、確かに、衛生部長さん、衛生班長さん含め、それに区長さんもかかわっている区の形もありますが、それぞれ今までの経過の中では、その地域の中でごみステーションを決めていただいて管理をしてきていただいている。そこを市が市の収集運搬のお金で集めているというのが、通常のスタンスでございます。それと今、古厩委員さんからありましたが、アパート系の事業系で集めている場合。これは、廃棄物のほうでいきますと難しいと言いますか、ちょうど接点ですが、アパートの場合には、そのアパートを営んでいる人が事業系という解釈をして、事業系の許可業者にそのアパートを収集してもらうという考え方。それと、アパートの方は一般市民ですから、逆に言いますと、一般廃棄物を出しておりますので、市の収集計画ののっかっていただければ、実際には市はそれを収集し処分する義務がございます。そのところが、私どもも調べたのですが、その解釈がそれぞれ都道府県によって、特に関東系と関西系が違うというようにちょっと、全部を調べたわけではありませんが。そういう意味で、松本市あるいは近辺のこの中では、そういう事業系、一般、アパートの方も一般市民ですので、それと同じ収集形態に合わせただけであれば非常にいいですが、分別等でもってトラブルが非常に多かったです。そうでない場合に、新築とか、それから新しく来られる方、そういう方では、その建築確認の時にごみステーションの関係をどうするのかという形を指導させていただいております。建築確認で、例えばそのアパートはどういう形態のごみの分別収集をしていくのかということ、計画の時から指導させていただいております。それから、分譲住宅の場合にも、軒数はそれぞれいろいろありますが、区のほうにお話をして既存のステーションを利用できるということ、あるいは、今いっぱいなので利用できない、それじゃどう考えるかということで、今指導させていただいているのが現状でございます。

地域づくり課長 自治会条例の中に区費の経費的な部分の位置づけがないというところでございますけれど、このみんなで支える自治会条例は理念をうたった理念型の条例という、分類からいけばそういう条例になるのかなと思います。こういう理論型の条例につきましては、基本的な事項のみを定めるのが通例でございますして、細部について事細かく定めるといようなスタイルをとりません。委員さんがおっしゃるとおり、経費の問題は非常に自治体にとっては大切な問題であり、重要なポイントでございますけれど、これにつきましては自治会が行う加入活動の中で御説明を申し上げて、御理解をいただくというような方法で対処をお願いしたいと考えております。以上です。

古厩圭吾委員 そのことの難しさをおれは言っているのだけれども。例えば、市が全部自治会を設けて、その必要な費用を市が負担してやっているよ、と言うならわかるだよ。なら、そんな経費についていろいろ言うことはないのだけれども。それができなくて、実際には、自治会の組織がなきゃ回っていかない現実を認めながらね、実際に金がかかるということをわかっていて、そのことを全然うたい込まなくて、これが基本だと言われりゃね、何が基本だっていう話になっちゃうぞ。いくらきれい事を言ったってさ、それを動かしていくためには金がかかるわけだ。そのことに一切触れなくて、これで基本的な部分の条例になりますって言われりゃね、やっぱりちょっと違うんじゃないかと。そんな子供の約束事のような話をしていたら、かかる金はだれがどうやって面倒みていくだいていう、この現実に行き当たっちゃうんじゃないかという、おれは不安感を持っているだ。どうですか、それは。

協働企画部長 ただいま課長も言いましたけれども、これはみんなで支える自治会条例でありまして、自治会条例じゃないですよ。自治会条例は市では定められないと思います。自治会条例を定めるとすれば、今、古厩

委員さんがおっしゃったように、区費はどうするのだ、じゃあそれはどうなのかという、細かくうたい込めるとは思いますけれども、これは自治会のための条例ではなくてですね、自治会を支える条例であるということで、その辺のところ、そういう区費は盛り込みません。これは、お笑いですが、法律的に考えていただくとそういうものだと思います。自治会を運営するための条例は、塩尻市ではできません。自治会を運営するための条例だったら、そこに役員はどうするの、区費はどうするのということを事細かに恐らく規定できる。そういうふうに私は思います。しかしながら、これは自治会を運営するための条例でもなんでもありません。そういう中であります。しかしながらですね、言っておりますように、第4条では市の役割という中で、協働のまちづくりの推進のために必要な施策を実施しなければならない、というふうになっておりますので、先ほど来言っておりますが、区長会等々ですね、今後、アドバイス、助言をしながら、また必要な部分については、施策が必要であればその施策を講じていくということになるかと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

古厩圭吾委員 理解はよくできるせ、それは、皆さんの立場はよくわかるけれども、だけどもね、これだってちゃんと自治会条例ってついているだよ。その前にまだ、みんなで支えると書いて、みんなというのは全員だという話になっちゃうとせ、余計面倒になっちゃうよ、これは、もしそういう理屈をおっしゃるならね。中に、おれはこの部分が気に入らないとか、そういう人が出てきたらどうするだということを言い出すと、面倒になっちゃうよ。ところが、そうは言ったって、自治会条例とうたっているんだからせ、だから、その前に文章がついているから、これはそんなところまで深入りしなくても、逆じゃないかい、そんな文言にこだわったようなことを言い出しゃあ。わからなくなっちゃった、聞いた本人が。

協働企画部長 別に、私は文言にこだわっているわけでもなんでもありませんで、条例の性質上の問題を言わせていただいたということでもあります。本当にうそも隠しもなくですね、この条例は自治会運営条例じゃないわけですので。そういうことで、ちょっと読みますと、みんなで支える自治会条例だもんで、自治会の条例というように確かにとらえてしまうと思います。ネーミングについては、私もちょっと若干意見を言ったこともあるんですけども、最終的にはこれで決まりました。そういう意味合いにおきまして、古厩委員さんがおっしゃっていることは十分わかります、私も。やはり、区の現場ではですね、そういうことが日々衝突と言いますか、があって苦労されているということは十分わかります。したがって、この条例の制定を機会にですね、そうした部分も行政で何とかできる部分があれば、区長会と相談をして進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

中野長勲委員 区は、はっきり言って、格差、温度差があるわけ。温度差があるために、こういった条例をつくらなきゃいけないということが、まずこの発端だと思うけど。今回、全区の区長たちが苦労してこの自治会条例をつくって、さあやろうということだけど、今、それぞれの意見の中でね、やはり自治会条例は必要だと思います。ただ、これが今までも言われる絵にかいたもちにならないようにということがまず一つの問題。私のほうもやはり、例えば片丘地区の区と、高出それから吉田の地区とはね、温度差がうんと違うと思います。その辺のところはやはり、これからのこの課題の一つじゃないかと思えます。一つ申し上げたいのは、例えば年末助け合い募金、それと1円玉募金とかね、硬貨募金、あれは本当にまじめな、まじめという言い方は悪いけれど、しっかりした区はちゃんとした募金が集まり、そしてまた1円募金も集まる。最後には、今度はそれぞれの地区へ還元されると思えます、特に赤い羽根募金は。そういう時にね、一所懸命協力した区はどのくらい還元されるのか。

そうかと言って、自治会へ入っていない、区民に入っていない人たちの区が人口割にしては少ないなどと言っても、じゃあ、入ってなくても区民として分配されるのか。その辺のところはね、赤十字募金はここの担当かどうか知らんけれど、その配分をちょっと疑問に私は思っている一つです。

それとね、やはりもう一つはね、行政連絡長、区長の立場で広報を配るわね。広報なんか支所へ行きゃあるわ、市役所へ行きゃあるわ、最近はスーパーだかにもあるでね。そういう話も聞いた。特にチロルの森の入場券があるような時には、うんと増刷をするという話も聞いたけど、そんな話も聞いているんだけどね。やっぱりそういったものは、この自治会条例ができたためにブレーキになってくれりゃありがたいと思っています。

一つ聞きたいのはね、誤った助け合い募金の還元方法というのはわかる、ここじゃ無理か。

地域づくり課長 申しわけございませんが、その辺についてはすぐお答えができませんので。

中野長敷委員 意味はわかるすら。

地域づくり課長 ええ、わかります。返すお金はですね、どの数値を使ってお返しになっているかというのは、済みません、担当部局にまた確認して。

中野長敷委員 では、また後でいいです。

地域づくり課長 よろしいですか。申しわけございません。

中野長敷委員 言うだけ言っておきます。

白木俊嗣委員 もう一つ聞きたいけどさ。前にね、区へ入っていないければさ、広報でも何でも直接郵送してよすような制度があるっていうじゃん。今、あれはどうなってるだ。

秘書広報課長 個々人のお宅を対象に郵送するという事例はですね、現在受け付けておりません。で、一定規模以上の、例えば1棟、アパート丸ごと代表の方へお送りすればですね、その代表の方が各戸へ配っていただいているというような制度はですね、まだございます。

白木俊嗣委員 そんな制度だけ残しゃさ、それ自体がおかしいじゃないか。それじゃ、区へ入らなんでもいいと促進しているような感じになっちゃうで。ついでにおれ、言いたいけどさ、その羽の関係だけどね、緑の羽なんかもさ、あれは市から来るだよ、緑の羽というのも。あれも来るけどね、国保へ10円だけ50円だけ知らないが、集めるのも大変だって言ってさ、常会費でもってみんな負担しているだよ、今。そうしなきゃね、役割ばかりふえて困るもんで。そういうところもあるもんでさ、そういうのもみんな困るところを聞き出してね、対応してもらわなければさ。そっちのほうを先にして。

秘書広報課長 今言いましたとおりに、1棟丸々一定の戸数という話を申し上げましたけれども、例えば一番大きいところですね、80戸、90戸あるようなところも実はございまして、そういうところにつきましてはですね、今言ったとおりに、ほとんど入居者の方々の同意をとることが不可能と言えれば不可能です。そういったお宅ではなくてですね、もうちょっと小さい、例えば30戸、40戸クラスでありますと、同意がとれたところであれば送ることが可能であるということでございます。

白木俊嗣委員 おれは、それがいけないと言っているだよ。それをやるもんで、今度はね、区へしなくたって、市の中の通知は直接郵送されてくるからいいじゃないかという話になると思うだよ。そういうところを見直してくれなければさ、いくら自治会条例をつくってね、区へ入れどうのこうの言ったってさ、用が足りていりゃさ、だれも負担してまで、今以上の負担をして、そんなもの市から広報だの送ってくるなんて思わないわさ。だで、

どうせやめるのだったらさ、そういう30戸、40戸というかたまったものだってさ、みんな廃止して、マンションの皆さんにも区へ入るよというふうな指導をしていかなければさ。さもなきゃ、市の通知はそうやって1棟ごとに何十軒あっても通知が来ると言やあさ、だれも自治会なんか入らんど。そういうもんじゃない。それで、一番悪いのは、高出もそうだけど、一番いけないのは、そういうアパートだとかそういうところへ入っている連中が区へ加入してくれないだ。だから、その辺をきちんとしてもらわなけりゃね、これつくたって本当に無駄ことになっちゃうよ。

地域づくり課長 緑の羽の件でございますけれど、これにつきましては、また区長会とも相談させていただいて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小野光明委員 1点、これまでの説明を聞いても、気の抜けた条例案というような話もありましたけれども、まさに折衷的な要素が強すぎて、市と区長会がちゃんと本音の議論をしたのかなという気はするんですけど、どうなんでしょうか。

地域づくり課長 区長会が一番申されたのは、5条第1項の部分でございます、市民の役割として、市民は基本理念にのっとり、自らが居住する地域の自治体へ加入するものとする、という部分でございます、区長会は、加入促進条例でございますので、原則加入ということをぜひ条例に盛り込んでいただきたいと、こういう意見を強くおっしゃられました。あと、正直に申し上げて、市の役割それから事業所等の役割については、区長会からは特に強い要望はなかったことは事実でございます。以上です。

小野光明委員 要望とかというんじゃなくて、やはりここで出ているように、これだけこんなに大変だからという、どうするということがないと、何かこうお互いが遠慮しあうか、配慮しあって、まあまあこの辺でしましよみたいな話でできたような条例だと。私は、一番大事なやはり協働のまちづくりということで、行政側だってこれから税収が伸びないし大変だと。区も少子高齢化で役もないよというところで、ちゃんと次の善後策を考えていかないと、こんな本当に促進だと言ったって入らない中で、じゃあ、ボランティア参加でつくとか、じゃあそれにかわるものをどう考えるということをちゃんと考えていかないと、私は自治会というより、自治基本条例がそういう時期にないというふうにおっしゃっていましたが、やっぱり、これからは協働のまちづくりを、いわゆるお金もない、人もない中でどうするところが大事なわけで、そういう方向性を訴えていかないと、何か本当にこれは絵にかいたもちになってしまうというふうにも感じます。

委員長 いかがでしょう。意見もそれぞれ出尽くしたようにも思いますが。

古畑秀夫委員 いずれにしても、これをせっかくなつくって有効にして。つくるとするならば、有効にこれを使って、特にさっきの5条の部分で自治会加入というものがある面では進まないあまり意味がないことに、今みんなが危惧しているようになってしまうと思うんですけども、加入している人たちは、条例ができたことをえらい知らなくてもいいんだけど。現実に入っていない人たちにどのような形で知らせながら、加入運動を進めるかというのは、具体的などころなんかはどんなように考えているんですかね。

地域づくり課長 条例が施行となればですね、私どものところで塩尻区長会の事務局をしておりますので、ぜひ区長会の事業計画の中ですね、推進月間的なものを設定して加入促進に集中的に全地区、必要のあるところになるうかと思っておりますけれども、100%加入しているところには推進する必要はございませんので、必要とする地区を中心にそのような事業を展開していければというふう考えております。

委員長 お話の中では、あえて反対というような御意見は出てはおりませんが、まだ御意見あるのですから、よろしいですか。

それでは御意見がないようですので。

小野光明委員 済みません、私、討論を。異議があるので。やはりですね、消化不良的なものが私はあって、納得できません。自治基本条例がそういう時期にないというふうな話ですが、これまでどちらかという、積極的に政治参加したいということで住民投票条例をどうするというような話がある中で、最終的に後ろ向きで参加に全然関心ない人をどうしようというところにいっちゃうのは、やはり違うような気がします。ここでいろいろ意見が出て議論になったように、しっかり本音の話をした上で、将来、よく協働のまちづくり、まちづくりと掲げるんですけども、やはり地域自治の中でその方向性をしっかり明確にしていけないとやっていけないのは、本当に目前に迫っているの、私は自治会というのはちょっと。私は、双方が遠慮しているし、当たらないですし、将来のことを考えて協働のまちづくりの推進条例をつくるように、もう一度、私は考え直してほしいと思うので、この条例案には反対します。

委員長 討論に入ってしまったような感じでございますけれども、ただいま、反対とする御意見が出ております。討論としてそのほかございましたら、お出しをいただきたいと思いますが。

金田興一委員 反対討論があったもので、じゃあ私、賛成の立場でやりたいと思いますが。先ほど申し上げましたように、私ももう6、7年前にこういう区長会としてもいかにして区への加入者をふやしていくのか、自治会の運営を活発にしていくのかというような観点でいろいろな研究をした経過を踏まえながら、この条例は、いわゆる3条の基本理念を達成するために、4条では市の役割、5条では市民の役割という形でそれぞれ規定をしておき、まだまだこれから検討の余地はあるにしても、ひとまずこういう形ができ、この形に沿って進めていくことが第一歩であり、やはりこの条例とすれば、私は有用なものにしていくべくみんなで努力していくという、そんな観点からも賛成をしていきたいと、そのように思います。

委員長 ほかに討論ございますか。ないようでしたら、議案第6号につきましては反対意見がございませんので、採決をしたいと思います。採決に当たっては挙手によってですね、行いたいと思います。この議案第6号塩尻市みんなで支える自治会条例について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、原案賛成が多数ということで。

白木俊嗣委員 ちょっと委員長、いい。その中でもってね、さっき部長が言ったようにさ、見直しをね、来年もこれからきちんとやってくれさえすれば、おれは賛成してもいいと思うけどさ。ただ、本当にこれだけじゃね、絵にかいたもちになっちゃうと思うもので。さっきおれが言ったようなことをね、ぜひ今後の中で見直ししてもらってさ、本当に消防費だとかあいうものは、金額的にもでかい額じゃないものでさ、皆さんから見りゃあ。だで、そういうものを本当に見直ししてもらおうということを条件に、おれはじゃあ賛成したいと思うけど。

委員長 それでは、議案第6号塩尻市みんなで支える自治会条例は賛成多数で可決をいたしました。意見も出ておりますので、そこら辺を踏まえて一つ行政のほうでよろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして、10分間休憩しますか。休憩します。

午後2時03分 休憩

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

地域づくり課長 先ほどの質問の中でお答えができなかった部分でございますけれど、赤い羽根共同募金の地元への還付金でございますけれど、これにつきましては、昨年度実績の25%プラス1万5,000円が区への還元金となっているところでございます。

それとあと緑の募金の関係でございますけれど、これにかかわる区への還元金につきましては、平成22年度より廃止ということになっておりまして、緑の募金関係では募金実績によって区への交付金は配付となりません。以上でございます。

委員長 よろしいですね、それは。

議案第13号 財産の無償譲渡について

委員長 それでは続きまして、議案第13号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 議案関係資料の47ページをお開きいただきたいと思えます。1番の提案理由でございますが、全協等でも御報告させていただきましたが、旧小曾部保育園、土地につきましては1,800万円というようなことで譲渡処分させていただくわけでありまして、その処分に当たりまして、園舎、旧小曾部保育園を無償で譲渡することにつきまして、地方自治法の規定によりまして議会の議決をお願いするものでありますので、よろしくお願いたします。

2番の概要でございます。(1)の譲渡財産でございますが、建物、旧小曾部保育園の園舎でございます。(2)所在地であります。塩尻市大字洗馬3703番地4であります。(3)番の構造であります。園舎でありまして、園舎につきましては鉄筋コンクリートづくりの平屋建て、附属建物につきましては、これは物置であったわけなんです、コンクリートブロックづくりの平屋建てでございます。(4)の面積であります、436.42平方メートルでございます。その下段の参考のところをごらんいただきたいと思えますが、それぞれ内訳につきましては、園舎のほうは412平方メートル、附属建物につきましては24.42平方メートル、合わせまして436.42平方メートルというものであります。

譲渡目的につきましては、施設の有効な活用を図るとともに地域住民の福祉向上に資するために、ここで譲渡をさせていただくものであります。以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いたします。

委員長 それでは。

〔「相手方は」の声あり〕

企画課長 大変重要事項を落としまして。(5)番の相手方につきましては、安曇野市の穂高有明の866番地12の寺島明子さんでございまして、若干御紹介させていただきますと、松本短期大学幼児保育学科の現在、准教授でございます。ここで御退任に向けてこういったような事業に本格的に取り組んでいきたいというようなことであります。大変失礼いたしました。

委員長 説明をいただきましたので、これより質疑を行います。何かございますか。

古畑秀夫委員 この寺島さんという方は、穂高で何か、現在も自然保育というか、何かやられているというよ

うなことをちょっと聞いたけれど、どんなような取り組みをしているのか、わかれば。

企画課長 ちょっと全協のところでも御紹介させていただきましたが、自然の森体験の保育園事業を若干やっております、先般、私どももそういった関係と一緒に取り組んでおります、それは梓川というのですか、松本市梓川地区にあった施設を一通り見ても来たのですが、今度小曾部でやる保育園につきましては、自然ランド・バンバンという名称をおつけいたしまして取り組んでいきたいというお話であります。基本的に、就学前の子供たちの成長発達を自然環境の中で促すといったようなことで考えておいでのようであります、自然ランド・バンバンというのは、我々のころはバンバンなんていうフォーク歌手などもあったのですが、お話を聞きますと、自然の島でみんなで緑の風バンバンで何でも取り組んでいくんだという、そんなようなネーミングを背負っているようでございます。いわゆる大自然の中で就学前の子供たちが、小学生や保護者、地域の方々とかかわりを一緒に育っていくことで、生きる力を身につけていく、そんな保育に取り組んでいきたいというような話であります。

もうちょっと申し上げますと、本年度は平成23年の5月をめどに始めていきたいというようなお話でありまして、本年度につきましてはまだ数回程度で、ちょっと状況を見ながら、地域周辺の皆さんにも御紹介していきたいと。本格的には、平成24年4月から15人ないし20人くらいの3歳児から5歳児くらいまでを対象に取り組んでまいりたいと、そんなようなことのお話をお聞きしているところであります。

古畑秀夫委員 今年度というか、平成23年度は5月から月何回かをやるということですか。

企画課長 私どもでお聞きしている内容でいきますと、事業計画でいきますと、週1回を親子散歩事業というのですかね、親子との一緒にの事業の中で取り組んでいきたいと。もう一つは、1カ月に一度、違うメニューの中で、土曜日か日曜日の中でやっていきたいというようなことで。ちょっと立ち上がりの部分は、どんな進め方が地域にあっているのか、そこら辺も見ながら取り組んでまいりたいというようなお話をなさっております。

小野光明委員 これは無償譲渡ということで、今あるがまをそっくりやってしまうと思うんですけど、傷んでいてもそのままという形で、今のまを渡すのでしょうか。

企画課長 全協でもそれも若干申し上げたんですが、通路の部分は行政無線がありますし、地元の、その向こうに「いわいでん」というのですかね、ありますので、その管理通路はつけて、そしてあとの施設のほうにつきましては、中を片つけましてですね、そのままお引き渡しするというふうなことで協議させていただいております。

小野光明委員 さくってないですか、さくは。

企画課長 園舎の北側、西側にさくはございます。安全管理の当時のさくであります。それは、いわゆる通路側でありますので、塩尻市のさくのまになります。あと、東側の方にある附属屋というのですかね、そこに若干低いのが、かなり傷んでいるんですが、それはそのままというような形になります。

委員長 ほかにございませんかね。ないようですので、議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号財産の無償譲渡については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 損害賠償の額の決定について

委員長 続きまして議案第14号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 それでは、議案第14号損害賠償の額の決定についてをお願いしたいと思います。議案関係資料の48ページ、次のページでございます。お願いしたいと思います。

提案理由でございますが、損害賠償の額の決定について地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございます。交通事故の内容でございます。損害賠償の額は77万7,830円。相手方でございます。清澤永義さん、宗賀4933番地の方でございます。事故の発生ですが、平成22年の12月8日、場所でございますが、市道野村大門線、通称高原通り線でございます。事故の内容ですが、公用車で高原通りと、それから市道南熊井郷原線の交差点、歯科大へ行く通りの交差点でございます。で、前方に停車していた相手方自動車に衝突し、当該自動車の後部方向のバンパー、トランク等を破損してしまったというものでございます。過失割合でございますが、双方の保険関係の内容で、市が100%過失ということで決定して、その損害賠償の額の決定をお願いするものでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。なお、このような交通事故につきましては、今後交通安全等に努めるよう徹底してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、説明をいただきましたので、委員の皆さんから御発言があれば、

中野長勲委員 これだけの事故って言やあ、人身事故じゃないです。どうでしょうか。

生活環境課長 幸いにも人身事故ということではなくて、まだ本人と示談をしていただくことで話がついておりました、人身事故という扱いにはなっておりません。

中野長勲委員 77万円なんていうのは、議会の承認を得るという事故はね、ちょっと大きすぎると思うね。幸い人身事故にはならなかったんだけど、例えば、相手の車とか、それからこっちの加害車のほうの車の車種というものはわからないですか。

生活環境課長 相手方の車両でございますが、平成8年当時の日産スカイラインでございます。それで、この相手方の清澤さんですが、今まで乗っていた車、これに非常に愛着をもって長く乗られております。そのものを修理してもらいたいという内容で、させていただきました。なお、公用車のほうも損害のほう、前のほうですけども、ほぼ27万円強かかる予定でございました。修繕に多額の費用がかかりますし、来年度、更新予定もありましたので、公用車のほうは12月をもって廃車させていただきました。

古厩圭吾委員 そうは言っても、今の話に出たように、とまっている車にこれだけの損害を与えるようなというのはせ、100%の過失。こういう場合にせ、本来なら考えられない事故だよ、これは。考えられるような現実だったわけかい、その辺の経過は。

生活環境課長 一度ちょっと本人のほうに聞きますと、わき見をしていたというふうな内容のものでございます。公務では、苦情処理に行つての事故でございます。

古厩圭吾委員 こういう事故があった場合に、相手方の名前は出てくるんだけど、こちらの、明らかに100%ということは、何のあれもなく、相手方には何のあれもない、落ち度もなくて、こちらからぶつかっていったわけだね。こういうことが起こっちゃうということ自体がさ、本来なら考えられないことだよ、これは。そう

という場合の対応等々について、御本人に対してどういう今後に向けての注意がされているのか。今後再発しないようには、どんな努力がされているだい。

生活環境課長 市のほうに報告させていただきまして、懲罰委員会等にかけて処分を決定して、その後、本人に今後もうしないように注意したということでございます。

委員長 よろしいですか。

金田興一委員 今、懲罰委員会って、いわゆる本人の問責は、どの程度の問責になっているんですか。どの程度の。

庶務課長 内容によりまして、一応懲罰委員会で決定しておるわけですけども、内容につきましては、厳重注意という形で対処しています。

古畑秀夫委員 これはぜひ聞きたいのだけれど、議案にして出してあるということは、幾ら以上の場合、これ、議案で出したのか。保険が利いて、これは全額保険払いということですか。

生活環境課長 先に言いました議案の関係でございますが、50万円未満の場合は専決処分報告でさせていただいてございますが、50万円以上につきましては、地方自治法のこの条文によりまして議会の議決が必要という、地方自治法のほうで必要になりますので、議案第14号ということで提案させていただきましたので、よろしくお願いたします。

それから、保険の関係でございますが、市のほうが100%過失割合ということで、77万7,830円を塩尻市として払うわけですが、100%の保険でございますが、相手方の車が平成8年登録ということで年数がたっているものでございますので、保険の補てん額は60万9,000円。ですから、その差額16万8,830円が市の負担となります。よろしくお願いたします。

白木俊嗣委員 こうやって見てるとさ、市の職員の事故、結構多いだよな。今、市の車は全部で何台あるわけ。

庶務課長 138台でございます。

白木俊嗣委員 138台から言ってさ、この事故の割合って結構多いんじゃない。率から言って。専決処分でもっている事故やなんか、よく出てくるけどさ、1年で言えば、12近くありはしないかね、毎年。

庶務課長 職員が関係した事故につきましては、今年度2件発生しております。あと、道路の破損のところへ落ちたとかですね、そういうのについては専決処分をさせていただきましたので、大分多く感じると思いますけれども、職員が関係した事故は2件でございます。

白木俊嗣委員 ちょっとみぐさいことを言うただけでさ、自分の車じゃないし、それで事故を起こしても保険でみんな見てくれるなんて、みんな職員はたるんで運転しているわけだと思うけど、どうだい、そんなことはないかい。

庶務課長 安全管理運転者としてですね、免許を持っていて庁内車両を運転する場合には、点検であるとか安全確認等を徹底しておるところでございます。

副委員長 免許の関係ですけども、昨年でしたかね、無免許運転で公務員がしていたというような事件が話題になったのですけれども、市の職員の免許の確認はどのようにやっているのでしょうか。

庶務課長 先ほど言いましたように、庁内運転免許証の添付をさせています。それには、免許証の写しを更新の都度つけさせていただくようになっております。

副委員長 それを各課ごとに確認をする。人事課のほうで常に確認をしていただいているのでしょうか。

庶務課長 庶務課のほうに台帳がありまして、そちらのほうへ更新の都度、3年に1回、5年に1回ずつ出させていただくようにしております。

金田興一委員 私ちょっとね、対応が甘いような気がするんだよね。例えば、無事故目標100日だとか、200日だとか、300日だとか、そういう目標を立てて、いわゆる交通事故、無事故に対する取り組みをした経過があるのかどうなのか。あるいは、運行前点検はどのような形で行われているのか。それから、免許証は一括管理したにしても、不携帯ということもあったり、不携帯ということになれば精神的にも不安定になるので、いわゆる運行前に免許証の確認をするということも、車の多い職場ではやっているんですよ。そういう、いわゆる抑止的なものに対する活動はどんなようなことをされているか、ちょっとお話をいただきたいと思います。

庶務課長 運行前には、運行点検のチェックをするように、一つずつ、行く時にチェックをするような項目が10項目ほどありまして、それによって点検をしるということになっていますし、もう一つは、庶務課のほうでも車庫に職員等がいるものですから、1カ月に1回ぐらいですね、車庫から出て行く車で、庁内運転免許証は持っているかとか、そんなようなものを確認させて、抜き打ちにやらせていただいています。それから、交通安全研修につきましては、全職員を集めて年1回交通安全研修ということで、時間を区切りまして全職員を受けさせるようにしてございます。

小野光明委員 事故の状況なんですけれど、信号待ちでとまっていた車に追突したのか、もしくは路肩に寄って。わき見ということなんですけど、信号があると自然に注意したりしているとは思いますが、その際に、例えば携帯が鳴ってそれに気をとられていて衝突したとか、何か特殊な事情とかありましたか、状況について。

生活環境課長 前方にとまっていたのに追突をしたというふうに聞いております。それから、本人に聞いた中では、わき見をして、例えば携帯電話をいじっていたとか、そういうことではないというふうに聞いております。

小野光明委員 交差点で信号待ちをしていた車なんですね。

生活環境課長 そうです。信号待ちの車です。

中野長勲委員 この賠償責任の77万7,830円ですが、この保険でおられるのが61万幾らですか。でも、この車は結局、平成8年という全損でもこれしかおられないのだけれど、どうしても向こうの被害者のほうの市負担の16万8,000円というのが要求されたわけですか。それは払うべきものかね。

生活環境課長 今言った修理をしていただきたいというのが、向こうの要求でございます。それをやりましたので、加害者である私どものほうで、ということでございます。

中野長勲委員 そこまで甘く見るかね、市の車で。普通なら出ないと思うんだけどね。どういうものです。いつでもこういった感じで処理していくわけ。向こうの言うなりに示談をするということですか。

財政課長 保険の関係は、財政のほうで一括財産管理のほうで入っておりまして、全国市有物件災害共済会のほうで、結局、今お話のあったとおり、このスカイライン平成8年車については六十何万円しか価値がないということでございます。ただ、この方は100%被害者でございます。この車は価値がこれしかないから、うちが全損でやったからこれしか払いませんよというわけにはいきませんので、この分については、申しわけないですけれども、保険もそういった形で契約上そういった契約になっておりますので、あとについては、加害の市側で負担せざるを得ないというふうに判断をしております。

中野長勲委員 話はわかるんだけど、何か納得いかないね。普通の民間でやった事故だったらこんなことにはならないだろうと思う。大体全損で片がつくんだけど、ちょっと甘いような気がします。これだけ言っておきます。

委員長 ほかに、よろしいですかね。ないようですので、議案第14号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号損害賠償の額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号 平成23年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

委員長 続きまして、平成23年度の塩尻市一般会計予算に入っていくわけではありますが、ここで関係職員の方々、皆さん、おられればいいんですが、入れかえはそれぞれ自由にその都度やっていただければいいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。それから、この会計予算の審議にあたってはですね、3段階に分けて審議をしたいと思います。初めに歳出の議会費、72ページから135ページまでを一つの区切りとしたいと思います。その次は、説明を受けて質疑を行います。続いて136ページから予備費までを説明をいただきまして質疑を行います。それから歳入全般にわたっての説明をいただき質疑と、この3段階でやっていきたいと思います。それでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 では、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは議案第16号平成23年度塩尻市一般会計を議題といたします。初めに人件費全体の説明をされるというお話でありますので、人事課長のほうから説明をお願いいたします。

人事課長 それでは御案内のように議会費の説明に入ります前に、人件費につきまして各科目に共通した内容でございますので、私のほうで一括説明させていただきます。人件費につきましては、該当科目ごとに給料、手当、共済組合負担金、あるいは嘱託員報酬、社会保険料等をそれぞれ計上してございますが、総体的に昨年8月の人事院勧告によりまして、議員の皆さん、それから理事者の特別職につきましては、期末手当が前年と比べまして0.15月、一般職につきましては月例給で平均0.2%、期末勤勉手当で0.35月、それぞれ減額の予算となっております。したがって、基本的には、人件費につきましては減額の計上となっておりますので御理解いただきまして、以下、人件費につきましては、各課長からの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

議会事務局次長 それでは議会費からお願いします。予算書72、73ページ、予算説明資料1ページでありますけれどもお願いいたします。それでは説明につきましては、73ページの説明欄で御説明させていただきます。まず一番上の特別職の給与費のうち議員報酬、議員期末手当、議員共済事務費負担金は、塩尻市議会の議員の定数に関する条例の改正によりまして、4月分は23名、5月以降は22名となるため、前年対比9.1%の減額となっております。

それから3つ目の黒ポツでありますけれども、議員共済給付費負担金は8,811万円余でありますけれども、議員年金制度の廃止の方針に伴いまして、掛け金の一時金払いや年金給付の費用が全額公費負担になるため、前年度対比約5倍の大幅な増額となっているものでございます。

それから3つ目の白丸、議会活動費の中の上から10番目の黒ポツであります。被服費でありますけれども、13万円余であります。これは議員の改選によりまして新人議員の3名分をみてございますので、お願いしたいと思っております。

それから5つ下の黒ポツ、議会映像配信委託料でありますけれども213万円あります。これにつきましては、議会基本条例に基づきまして、議会活動についての市民等へ積極的な情報公開を行うために、現在、インターネットによる本会議の映像配信を、委員会の審査の状況も映像配信を行っていききたいということでありまして、前年度対比190%くらいの増としてございます。この実施につきましては、できましたら9月、検討の状況によりまして12月から行っていくような取り組みをしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。以上であります。

人事課長 それでは76、77ページをお願いしたいと思います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄3番目の白丸ですが、職員給与費のうちの2段目の黒ポツ、一般職手当で4億7,300万円余でございます。このうち、退職手当につきましては、11名分2億7,600万円余でございますが、平成22年度当初は、20名分5億4,100万円余でございましたので、約2億6,500万円の減となっております。以上でございます。

庶務課長 同じく77ページの下の方、一般管理事務諸経費3,500万円余りでございますが、この経費につきましては、庶務課の経常的な経費でございまして、主なものは、上から3つ目の消耗品費、本庁内で使用するコピー、印刷用紙、それからインク代。5つ下の電話料につきましては、庁内の電話料でございます。

次のページ79ページをお願いいたします。上から2つ目、自動車等借上料でございますけれども、庁内の共有車両として庶務課が管理しております自動車8台分の借上料、リース料です。それから民間からの大型バスと除雪車両の借上料でございます。それから1つ飛んで有料道路等使用料は、職員の出張等にかかわります有料道路の使用料でございます。以上でございます。

秘書広報課長 その下、続きまして秘書事務諸経費でございます。712万4,000円、市長、理事者等の対外的な活動経費を計上させていただいております。ただ昨年と違うのはですね、黒ポツの2つ目、臨時職員賃金110万4,000円ですけれども、科目の振りかえがございまして、本年度、平成23年度でございますけれども、ここへ計上させていただきました。その他の経費にあつては、前年比マイナス4.5%の計上をさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

庶務課長 その下の丸ですけれども、庁舎施設管理費6,300万円余りでございます。この経費につきまし

ては、燃料費、電力使用料、上下水道使用料や営繕修繕料など、庁舎の施設管理に要する一般的な経費でございます。

次のページをお願いいたします。81ページでございますけれども、上から5つ目の庁舎管理業務委託料につきましては、庁舎の清掃業務、また定期的な検査等々、管理業務を委託している委託料でございます。昨年より90万円ほど減っておりますけれども、これにつきましては、実績に基づきまして計上させていただいております。

10行くらい下の電話交換業務委託料でございますけれども、市の内線電話約500回線ありますけれども、その電話の交換業務にかかる委託料でございますし、2つ飛びまして電話交換機借上料、その下の議場放送設備借上料につきましては、機器の借上料を債務負担行為をお願いしているものでございます。その下の庁舎等改修工事480万円でございますけれども、これは予算説明資料2ページでもお願いしてございますけれども、これにつきましては、庁舎が昭和48年に建設以来、既に40年近くたっている中で計画的に古いもの、また使用に耐えられないものを計画的に修理していくものであります。本年度につきましては、庁舎の防水シートの張替工事、それからファンコイルのユニットの取替工事等をお願いするものでございます。

その下の一般事務負担金につきましては、会議、各種協会への負担金でありますし、その次の平和記念事業につきましては、平和記念式典、また中学生の平和教育研修の経費でございます。以上でございます。

委員会事務局長 続きまして、その下にあります固定資産評価審査委員会費21万5,000円につきましては説明いたします。まず委員報酬14万3,000円ですが、これは3人の委員に対して日額9,500円の報酬を支払うものでございます。それから平成23年度途中で委員1名の任期が切れますので、その交代を予定しまして記念品代5,000円、その他普通旅費、費用弁償等を計上したものでございます。以上です。

秘書広報課長 ページをめぐっていただきまして、82、83ページをごらんいただきたいと思います。一番上に都市交流事務諸経費41万7,000円でございます。これにつきましては、姉妹都市との親善交流に要する経費ということで、ここに計上させていただきました。都市交流協会補助金につきましては、前年同額の20万円でございます。以上です。

人事課長 次の丸、職員支援事務諸経費ですが、一番上の退職職員等記念品代につきましては、年度末までの退職者及び20年の永年勤続職員に対するの記念品代でございます。

5つ飛びまして職員採用試験事務委託料ですけれども、これにつきましては、職員の採用試験にかかわります委託料で、日本人事試験研究センターに委託するもので、教養試験、専門試験、職場適応性検査の委託料です。

その下のIDカード作成委託料、就業管理システム保守委託料、就業管理システム使用料、これにつきましては、職員の出退勤の管理ということで、職員証の作成、あるいはカードリーダー等の保守委託料の予算でございますので、お願いいたします。以上です。

庶務課長 その次、2目文書広報費でございますけれども、丸、文書事務費3,100万円余でございますが、この経費につきましては、文書の郵送、例規集の管理に伴います経費でございます。郵送料は庶務課で集中管理しているため、庶務課持ちの予算ということで2,500万円ほど計上させていただいておりますし、その下の例規管理システム委託料につきましては、サーバー等の保守管理から例規審査のデータの更新という経費を計上させていただいたものでございます。以上です。

秘書広報課長 その下の広報広聴活動事業費でございます。3,460万2,000円でございます。主立ったものについては、広報しおじりの印刷と配送にかかわる経費が主ですけれども、・・・来年度、新年度ですけれども、行政チャンネル開設経費がここに盛り込まれております。全体として597万2,000円でございます。黒ボツ一番上、番組の審議会の委員さんの報酬、これは7名分をここに計上してございます。

また、次のページでございますけれども、黒ボツの4つ目、有線テレビ広報事業委託料、この中に番組の制作を含んでおりまして、行政専用チャンネル分としては591万円等を、この中で計上させていただいております。現在のところですね、試験放送、本放送があるわけですけれども、本放送にあつては9月の下旬ころには開始したいということで、今、スケジュールを組ませて準備を進めさせていただいております。以上です。

会計課長 続きまして、3目会計管理費ですけれども、最初の丸、会計事務諸経費につきましては、会計課での業務の遂行のために必要な経費を例年どおりもらせていただいております。

下の丸、財務会計事務再構築事業ですけれども、平成23年度、単年度の新規事業になりますけれども、平成24年4月より財務会計システムを新しくする予定がありますので、そちらのほうに、今、あります財務会計システムであります債権者、それから物品・備品台帳等の情報を精査し移行して、事務の効率化を図りたいということで、その精査のために臨時職員を雇用していただいて、その作業に当たっていただきたいということで必要経費をもららせていただいております。以上です。

財政課長 一番下の財政管理事務費は事務にかかわる消耗品費等でございます。

次のページをお願いいたします。財産管理事務諸経費中、真ん中あたりにございます全国市有物件災害共済会分担金603万円につきましては、庁舎ですとか学校などの建物の火災保険と公用車の自動車保険の保険料でございます。また、それから6つほど下にございます土地等賃借料4,143万4,000円につきましては、職員駐車場ですとか、保育園用地などの賃借料でございます。

次の基金積立金でございますが、この上から6つ目の市営住宅整備基金元金積立金につきましては、雇用促進住宅みどりが丘の住宅使用料のうち500万円を修繕基金として積み立てるものでございます。また一番下にございます合併振興基金元金積立金につきましては、本年度、平成22年度と同額の5,000万円を積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。土地開発基金繰出金につきましては、この基金の利子の積立分21万6,000円でございます。以上でございます。

企画課長 その下の6目企画費についてであります。予算の説明資料のほうでは8ページになりますのでごらんいただきたいと思います。6目企画費全体で2,351万7,000円、前年度より328万2,000円ほどの増になっております。これにつきましては、新たに新年度におきまして行政経営研究会を設置して進めてまいらうとするものであります。

では、内容につきまして説明させていただきます。委員等報酬であります。291万2,000円につきましては、行政改革推進委員会委員報酬15人分、また、その下の行政経営研究会委員報酬5人分等の費用でございます。計上させていただいたものであります。

その下、企画事務諸経費で1,870万6,000円計上させていただいております。主なものといたしましては、中ほど下、行政評価システム運用委託料161万6,000円、これは、後期基本計画を進めていくにあ

たりまして、行政評価システムを構築しておりますが、それに伴います継続的な運用に際しての保守点検、あるいは市民評価としてのアンケートを実施するものの委託でございます。その下、社会資本整備計画事業評価委託料293万円は、今まで実施してきたまちづくり交付金事業で、各種の実施してきた事業があるわけなんです。それらの成果を客観的に評価検証いたしまして、事後評価といたしまして国に報告するという事になったものですから、そのための事業評価委託でございます。その下、一つ飛びまして松本広域連合負担金は、議会費、総務費分としての1,343万1,000円を計上させていただいたものであります。

その下の丸であります。未利用地等対策事業で189万9,000円を計上させていただきました。主な内容といたしましては、中ほどの下のほうになります。旧人材育成エリア等維持管理委託料といたしまして32万4,000円、これにつきましては敷地内周辺の清掃、あるいは草刈り等をシルバー人材センター、あるいは塩尻市マレットゴルフ協会等に委託して管理しているものであります。その下、トイレ借上料12万8,000円は、現在設置しておりますトイレの借り上げ費、上下水道工事110万円につきましては、旧人材育成エリア内に水洗トイレを増設工事を行うものであります。以上です。

情報推進課長 予算書90、91ページ、予算関係資料が9、10ページをお開きいただきたいと思います。7目情報開発費、本年度予算4億6,542万7,000円、昨年と比較しまして1億5,700万円余ふえておりますが、新規事業としましては、全庁型のGIS構築、それからデジタル放送対策としまして辺地共聴施設の整備事業の補助金、それから情報処理システムの住民情報系のシステムの再構築、それから内部情報系の財務会計等のシステムの再構築を予定しております。

それでは、住民情報等電算処理システム運用事業、パンチオペレート業務委託料につきましては、パンチャーのオペレートの委託料なんです。パンチャー1.5人分でございます。それから一つ飛びまして、システム保守委託料につきましては、各支所の光伝送システムの保守点検委託料と、それからあと、前年度までは情報処理システム再構築事業に予算化してありました金額976万1,000円余を組みかえさせていただいております。それから、一つ飛びまして電算機器使用料1億3,400万円余ですけども、これにつきましては、中央処理装置ほかの使用料が2,400万円余、それから1億900万円余につきましては、先ほどと同様、情報処理システム再構築事業から組みかえさせていただきました。

次の白丸、行政情報等ネットワークシステム整備事業ですけども、この真ん中よりちょっと下のところですが、パソコン等使用料につきましては、職員1台体制のパソコン等の使用料でございます。それから、その下、財務会計等システム使用料、これは現在、再リースで対応しておりますけれども、この分の使用料。それからSBCサーバー等の使用料につきましても同様で、一部、平成23年度にリース切れになる分も含めまして、リースのリース料でございます。

それからその下の塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業ですけども、次のページをお願いします。3つ目の黒ボツ、指定管理料でございますけれども、これにつきましては、平成22年度から5年間ということでNTT東日本に指定管理委託して管理もお願いしているものでございますけれども、平成23年度は、この3月いっぱい、塩尻インターネットのサービスを廃止することに伴いまして146万円余減額してございます。

それからその下の白丸、電子市役所構築事業でございますけれども、全庁型GIS、地図情報システムですけども、航空写真をもとに地図情報をデジタル化しましてデータベースを構築し、庁内の事務効率化とそれから

市民へのサービス提供等も行うということで構築をいたします。

それからデジタル放送対策事業ですけれども、これにつきましては、辺地共聴施設の整備ということで、具体的には羽瀨の共聴組合ですけれども、こちらのほうの施設をデジタル放送対応とするために改修すると。それに対して塩尻市から補助金を交付するものです。なお、これにつきましては、国から全体事業費の2分の1にあたる525万円を国庫補助として予定しております。

それから次の白丸、情報処理システム再構築事業ですけれども、住民情報等システム保守委託料8,000万円余ですけれども、これにつきましては住民基本台帳法が改正になりまして、平成24年7月くらいから、一応、施行予定ということになってますけれども、それに伴います住民記録システムの改修を平成23年度中に行いまして、半年くらいの試験運転期間を経まして、平成24年度の7月ころから本運用に入るということで計上してございます。なお、これにつきましても普通交付税、あるいは特別交付税での補てんが予定されております。

その下の電算機器使用料3,890万円余ですが、これにつきましては、住民情報、いわゆる今までホストコンピュータで行っておりました業務の再構築の最終部分になります。健康システム、あるいは福祉システムを予定しております。それとあと財務会計、人事給与、それから行政情報提供システム等の再構築を予定しております。私からは以上です。

地域づくり課長 それではその下の8目地域づくり振興費をお願いします。白丸で地域づくり推進事業ですが、主なものは、ふれあいのまちづくり事業補助金でございまして、各区の行う事業に対する補助金で14件の472万9,000円でございます。

その下の白丸、コミュニティ施設等整備事業でございまして、防犯灯の設置及び改修にかかわる補助金としまして、124灯で171万3,000円。それからその下、指定防犯灯の電気料金等の補助金として、626灯で294万5,000円。一番下で集会所の改修事業補助金としまして、1件で81万6,000円でございます。

その下、行政連絡諸経費は、行政連絡長の報酬66名分でございます。2,922万2,000円でございます。続いて95ページをお願いします。上から6番目、行政連絡委託料につきましては、広報等の文書配布等にかかわる委託料でございまして1,714万5,000円でございます。

その下の白丸、地域審議会事務諸経費につきましては、榑川地域審議会委員報酬20名分、3回で20万1,000円でございます。

その下9目の支所費でございますけれども、95ページの片丘支所管理運営費から105ページにかけてございます榑川支所の管理運営費につきましては、通常の各支所の管理運営にかかわる経費でございます。前年と大きく変わる点を御説明させていただきますが、まず97ページをお願いします。宗賀支所管理運営費ですが、済みません、もう1枚めくっていただいて、99ページの上から8番目施設整備工事をお願いしてございます。予算額30万円でございますが、それは支所の雨漏りの改修工事を行うものでございます。

ちょっと飛んでいただいて、次105ページから榑川支所の管理運営費がございまして、これも1枚めくっていただいて107ページの下から2つ目に施設整備工事として121万8,000円をお願いしてございます。これにつきましては、榑川支所の暖房にかかわる工事でございます。榑川支所はこの、今いらっしゃる本庁と同じように全館暖房方式をとっておりますが、それを取りやめてファンヒーター等で対応するわけでござい

すけれども、それに伴いまして、冬期間、凍結がしてしまうものですから、凍結防止を中心とした工事でございます。以上です。

くらしの相談室長 続きまして10目生活支援対策費をお願いいたします。説明資料につきましては18ページとなっております。初めの消費生活対策費ですが257万3,000円につきましては、昨年より110万円余ふえていますが、これにつきましては、今まで臨時職員でありましたところ、相談業務の充実ということで嘱託職員に変更させていただいたもののふえているものであります。

続きまして、次の丸、生活支援活動費ですが、主なものにつきましては、ポルトガル語対応の通訳、シチズンサポーターの報酬並びに社会保険料が主なものとなっております。それと2つ飛んで法律・特設合同相談員謝礼、これにつきましては、定例の相談31回、並びに特設合同相談1回分の謝礼となっておりますので、よろしくお願ひします。

人事課長 続きまして11目の職員厚生費でございます。まず最初の丸、嘱託医報酬につきまして、労働安全衛生法に基づきまして雇用者が50人以上の職場につきましては、嘱託医の設置義務が課せられておまして、引き続き田村内科医院に嘱託医としてお願いするものに対する報酬でございます。

その下の丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、次の109ページ黒ポツ、健康診断料、これにつきましても、労働安全衛生法によりまして、職員の健康管理の面からの診断が義務づけられておまして、ヘルスクリーニング、循環器系検診、あるいは人間ドックのいずれかを年1回受診するように決められております。

その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料につきましては、従来からの産業カウンセラーによるカウンセリングと、昨年7月から実施しておりますフリーダイヤルを利用しました医師などの専門家によりまして心と体の健康相談であります。さまざまな理由によりまして心のバランスを崩す職員がふえていますので、予防の見地から心の健康の保持、増進を図っております。

その下の白丸、職員共済組合補助金につきましては、職員の体育部の育成費と食堂の営繕修繕費であります。

12目の職員研修費のうち白丸、職員研修諸経費の2つ目の特別旅費につきましては、県への派遣職員の旅費、それから各種研修会への出席に対します旅費であります。

2つ飛びまして、研修委託料につきましては、研修コンサルタントへの委託料で、その下の諸研修会参加負担金につきましては、市町村アカデミーや日本経営協会への派遣に対する参加料でございます。以上でございます。

消防防災課長 その下の13目防災防犯費をお願いいたします。予算説明資料は7ページになります。まず、防災防犯費全体の予算額でございますけれども4,140万円の計上をさせていただきました。前年度対比で3億2,000万円ほど減となっておりますが、その主な要因といたしましては、防災行政無線の整備工事が完了したことに伴いまして、大きく減となっているものでございます。

それでは、説明欄により御説明申し上げます。まず1つ目の白丸、委員報酬11万1,000円でございますが、これにつきましては、防災会議の委員並びに国民保護協議会委員の報酬でございます。

2つ目の白丸、防災防犯諸経費、主なもののみ説明いたします。次のページ110、111ページをお願いをいたしたいと思ひます。上から3つ目の黒ポツ、重機借上料、それからその下の訓練用資材、金額的には少ない金額でございますけれども、これにつきましては、毎年9月1日防災の日の直近の日曜日にですね、開催をしております市民総合防災訓練実施のための経費でございます。本年度は9月4日を予定しておまして、開催場所

につきましては地区の輪番順によりまして、広丘地区での開催を予定しております。

その2つ下の塩尻朝日防犯協会負担金220万円でございますが、これにつきましては、塩尻朝日防犯協会の活動に対する本市の負担金でございます、地域の安全活動や子供の安全対策推進のための負担金ということでございます。

それから、その下の白丸、防災施設・設備等整備事業3,730万円余でございますが、上から7つ目の黒ポツ、榑川地区防災無線保守管理委託料242万円でございますが、これにつきましては、榑川地区の同報系防災行政無線にかかる保守点検の委託料でございます。

その下のハザードマップ作成委託料1,440万円でございますが、この事業につきましては、今年度新規で計画をしているものでございまして、洪水や土砂災害、地震に関するハザードマップを作成し、全戸配布をするともにホームページ上で公開をするものでございます。スタイルといたしましては、災害学習情報を掲載しましたA4版の冊子に、地区ごとに作成をしましたマップを畳んで保管をできる、そういった形式のものを考えております。

それから下から3つ目の黒ポツ、防災備蓄倉庫対応備品購入費215万7,000円でございます。これにつきましては、市内16カ所の防災備蓄倉庫に防災備品を年次的に整備をしているものでございまして、簡易トイレ、あるいは毛布等の整備をするための費用でございます。

一番最後の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金1,218万円でございますが、これにつきましては、説明資料7ページのほうをごらんをいただきたいと思っております。上から2つ目の事業でございます。戸別受信機設置補助金1,218万円でございますが、これにつきましては、戸別受信機の設置を希望する世帯、これを一般世帯と言っております。いわゆる屋外拡声子局からの放送は聞こえるんだけど、御自分の家で聞きたいという世帯の方になります。それから屋外拡声子局からの放送が聞こえない世帯、これを一応難聴世帯ということにしておりますが、山際の一軒屋などでですね、子局が近くになく聞こえないという世帯でございます。一般世帯に対しましては、かかった経費の2分の1以内の補助を予算上の平均補助額で3万3,000円。それから聞こえない難聴世帯に対しましては、かかった経費のほぼ全額の10分の10以内の補助をしようとするものでございます。なお、件数につきましては、一般世帯につきましては60軒分を、それから難聴世帯につきましては150軒分を予定しております。防災防犯費につきましては、以上でございます。

秘書広報課長 それでは、ページめくっていただきまして、112、113ページをお願いいたします。15目国際交流推進費でございます。白丸で言いますと国際交流員設置事業でございます。内容的には人件費が大半でございます。JETプログラムによりまして国際交流員を引き続き雇用いたしまして、地域レベルでの国際理解、国際交流を推進すると、こういった内容でございますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員会事務局 それでは2枚めくっていただきまして、116、117ページをお開きいただきたいと思っております。17目の公平委員会費でございますが、予算総額55万2,000円でありまして、前年度と比較しますと10万9,000円、24.6%の増でございます。

まず、委員報酬の19万円につきましては、会議や研修会へ出席した際に、3人の委員に対して日額9,500円の報酬を支払うものでございます。

次に委員会運営事務諸経費36万2,000円でございます。この中の主なものは、平成23年度途中で、こ

ちらの委員、お一方の任期が切れますので、その交代を予定しました記念品代5,000円、それから普通旅費が7万円、費用弁償18万4,000円、各種負担金8万4,000円などを計上したものでございます。以上です。

税務課長 おめくりいただきまして118、119ページをごらんください。2項徴税費2目賦課徴収費であります。新年度、平成23年度予算からは税務課、収納課、それぞれ別々の事業として予算を計上することとなっております。

2目賦課徴収費全体では、対前年度比で1,600万円余の減となっておりますが、主なものは還付金1,000万円の減額となっております。

右端の備考欄、賦課事務諸経費につきましては、課税にかかわります経常的な事務経費でございます。

おめくりいただきまして、120、121ページをごらんいただきたいと思います。説明資料では4ページとなっております。備考欄の上から2つ目の白丸、固定資産評価替等対応事業、1つ目の黒ポツ、評価替等対応事業委託料でございますが、一つとして経常業務としての土地や家屋の経年による移動の更新、そのほかに平成24年度評価がえに対応した業務委託となっております。

その下の黒ポツ、標準宅地不動産鑑定委託料でございますが、時点修正のために平成23年7月1日現在で実施をいたします簡易鑑定の委託料でございます。以上です。

収納課長 続きまして徴収事務諸経費1,258万円でありましたが、内容につきましては平成22年度予算とほとんど変わりませんが、実績、また基本的には経常経費5%で予算措置いたしてあります。

下の徴収負担金、地方税滞納整理機構負担金420万円でありましたが、これは委員さん、御存じだと思いますが、滞納整理機構が来年度の4月より発足いたしまして、その委託件数25件を見込みまして、基本割5万円と1件につき16万6,000円を負担金として支出するもので4回分割となっております。以上の予算は、税の公平性確保やですね、財源確保のための税の徴収を推進するための予算であります。

予算説明資料5ページ、ちょっとお開きいただきたいのですけれども、合計欄ですけれども、平成23年度市税の現年度収納率予算を98.15%を見込みまして、平成22年度の当初予算より、98.14%より0.01ポイント上回るといたしました。また、滞納繰越分につきましては、17.28%を見込みまして、平成22年度の当初予算13.90%より3.38ポイント上回りいたしました。収納額では820万円増と見込みました。平成23年度からですね、賦課費との予算を分けました。徴収経費についてちょっと出してみました。市税の現年度分、滞納繰越分、国保税の現年度分、滞納繰越分と県民税も収納してありましたので、平成21年度と比較しますとですね、平成21年度の徴収実績は合わせてですね、133億5,220万円余でありまして、平成23年度の予算徴収経費はですね、職員人件費、嘱託職員だったり臨時職員、それから徴収事務諸経費、それから情報推進課の予算措置してあります滞納管理システム予算を含めましてですね、支出予算額が9,150万円余でありまして、平成21年度徴収実績133億5,220万円と平成23年度の予算の徴収経費で計算いたしますとですね、100円徴収するのに68銭という数字となっております。しかしですね、県で取扱委託金として1億255万円、予算書の47ページにありますけれども、これは賦課のほう、税務課のほうと徴収のほうと折半で計算いたしますとですね、100円徴収するのに68銭から約30銭ということになりまして、これは100万円徴収するのに3,000円の予算となっております。以上です。

市民課長 続きまして3項戸籍住民基本台帳費をお願いします。122、123ページをお願いしたいと思います。戸籍住民基本台帳事務諸経費につきましては、戸籍、住民票、あるいは外国人登録等に要する経費ということになっております。

中ほどのところですが、戸籍システム保守委託料でございます。こちらにつきましては、平成18年に戸籍を電算化いたしました。そのリースが、この3月で丸5年ということで債務負担を終了いたしますので、それにつきましては、再契約をせずに平成21年から始まっております住基サーバーのほうに内容を移しまして、従来、戸籍と住基と別々のサーバーでスタートは別でございましたけれども、一つに統合するということによりまして、経費の節減、あるいは事務の効率化を図っていきたいということで、従来単年度2,800万円余、戸籍サーバーかかっておりましたが、以降については不要ということで、平成23年度につきましては、データの載せ替え費用960万円を計上させていただいております。

一つ飛びまして、住基ネットシステム改修委託料でございますが、先ほど情報開発費の中で、平成24年に住基法が改正になるということで説明があったわけですが、こちらにつきましては平成24年7月に、今、外国人は外国人登録ということで日本人と別な戸籍になってますけれども、これは日本人と同じ住民票の中に外国人が載ってくるというものでございます。そのうちの住民基本台帳にかかわる部分の改修委託ということでございまして、具体的には、今まで日本人だけが対象でありました住基カードが、外国人にも対象に交付になるということ、あるいは塩尻市からほかのところに転出した場合には、一たん、住基カードを返していただいて、また転入したところで新たなカードをつくるという形でございましたけれども、こちらについて1枚のカードをこちらで転出手続きをとりまして継続して使えるようになるということの準備が平成23年度に入ってくるということで、こちらにつきましても同様に交付税措置という形になっております。以上です。

選挙管理委員会事務局長 続きまして、選挙費の関係で選挙管理委員会費でございますけれども、委員報酬につきましては、選管委員の4人分の報酬でございます。

それから2つ丸下なのですが、委員会運営等事務費につきましては、選挙管理委員会の通常の運営、あるいは負担金等でございます。

124、125ページをお願いいたします。選挙啓発費でございますけれども、選挙啓発事務費といたしまして、ポスター表彰等、小学校、中学校から集めます啓発ポスターの関係でございますが、これが主なものでございます。

それから3の県議会議員選挙費でございますけれども、これは平成22年度、平成23年度に分かれた予算で計上してございます。それで任期満了が平成23年の4月29日、任期は4年、定数が2人、選挙期日が平成23年4月10日、告示が4月1日ということの中で予算を組んでございます。予算説明資料は57ページをお願いしたいと思います。投票管理者等報酬につきましては、期日前投票8日間分、それからその管理者、あるいは立会人、それから当日の投票管理者と立会人の報酬でございます。

それから選挙事務諸経費でございますけれども、これは、通常に選挙を執行するための点字の氏名掲示等の作成、あるいは消耗品、あるいは燃料等の購入でございます。

126、127ページをお願いいたします。この中で、下から6番目のボツでございますが、ポスター掲示場撤去委託料ということで、平成23年度につきましては、277カ所のポスター掲示場を撤去する費用をもらせ

ていただきたいと思います。それから作成委託料につきましては、平成22年度にもってありますのでよろしくお願ひします。

その下でございますが、市議会議員選挙費でございます。任期満了日が平成23年4月29日、任期4年、定数22ということで2人減になります。選挙期日が平成23年4月24日、告示が4月17日という予定でもって行われるものでございます。これにつきまして主なものにつきましては、128、129ページをお願いいたします。これにつきましてのポスター掲示場、中段の下にありますけれども924万円、予算をとらせていただきましたが33枠を用意してございますということで3段の11列を予定してございます。

その下の財産区議会議員選挙費でございますけれども、これにつきまして、宗賀財産区、北小野財産区の2財産区が当たります。任期満了が平成23年8月19日、両方とも平成23年8月19日でございます。任期は4年、定数につきましては、宗賀が7、北小野が10ということで、選挙期日につきましては、まだ決まっておりません。その執行の関係の費用でございます。以上でございます。

企画課長 132、133ページ、予算書をお願いいたします。5項1目統計調査総務費であります。全体で本年度1,693万7,000円でありまして、前年度より327万円の増となっております。

統計調査諸経費183万7,000円につきましては、そのうち印刷製本費36万8,000円、これは昨年度同様、統計しおじりの印刷代でございます。その下、市勢要覧作成委託料につきまして88万2,000円、これにつきましては、塩尻市政要覧が残数がなくなりまして、一部修正の上増刷させていただくものであります。

その下2目基幹統計調査費、本年度は311万2,000円で208万3,000円の増額をさせていただいております。平成23年度は、経常調査といたしまして学校基本調査、工業統計調査、輸出生産実態調査が予定されております。また周期調査といたしまして経済センサスがあります。それらの調査にかかわる費用を計上させていただいたものであります。以上です。

委員会事務局長 続きまして、6款1目監査委員費についてお願いいたします。予算総額1,316万3,000円でありまして、前年度予算と比較しますと561万1,000円、74.3%の増でございます。

委員報酬295万6,000円につきましては、識見委員の2人に対しまして月額9,600円、それから議会選出の委員1人に対しまして月額5万4,300円の報酬を支払うものでございます。

1つ飛ばしていただきまして、監査事務諸経費でございます。これにつきましては、委員が参加します研修旅行等の関係に随行します普通旅費が7万5,000円、会議や費用弁償が36万5,000円、工事技術調査業務委託料27万3,000円、各種負担金6万4,000円などを計上したものでございます。以上です。

委員長 以上だね、以上で説明済みですね。とりあえず10分間休憩をいたします。

午後3時32分 休憩

午後3時42分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をしたいと思ひます。ただいまの72ページから135ページ、説明をいただきましたので質疑に入りたいと思ひます。委員の皆様から御質問等ありましたらお出しいただきたいと思ひます。

古厩圭吾委員 73ページ、議会費にかかわる件で、過日この議会の始まる直前だったかと思うが、新聞紙上

に予算の執行について、これから提案をされようと思っている議案、これについて執行停止もあり得るやに書いた記事が出たわけですけども、その辺の事実関係はあの報道のとおりだったというように受けとめていいですかね。

総務部長 私も本会議で答弁させていただきましたが、予算編成、提案するまでが編成の過程だということであり、通常の査定の範囲内ということで、市長がそのコメントにありましたけれども、そのとおりだというふうに思っています。

古厩圭吾委員 それで現実的にね、その時点と今回提案された予算案とは違ってきます。

総務部長 ここに提案してあります予算のとおりであります。査定をさせていただいて提案したということでもあります。

古厩圭吾委員 その辺の経過は当事者、直接私、かかわってきたわけじゃないもんでわかんないんですけども、ただ報道から推測して全体を感じてみるとね、これから提案していこうという予算について執行停止をちらつかせながらね、自らの責任ある予算案を提出するという、これは理事者の姿勢としてちょっとおかしいんじゃないかと。内容を変更しなければ執行停止もあり得るよみたいなね、そういう発言というのは、現実的にその前の議会で議会基本条例が制定されて、執行権を持つ理事者とそれから議会とのかかわりについては、それなりの確認がしあえたとおれは理解している。その上で、ああいう発言をされるというのは、内容によっちゃ認めないよと、理事者としてね。そういう意味に受け取らざるを得ない発言をされているわけですね。そういうことを言われるというのは、本来、議会と理事者がある面ではお互いを尊重しながらものに当たり、塩尻市の発展を考えようと、こういう立場を若干逸脱してんじゃないかい、そう取らざるを得ないと思うけども。要するに理事者では、議会をね、すべてコントロールする立場にあるのかと、そう受け取らざるを得ないように受けとめちゃうだけだ。もしその辺について、理事者としてどうですか。

副市長 まず予算の執行でございますけれども、これは、予算の執行は理事者の権限でございますので、その部分について執行をする場合と、場合によっては、その執行を見送るという場合がございますので、これは御理解いただけるというふうに思います。市長、本会議で御答弁申し上げましたとおり、あの議会だよりの内容の適否につきましてはですね、これはまた議論の分かれるところでございますので、ここの場であえて私はそこには触れませんが、市長が申し上げているところは、議会の立場としても適当ではないんじゃないかという申し入れを申し上げた、こういうことでございますから、議会の中で十分御論議をいただいて、それなりの対応をしていただけるということになったんで、こういう形になっております。こういうことだと私は理解しております。

古厩圭吾委員 そういう中でそのものがね、ある面では、これは例えば市長が自分のポケットマネーを使って何かすることについてどうこうというのは、性格が違うと思うだよね。執行権があるのはね、それは理事者にあるのはわかりますよ。ただし、それは市長が自分の金を使うわけじゃない。これは塩尻市としての公金の執行について執行する責任があるということだよ、簡単に言えばね。おれはそう受けとめている。このことが妥当かどうかは、議会に聞くことだよ、簡単に言えね。そうした中でせ、これから審査をしようという案件について、あるいは自分が出そうというものについて、内容によっちゃ執行しないかもしれないよみたいなことをね、言うような内容を議会に諮ってくるという、その基本的な姿勢は、おれは違うんじゃないかと思うだよ。その辺についてはどうですか。

副市長 今回の事例に限らずですね、予算執行を留保するような事例はたくさんあると思うんですよ。今回の事例に限らず。

古厩圭吾委員 はい、はい。

副市長 予算執行を留保して、執行を停止するかどうかは別にしましてですね、予算執行をしないと、ある程度条件が整うまで予算執行をしないというようなことはですね、予算の範囲の中では、これは執行権の問題ですからございます。だというふうに思います。

古厩圭吾委員 だよ。そのことをおれは否定しているわけじゃないんだ。問題は、議会と今の理事者と、理事者は、実際に市民の直接選挙に対応される方はお一人っきりいないわけ、理事者にね。そのお一人の発言だから、それはね、当然そういう自負心をもって当たられることは結構だと思う。ただし、それを言っちゃうと、じゃあね、議会に審査してもらったりさ、してるという現実について、内容によっちゃ、やらないかもしれないよって話をね、これから審査をしようという段階でせ、言われるというのはいかがなものかと言わざるを得ない。これね、権利があるからいいじゃないかって、じゃあ、何でもそういう話になっちゃうが、しかし、おれは違うと思う。もう少しね、事を言う時に慎重に。いわゆる、その前の定例会で、双方がある面では尊重し合いながらね、塩尻市のために考えていこうと、そういう条例を決めたばかりだわ、はっきり言ってね。その直後にね、ああいうことを言われるという、その姿勢がね、そのことがね、法的にいかがなものかという、おれは思いもあるけれども、それは言われたように執行権が理事者にあるのはわかっているから。ただし、ああいうところで言やね、修正しなきゃね、認めないよって言ってる雰囲気だわ、これはね。普通感覚で見りゃ、そういうふうを受けとめる。そういうふうを受けとめるのが普通の人常識だわ。そこでそういうことがあるにもかかわらず、ああいう発言をされるということは、言うならね、議会の広報活動にある種の圧力をかけているだよ、これは。そう受けとめるのが普通感覚。そういうことをするというのがね、おれはおかしいと思う。もうちょっとね、違った形でもって議会に対してね、それは指摘されることは、もしあるとしたらそれはそれだけ。だけでもこういうタイミングでこういうところでトップがね、おれは発言するということについての、これはいったい行政と議会とのね、感覚について、市長の指揮下にすべてがあるんじゃないんだよ、議会そのものの動きは、だからそういう部分についてのね、おれは受けとめ方がちょっと違うんじゃないかと思うけど。その辺についてはどうですか。

副市長 委員さん、今、まさにおっしゃられました議会と市長とですね、協調して市政を進めていくという立場は、これはもう議会基本条例以前の問題からですね、これはしっかり両輪としてやっていかなきゃいけない。これは市長も理解しておりますし、私も理事者も理解をしております。しかしながら、今回のそもそものこの事案の発生というのはですね、市長の側から言えば、あの議会だよりが出たことの記事によって、その信頼関係の一方を崩されたという認識はあるわけですが、紛れもなく。そのことについて、どういうふうに議会が対応をしていただけますかということの本会議でも申し上げたと。もし議会が対応していただけないのであれば、しかるべき措置はとらざるを得ないよというのが、私はその場になかったから聞いていませんけれども、今回の事案ではなかったかというふうに思っておりますので、その辺を含んで発言をしたと。それは先ほどから重々申し上げましたとおり、市長が市長の執行権の中にある予算の執行の部分でございますので、そういう発言になったのかなというふうに考えております。

古厩圭吾委員 そういう姿勢でいるっていうことはね、議会が例えば、誤ってこういうことだよと言ってるわけでは決してないと思うだよ、あのコラムの記事はね。だから受け取る人によっては、いろんな受けとめ方があるわ。だからそういうことにいちいち真実はこれだって、立場ではそういうふうにおっしゃりたいかもしれないけども、しかし真実はまだどこもわかっちゃいないわけだけど。そういう流れの中でね、そのこととおれの見解とが合わなきゃ、おれは首長なんだから、だから議会のものを訂正させるよっていう発想というのはね、おれはむしろね、本来はこのことにかかわる一番のトップは市民だよ。市民のある面では委嘱を受けて首長をやるだろうし、議会もそうだと思う。だから、そういう時にね、そういうことにかかわる受けとめ方が、いろんな受けとめ方があるのを否定してかかるということ自体がおかしいと思うだよ、おれは。思いとして言わんとするところは、それなりにわかる。しかしね、それを言っちゃおしまいだよ。これはね、本来の議会の使命をね、否定しているとしたか言いようがない。不快感を示されるのはわかるし、ただしね、だからと言ってね、載せたらね、これはもう予算執行、このいわゆる議会だよ、広報活動を認めないかもしれないみたいね、ことをね、予算を出そうという時に言うなんてのはね、おれは間違いだと思う。その辺についての見解だけ聞かせてください。

副市長 記事の内容そのものがですね、を議論するという場ではありませんので。

古厩圭吾委員 それはおれも思う。

副市長 言う場ではありませんので、あえてそれは避けて御答弁させていただきますけれども、そもそも市長が申し上げているのは、市長の言葉を借りればですね、議会だよりに載せる、いわゆる行政をやゆするような議会だよりに載せるべきものかどうかというのを議会に、議会に問うた。こういうことでございます。議会に問うた。そのお答えが、どういうお答えであるかということでもありますから、そのお答えのいかんによっては対応をさせていただかざるを得ないよと、こういうことであります。

古厩圭吾委員 そういうことはいかがなものかということを経験に問うたならね、そこで拳がっていけばまだわかる。しかしね、そのことをもしやらないならば、印刷製本費執行停止にするよ。言ってるわ、そういうふうにな。それはね、それこそいかがなものかと思うよ。それは、あそこへ載せたのがどうだこうだっていうのはね、それはおれも当事者ではないし、それをどうこう言う立場にないと思うけれども、ただし、それをもってね、執行停止をちらつかせるような流れの中で、いや議会とね、双方がね、正常な関係をもって言われたってね、おれ、ちょっとね、市長がじゃあ議事をリードして、議会右向かって言や右向かせるという、そういう思いがね、見えちゃうだよ、これは。そう受けとめざるを得ないと、おれは受けとめている。それっていうのはちょっと違うんじゃないかと。もう少しね、双方がね、それなりの意識をもってすれば、それと場所とね、発言するタイミングだってあるわ。こういうタイミングで、こういう時に、今までの経過の積み上げをせ、ああいう形でね、これはね、普通の人と言うならいいせ、それは、何て言ったっていいわ。ただしね、市長はね、現に執行権を持っているだでね。執行権を持っている人が、ああ言っちゃあせ、おしまいだよ、本当の話、おれはそうに受けとめている。

副市長 繰り返しのようで恐縮でございますけれども、市長はこうやれと言っているわけではございません。これに対して議会はどういうふうに対処をいただけるのですかと、こういうことでございますので。市長がですね、この記事を書きとめるとか、こういうふうには書かなければ執行を停止するよと言っているわけではございません。議会がどういう対処をしていただけますのですか、議会のお考えをお聞かせくださいというふうに申し上げ

げているんであって、何も市長がそのことに介入をしてですね、議会だよりの記事を差しとめるというような行為は、これはまさに委員おっしゃるように越権行為でありますし、それはやるべきではないということでもあります。議会が自らどういう御判断を示していただけるのか、こういうことだと私は思っております。

古厩圭吾委員 だから、そこでおれも議会には、今後こういうことがあったらどういう判断をしますかって言っているところでまってるじゃ、おれもね、何も言うことはない。だけどね、自分が満足できなきゃ、執行停止をちらつかせているじゃない、現に。そういう話っていうのはね、実際には話し合いにならないだよ。片や、執行権を持っているだよ。そういう立場でせ、ああいうふうに言っちゃうとね、話が進みようがない。だから、いや議会はそれなりに、おれも対応したと思うよ、その後もね。だけど、それがいいから、それじゃこれ普通にやりますって言うとしたらさ、その検閲を受けなきゃいけないだかい、市長から、それに書いてある。それは、おれ、そういうふうを受けとめざるを得ないよ、あんな発言は。おれは、お気をつけていただきたいという思いを込めて言っているだけのことで、理事者どうだい。

副市長 ですから、市長が検閲をするとかですね、議会だよりに介入をするとか、議員さんの意見に介入をすると言っているわけではございません。議会が、そういうことに対してどういうふうに対応をされるのか、その返答をくださいよと、こういうふうに申し上げているだけであってですね、その返答が、どうい返答がいただけるのか、もしなければ、それはそれとして執行停止をするか、執行停止をしないかはですね、こちら側が判断する、理事者側が判断させていただくよりかしょうがない、こういうことだと思います、私は。

古厩圭吾委員 だから公然の部分ね、それは、腹の中で持っているんなら、それはいいせ、それはだれだって、不愉快な時にはこのやろうと思や、何か思うけれども。しかしね、それをね、前へ出して言ってるんだからさ。それはね、結果的にはね、相手に対してね、間違いなく圧力をかけてるよ。あれ聞いて、そういうふうに圧力をかけられたと思わない人なんか、議員は多分だれもいない、圧力がかかっている。そのことの是非は別だよ、是非は別で、しかし、こうしたらこうしちゃうよって言ってるんだからさ。おれは、これはね、あれを圧力と感じない人なんかいないよ、おれはそう思ってます。だから、全体の話でもね、議会はどういう思いだっというところで終わってるなら、おれも何も言うことはない。その辺についてはね、おれはね、もう2期を過ぎて、3期目もやっておられるだもんでさ、そんなむきになってね、あんなことを言うとかね、むしろね、はたはね、まだ先まで邪推しちゃうわ、本当の話。おれはね、ぜひね、理事者にはね、今後気をつけていただきたいと思うね。おれ、ぜひ、お願いしておきたいが、どうですか。

副市長 おっしゃる意味はよくわかります。今回の事例に関しましては、そもそもの発端はそういうことですから、これに対してどういう形で議会がどうお考えをお示しいただけるのかなということ判断することです。一番肝心なことはですよ、一番肝心なことはそういうことだと、市長側が申し上げていることはそういうことだと。

小野光明委員 まず確認で、この印刷製本費の内訳をですね、出してほしいんですけど。

議会事務局次長 印刷製本費でありますけれども、今年度の方であります、マルチ入りの封筒が3万円、あと支払証明1,600円、議会だよりの2色刷りですけれども、これが125万8,740円、カラー部分で99万9,000円、そういうことでもって全部で229万円の予算となっておりますので、お願いしたいと思います。

小野光明委員 当事者なので発言しますが、議会だより分は、実はこれに載ってないはずなんですけど、いわゆる要覧分は入っているけど、議会だより分は削ると、その段階でないまま、いわゆる4年前の金額は、多分これに48万円何がしが載っているはずなんです。ところが、議会だよりは削ったと。もうきょうが締め切りだから削ってあると、必要ならば補正でも何でもすればいいって言ったので、今の説明は違うように思うんですけど、そうじゃないんですか。

議会事務局次長 私たちの査定を受けたものにつきましては、本年度、議員さんがかわりますので、議会要覧分、これは70冊分と、あと議会だよりの6月が代表質問があるものですから、その増刷分とうことでもって前年の増額をお願いしてあるところですけども、前年並みで処理をしるということでもって査定していただきますので、私どもの考えの中では、先ほど私が言ったようなことでの査定内容であったんじゃないかなということでもって、先ほど御説明しましたのでお願いしたいと思います。

総務部長 査定した立場として言わせていただきますけれども、今、次長の答えたとおり前年並みの査定でございますから、議会だよりを削ったとか、そういうことではありません。

小野光明委員 いわゆる議運の中の紹介の中で48万円のいわゆるどちらがどうなるかっていうのは、解釈のしようなんですけど、私は、その際に、市長がはっきりとそういうふうに、聞いてます。通常の査定で、いわゆる改選期で要覧が必要だという中で、いずれにしてもどっかが削られているわけですよ。要覧なのか、いわゆる議会だよりなのか、私は議会だより分を削ると、もう削ってあると。必要ならば補正でも何でもしたらいいって言葉を聞いていますので。それはまさに越権行為ですし、議会基本条例をつくって、いわゆることし中に議会報告会をやらなければいけない。言ってみると口封じというようね、いわゆる広報活動を削ったという認識があるんですけど、そうじゃないんですか。

総務部長 先ほども答えたとおりですね、前年と同じ範囲内でぜひやってくださいよという査定でございますので、議会だよりを削れとか、そういうことで見てませんのでお願いをいたします。

小野光明委員 前年ではなくて、やはり改選期になりますよね。通常の要覧をつくるという意味で48万円削られているわけでしょう。それは私は、議会基本条例をつくって、いわゆる現議員が全会一致で認めたわけですよ。改選期、その条例に基づいて物事をしていかなきゃいけない。その時に大事な部分が削られているというのは、私はおかしいと思いますが。

総務部長 先ほども言いましたように、すべてのものを前年と同じような予算の中で工夫をしながらやってくださいよと、こういうことでございますから、どれを削ってどれを落とさせて言っているわけじゃありませんので、お願いをいたします。

小野光明委員 部長はそうかもしれませんが、私は直接予算について市長からそういうふうに伺いましたので。2月8日に正副議長と私と石井議員といる中で、そういうふうに言われても判断はつかないということで、言うなりになったわけで。それはですね、やはり私はその時点でもう既に越権行為だという認識がありましたけれども。

総務部長 それは見解の相違でありますけれども、市長がそういうふうに言ったかもしれないけれど、査定の自体はそういう形で、予算を提出させていただいておりますのでお願いします。

小野光明委員 査定の時点も何も、そういう言い方をされているんですよ。されてる中で、その査定が云々と

いうよりも、市長の認識がそうあるっていうことは動かないっていうことじゃないですか。先ほどの執行停止もなんですが。

白木俊嗣委員 おれも関連するでさ。いい。

委員長 いいですよ。

白木俊嗣委員 今、部長、そう言うけどさ、市長はね、議会運営委員会の中ではさ、塩原政治議員がね、そういう発言をしているわけさ。議会あれこれに載せたことがね、気に障るから、それを考えてもらわなけりゃこの予算はもうもらえないよっていうことをはっきり言ってるだよ。そうやって市長から言われたって、議長がさ、議運の中でもってはっきり言ってるんだからさ。それは部長の査定の段階って言ったって、最終的には市長の査定だでね。だで、市長がそういう考えでもってやったっていうことはさ、おれら議員にしてみりゃ、みんな感じるわけさ。だからそれでもって、いろいろ後で言いわけみたいにな、おれの段階ではどうのこうのだったって、そんなこと通らないよ、そんなこと。さっきからおれ聞いていりゃさ、議会がどのように対応するって。二元代表制の中でもってね、議会は議会の責任でもってものを進めている中でもってさ、いちいち市長からね、こうしろああしろなんて指図されること自体がおかしいだよ。議会がね、もし出して、それが市民からね、批判を浴びるもんだったらさ、それは理事者でなくて議会が浴びることであってさ、皆さんがいろいろ言うことではないだ、そんなこと。だで、その辺のところを皆さん、勘違いしているからさ。おれだって、あの議運の時はうんと頭にきた。何でそんなことまでいちいち理事者から指図されなきゃいけないんだと。あのね、議会あれこれだってそうだけどね、昔はね、あの欄が一番楽しいって言ってね、議会で出番としてだってあった。おれも正直言って長くやっているけど、ああいう中で昔の議員はね、あれはうんと楽しんでもってやっている人があったわ。何でそんなに楽しんでやってるか。やはり議会でもって批判できないものもね、あの中でもってさ、議会あれこれ中でいろいろ批判することがね、やはりそれもまた市民には受けて、議会だよりでも何でもそうだけれどね、皆さんが関心をもって見てくれる、おれはそう理解してるだよ。それをね、越権行為だのようなことを言ってさ、議会でもってそれをあれしなければ予算をつけないとかさ。これはただ塩原議長もそう言って議運の中で言っただからさ。皆さん、何て言ったって、そんな間違いはないよ。

副市長 議会あれこれのことをです、なるべく議論をやめようというふうに思っておりますけれども、そこまでおっしゃいますんなら、先ほどから繰り返していますように、市長が公費としての議会だよりを使って、しかもそれをおもしろおかしく、しかも刑事事件になっている事件についてコメントを載せると。見方によっては、あたかも市がそれにかかわっているというようなものをです、載せること自体がいかげなもんかと。議会の側としてですよ、議会の側としてそういう、市長の側から言えば、もしかしたら、ある一定の品性を、議会としての品性を汚すことではないですかと、こういう問いかけです。問いかけに対して議会側がどういう形で応じていただけるのかと、これを問うたのです。おもしろおかしく議会あれこれ載せてるうちはいいですよ。理事者の悪口をほかの部分で書いたって、それは構いません。しかしながら、世間が注目している刑事事件のあたかもそういうことがです、市側が、これは理事者側から言わせればです、非常に重大な案件であります。あえてそういう御発言がございましたので、ここで内容に触れさせていただきましたが、ここで内容に触れていいでもない、ああでもないとやっても、これはしょうがない話ですから、私はなるべく触れたくなかったんですけど、そういうことであります。したがって、先ほどから何回もお話しておりますとおり、議会側がどういうお答えを

出していただけるのか、こういうことあります。

白木俊嗣委員 副市長、そう言うんだったら、おれ言うけどね。これは人事のところでもやろうと思ったけどさ、市長がさ、岩佐のね、あの問題については批判した。小野議員がね、一般質問の中でもってさ、職員のことを言った。岩佐は裁判の中でさ、5万2千500円のうちの7万5000円の何がしはね、要するにアルプス管財でもってゴルフコンペをやって、その景品に使ったってはっきり言ってるわけさ。その中にはさ、市の職員も参加しているじゃんか。聞く中ではね、その職員もさ、そのコンペでもって優勝しているとかさ。その職員がね、あるところでもってこういうことを言っただよ。「岩佐さんがね、捕まった時にね、おれもひょっとしたら捕まるで、逮捕されるじゃないか」って。それをはっきり言ってるだよ、その職員が。だからね、その職員の服務規程というものがあるじゃないか。服務規程の中でもね、要するに業者とのかかわりだとかさ、いろいろ書いてあるじゃん。あの時は、部長いわくね、部長何て言ったと思う。会費を払ったからいいじゃないかって言い方をした。あの質問に対してね。会費を払ったからいいってもんじゃないだ、これ。それに参加してね、その7万円何がしの金を使ってさ、一緒にやったこと自体が同じ一味だと、おれは理解しているわけさ。その中でもってね、今、裁判の中でまだ判決が出ない中でさ、さも市は何ともないようなことを言っているけどさ、市民の中にはさ、みんな疑って見てる人だってあるだよ。だからね、そういうのを見てるとさ、多少何かそんな批判をしたってね、市長がむきになって言うことはないと思うよ。それとあとね、今、ついでで言うけどさ、職員の服務規程の中にね、業者とのかかわり合いや何かみんな書いたものがあると思うでさ、それ、ちょっとコピー出してくれない。

副市長 今、白木委員、委員会の中でおっしゃった発言ですけれども、私ども検察から伺っている範囲では7万5000円を使ったコンペは違うコンペだというふうに伺っています。これはまだわかりません、証拠として提出をされていませんので。ですから、今、御発言いただいたことが、本当にまさにそのとおりであるなら、それはそういうふうに受けとめますけども、もし違っていたらこれは重大問題ですから。

白木俊嗣委員 いいですよ。

副市長 いいですね。いいですね。

白木俊嗣委員 それじゃね、おれに言う前にさ、その当事者のね、職員に聞いてみ。おれはね、それ、岩佐さんの関係のところから聞いた話。そのコンペには市の職員も参加してたと。だから、岩佐さんのところから、近いところから出てるからさ、おれはそれは正しいことだと理解している。おれ、正直言ってね、その職員も、要するに公務員でありながらさ、業者とはね、じっと飲み会したって。その辺も事実関係をしっかり調べて報告してくれない。

副市長 私も、そういう発言が出るからにはですね、事実関係をしっかり、これ、重大な問題ですから、事実関係をしっかり調べていただいて、御発言をいただきたいと思います。今のコンペのことについても、私どもは違う情報を得ておりますんで。

白木俊嗣委員 この問題についてもね、裁判が進んでくればさ、事実関係はわかってくるでさ、いいけど、だけど皆さんも職員であるからさ、職員にどういった今まで参加なり対応してたかさ、その辺は、ちゃんと議会では報告する義務があるからさ、それはしてほしいと思う。

副市長 業者とゴルフに行ったという事実は私どもも聞いておりますから、これについてはですね、事実関係

しっかり調べて御報告をいずれいたします。

白木俊嗣委員 それとね、もう一つ、あるところでもってね、岩佐さんが逮捕された時に、おれも逮捕されるかね、そこまでその本人は言ってるって。その辺の事実関係もね、これはあるところでもってちゃんと言ってるんだから、みんなが聞いているんだから。

副市長 それは伝聞ですよ。白木委員が、御本人が直接本人から聞いたわけですか。

白木俊嗣委員 違う。

副市長 どなたからどういう形で聞いたわけですか。こういう御質問をしていいかどうかわかりませんけども、委員長、いいですか。

委員長 はい、直接ね、関係がないですね。

白木俊嗣委員 それはね、直接聞いたわけじゃないけど、間接的に聞いた話。さっきの7万幾らっていうのはね、岩佐さんの近いところから出た話。

副市長 ですから、白木委員さんのおっしゃるのは、岩佐さんの近いところから出た話を白木委員さんは信じて、委員会でそういう発言をなさっている、こういうことですね。

白木俊嗣委員 そう。

副市長 私は検察から、違うゴルフコンペに7万5,000円を使ったよと、そういう話を岩佐さん自身が発言をしているという話を聞いてますので。これは伝聞ですから、私も。まだ証拠として申請されたもんじゃないですから、いずれははっきりしていくと思います。それに対して、今、白木委員がおっしゃるのは、私どもの職員がその7万5,000円を使ったコンペに参加をしていると、こういうことを、今、おっしゃいましたが、それは私は違いますと。7万5,000円を使ったコンペではございません。こうやって申し上げております。

それからもう一つは、業者とのコンペは基本的には禁止をされていますから、それが職務権限ののっとして、本当に職務としてやったのか、そうではないのか、よく本人に事情聴取をして報告をさせていただきます。

中野長勲委員 これはせ、まだ、要するに結果は出てないし、係争中だし、聞いた聞かないってことはね、ここでやるべきじゃないと思うよ。

委員長 今、そういうふうになっていました。いずれにしてもね、これはまだまだ刑事訴訟の最中でございますので、この内容についてはここで議論をする場面ではないと思いますので、また、何かの機会というようなことにしていただきたいと思いますが、とりあえずですね、この議案に関係をした場面の中での質疑を一つお願いしたいと、このように思います。

古畑秀夫委員 今の関連ですけど、いずれにしても議会がここで議員が選挙でかわるということで、議会要覧は今までの恒例でつくられるということである中で、昨年と同様の印刷費ということは、議会要覧そのものをつくるのかつからないのか、どういうふうを考えてますか、ちょっとお聞きしたい。

議会事務局次長 それにつきましては、与えられた予算の中で、できる限りの発行、あるいは議会要覧が必要でありましたら、それを枚数だとか部数を検討しながら作成をしていくよう努力をしていきたい。それでもできない場合については、補正をお願いをしていくということになるかと思えます。

古畑秀夫委員 ちょっと確かめたかったんですが、つくるといことは、つくるといことでいいわけかい。

議会事務局次長 これは、議会要覧につきましては、事務局ではつくったほうがよいんじゃないかなということ

とを考慮しておりますけれども、議会としてこれが必要かどうかというのをまずは検討いたしまして、必要だったらつくると。つくるについては印刷製本の関係の中でやりくりをして、できる限りそこで努力をしていくというのが、通常の私たちに与えられた予算の範囲内の執行でありますので、そうやっていくと。でもそれで賄えない場合については、補正をお願いしていく以外はないなということでもって、今、考えております。

中野長勲委員 ちょっと関連だけど、議会要覧というのはね、今まで私も見てるんだけど、まず改選の時には、これは今までつくらなんだということはないと思う。これはつくるべきです。そういう方向でいってもらいたい。

委員長 要望でよろしいですか。答えは必要ですか。

議会事務局次長 そのような御意見もございますので作成するというので、要は検討していきたいと思っておりますけども、先ほども言いましたように、予算の範囲内で通常でしたら行うというのが、私たちの仕事でありますので、その中でもって努力をしていくということでございます。

中野長勲委員 もう一回いいですか。前回の議会要覧は、予算の都合だったかわからんけれど印刷のページが少なかった。今回はね、私も前回の時に要望してあるけれど、前々回の議会要覧と同じものができればありがたいなと思います。これは要望しておきます。

委員長 ほかに。

古畑秀夫委員 少し変わりますけど、いわゆる議員の共済の給付費負担が昨年の5倍増ということで、8,811万円ということで、先ほどいわゆる議員年金廃止に伴う負担ということで、もうちょっと細かく、今、いわゆる議会費や何かなり、いわゆる議会に対する国民の目、市民の目というのは大変厳しいわけでありまして、これだけ見るとえらいふえているっていうふうになっちゃうもんですから、市民に説明できるようにちょっと我々にもわかりやすく説明してもらいたいと思います。

議会事務局次長 何回も議員年金の関係につきましては、議員さんたちにも説明会等、また通知文等をお渡ししております。御存じのように6月1日を起点としまして、法改正の今予定で進めております。年金がなくなりますので、これを一時金で払う議員さん、それから年金をもらう議員さんというような形に分かれてくるということになりますので、一時金を払う分につきましては、もちろん一時にお金がかかるものですから、今までどおりの1,000万円ほど、塩尻市でいきますと1,000万円ほどの給付金ではとてもじゃないけど足りなくなてきます、全体的にも。ですので、これが一気に8,000万円というふうな形になってきました、今回は。ですので、来年以降一時金もらう議員さんたちの数によりまして、毎年8,000万円という形ではなくて、これが当然、だんだん少なくなっていくというような状況になってきますので、ずっと8,000万円とかでいく金額ではございません。ただ金額が幾らになるかというのは、その議員さんたちの年金をもらう、それから一時金でもらっちゃう、そういう形がどういう形になるか、まだ今はわかりませんので、幾らになるっていうのははっきり言えませんけれども、来年度については予測の計算式でいきまして、国のほうからこういう形で示されてきているというような状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古畑秀夫委員 一時金で支払うために必要だということでは、もちろんわかるんです、大幅に増額になるということはね、当然わかるんですが、来年度以降も年金がなくなるけど、年金をもらう方も当然いるもんですから、負担金というのはいずれにしてもずっと続いてあるという解釈でいいわけですか。

議会事務局次長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

135ページまでありますんで。まだ、その間がありますので、また戻っていただいてもそれは結構でございますけれど。質問があればですね、出して。なければ締めちゃうよ。

金田興一委員 89ページの未利用地等対策事業の中の、先ほど御説明いただきました旧人材育成エリア等維持管理委託料のうち塩尻市マレット協会ですか、シルバーとマレット協会、このマレット協会に管理委託料としてはどのくらい出ているんでしょうか。

企画課長 補佐のほうでお答えさせていただきます。

企画係長 済みません、後で。

金田興一委員 ここでちょっと、直接この本委員会ではないと思うんですが、この人材育成エリアに管理委託料のほかに塩尻マレット協会には、市として補助金みたいなものが出てくるようなことを聞いたことがあるんですが、これはおわかりでしたら、ちょっと教えていただけませんか。

委員長 担当者がいないと思いますので、もしわかるようでしたら後で、後ほどで結構です。今わかる。

企画課長 委託料のほうであります。シルバーのほうには機械草刈りとかですね、周辺を、周りを管理させていただいておりますが、これが21万8,000円ほどであります。あとトイレの清掃とかですね、駐車場の関係をマレット協会のほうへ委託しております。これが10万5,000円ほどになります。今のマレット協会のほうの活動につきましては、スポーツ振興課のほうで対応しているかどうかということですので、ちょっと後ほどまた調べまして御報告をさせていただきます。

白木俊嗣委員 その関連でもってさ、この間部長がね、明確に答弁してたもんでいいけどさ、ただマレット協会の連中がね、あそこを既得権のような顔をしてさ、あそこを使う時にね、今度はまた何かを誘致した時にさ、あそこは、それが一つの障害になってね、開発できないようなことも困るからさ、そこだけは本当にしっかりやってほしいと思うよ。それはね、部長がしっかり答えてくれたでさ、理解はしているけどさ。

企画課長 それにつきましては、ちゃんと協会のほうとも覚書を取っております。あくまでも暫定的な利用というようなことで納得していただいております。

金田興一委員 ちょっと関連で。今のマレット協会への補助金があるか、なしかというのは、また後でお聞きしますが、総務部長もおられるので、私の記憶が間違っていればいいんですが、もし仮にマレット協会に補助金が出ていたとして、補助金をもらったところが市に寄附をするというのは、これは適法ですか。

総務部長 よくわかりませんが、そういうことは普通はあり得ませんよね。そう思います。

小野光明委員 同じページですね、企画事務諸経費で。

委員長 ちょっと小野委員、今の場面は、また、ちょっと後で調べて。

金田興一委員 スポーツ振興課でわかったらまた。

委員長 それでは質問続けて。

小野光明委員 同じ89ページの企画事務諸経費の関係で、今年度は落ちているんですけど、ふるさと寄附金PR事業ということで、これまでも議会等でですね、積極的なPRというような要望が出ていたんですけど、今回落ちているということは、もう一切PRをしないっていう考え方でいいんですか。

企画課長 本年度につきましては、事業委託料というようなことでホームページの立ち上げだとか、あるいは

それぞれの関係者へのPRを含めまして、予算計上をさせていただいて執行させていただいているところであります。新年度につきましては、そのシステムを使いまして、ホームページを使いましてさらにPRを進めていきたいというようなことで取り組みさせていただきますので、新年度の部分につきましては計上はないということでもあります。

小野光明委員 この寄附金自体は、どのくらいになるんですかね、その実績がわかりましたら教えてください。

企画課長 本年度につきましては、平成22年度の。係長のほうよりお願いします。

企画係長 本年度、平成22年につきましては、全部で7件で434万円のふるさと寄附金をいただいております。

3年間の累計につきましては、平成20年度からこの制度が始まっておりますので、3年間の累計につきましては、全部で22件、610万5,000円となっております。

委員長 ほかにございますか。

小野光明委員 ほかの件で、91ページの情報開発費の関係なんですけど、全体で4億6,000万円ということで、いわゆる情報処理の関係は結構な高額になっているんですが、一番ですね、わかりにくい部分があって、いわゆる技術的に難しいということでブラックボックス化してしまうんですけども、全般的にですね、この委託料とかそれぞれあるんですが、どちらかというといわゆる大手のですね、そういう業者に全部行ってしまっていて、いざ何かあった時の対応が悪いというふうに聞いているんですけど、どうなんでしょうか。

情報推進課長 システム、これは、業者を決定していく段階では、それぞれの会社のそういった体制等も確認しながらシステムの内容等で審査して決定してきているわけですけども。何かトラブルがあった場合でも、一応仕様の中では、すぐに対応できるような形で、市内あるいは近隣に営業所とか、そういったことが一応あることが、一応条件にしておりますので、基本的には、対応自体はすぐに対応してきてもらっておりますけれども、実際にトラブル等を改修して正常になるまでの時間というのは、その事案にもよりますので、すぐその日のうちに対応できるものばかりではありませんので、そういった事例も中にはあります。

小野光明委員 結果的に大手の情報処理と言いますか、企業に行っているという解釈でいいですか。

情報推進課長 そうですね、一応、納入実績ですとかそういったようなもの、あるいは県内のほかの市町村等の導入事例や何かも参考にさせていただく中で、業者等を決めさせていただいておりますけれども、基本的には、先ほども言いましたけれど、システムの内容等を見ながら、実際にシステムを使う立場の担当の職員等にも、当然参加していただいてシステムを選定しておりますので。確かに大手ばかりではないですけども、大手の企業のシステムも多いというのも確かに、それもありませんけれども、結果的にそうなったということでございます。

小野光明委員 一方、こういう分野にSIPもあることですし、意外と中小、小さくてもですね、技術力があって対応できるというふうに聞いてます。いろんな保守管理とかですね、技術的なことは大手よりも安くできるのに、何で大手ばかりなのという話も聞くんですが、せっかくですね、SIPとかそういったIT関連のですね、インキュベーションをしている中で、もう少しそういう中小を育てるような、これも公共事業と同じだと思うので、そういう配慮をしてほしいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

情報推進課長 システム関連の保守の関係につきましては、一応、システムの使用料も、実際にはリースしたりしておりますので、そのシステムをメンテナンスするということになれば、第三者がそれできませんので、シ

ステムのいわゆる直接持っているところへ入ってできませんので、そういったことはちょっと難しいかと思えますけれども、そのほかの部分については、できるものはそういったところへ、もし出せるものがあれば、また考えていきたいと思えます。

小野光明委員 別の件91ページの塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業の指定管理料の関係ですけど、これは、今、NTT-MEですかね、が受けていると思うんですが、2月上旬にですね、メンテナンスですね、サーバーを一度ダウンした時にしおじりひろばというポータルサイトなんですけど、ダウンによってですね、問題が発生して1週間くらい全く停止してしまったということがあるんですけども、状況はちょっとよくわからないんですが、いずれにしても指定管理者側が専門家ですから、これこれこういう時期にこういう点検をするよと。データなんかは、ひょっとするとダウンしてしまうかもしれないのでバックアップしておいてほしいとかですね、そういうのはどうも一切なくて、一方的にそういうメンテナンスをするのはいいんですけど、1週間もですね、このポータルサイト、私も振興会のほうでホームページがここにあるので、とまってしまって大分苦情も受けているんですけども、そういう何て言うんですかね、今これだけITでですね、Webで情報を見ている人にとっては困りますし、塩尻市ですね、印象も結果的に悪くなるんですが、その辺の指導と今回の事例について何か知っていることがありましたら教えてください。

情報推進課長 2月の上旬の件につきましては、これは法定で定められております3年に一度の停電点検でございます。事前に関係するところへは全部通知をさせていただきます。それで実際に停電をしてということですので、必要なものは、いきなり電源を落とすのではなくてサーバー等はそれなりに終了させてやったということで、電源が回復した時に、しおじりひろばのサーバー、電源を入れても立ち上がらなかったということで、それは、しおじりひろばのサーバーについては、情報プラザに一応ハウジングという形において、そこからインターネットでつなげておるんですけども、そのサーバーそのものを管理しているのは、プラザのほうではなくて別の社ということで、そちらの方が対応していて、たまたま1週間かかったということを知っております。

小野光明委員 具体的にどういう問題でそうなっちゃったんですかね。わかりませんか。

情報推進課長 サーバーの状態がですか。

小野光明委員 ダウンして立ち上がらなくなった原因というのは。

情報推進課長 ちょっと係長のほうからお答えします。

情報企画係長 具体的にはハードディスクの障害が起きてしまいまして、電源が立ち上がった段階でハードディスクが読めなくなってしまったというところまでは、情報プラザのほうで確認をさせていただきました。それをもとに管理業者のほうに連絡をさせていただいたんですけども、管理業者のほうでなかなか対応いただけないということで、市民に対して迷惑がかかっているかもしれないけれども、その関係で1週間ほど停止をいたしましたというのが現状でございます。以上です。

小野光明委員 その復旧にはですね、結構費用がかかったようなんですが、これはNPOのほうで負担したんですが、その費用というのは、今後、行政なのか、どっかであれですか、補償してもらえるんでしょうかね。

委員長 わかります。

情報企画係長 しおじりひろばにつきましては、平成18年から3年間だけ市のほうで補助の負担をさせていただきましたけれども、その後は民間にすべて運営を任せられておりまして、あとの運営については市は一切かわ

っておりませんので、それに対する障害につきましては、市のほうでは負担できないというふうに判断しております。以上です。

小野光明委員 ほかの関係で。情報プラザに関係するんですが、平成23年度ですかね、プロバイダ契約を中止するというので、大分もう塩尻市は先進的にやってきて、もう20年来だと思んですけど、プロバイダ中止自体はいいんですが、無線LANもですね、結構張り巡らされていて、そちらのほうもとめてしまって、一切インターネットの接続事業と言うんですかね、それはもうやめてしまうということでもいいんですか。

情報推進課長 無線の関係につきましては、あれはあくまでも実証実験ということで始めさせていただいて、一応実験期間を過ぎてもそのまま、その無線LANを利用されている方には御利用いただいてきたということで、一応、塩尻インターネットを廃止するにあたって、それも一緒にここでやめさせていただきたいと、そういうことでございます。

小野光明委員 具体的にプロバイダ接続ですかね、ケーブルというのを中止するというのは、もう何月何日って決まっているんですか。

情報推進課長 塩尻インターネットの接続サービスにつきましては、3月31日をもって一応廃止するというので、ただ、shiojiri.ne.jpというドメインにつきましては、テレビ松本のほうへ譲渡しまして、塩尻インターネットの事業をそのまま引き継いでいただくわけではありませんけれども、shiojiri.ne.jpというドメイン名は、そちらのほうでまだ生きているという、そんな状況でございます。

小野光明委員 無線LANの関係も3月31日ということですか。

情報推進課長 では、係長のほうから。

情報企画係長 先ほど課長が答弁しましたとおり、実証実験という位置づけでございましたので、塩尻インターネットの停止に伴って無線LANの市民に実験で接続していただいた方に関しては停止させていただきます。ただし、企業で接続をして塩尻市のネットワークを使われている今泉工業団地等の企業については、そのまま継続をしてサービスを提供する予定であります。以上です。

小野光明委員 そうすると今泉以外は全部撤収してしまうということですか。

情報企画係長 今泉とかアルプス工業団地とか、角前工業団地とか一部企業で塩尻市のネットワークに接続して事業サービスを提供しているところは、すべて残りますので、一般市民向けにサービスを提供していた塩尻インターネットの部分の停止するというふうに解釈しております。よろしく申し上げます。

委員長 よろしいですか。ほかに。

古畑秀夫委員 111ページの防災施設の中ほどですが、榎川の防災無線が、そちらにこれだけ242万円かかるということで、これから今度塩尻でこれから運用が始まるわけですが、これの管理委託料というのはどのくらいを想定しているのか。そしてハザードマップの作成で個人宅へ配布する時期等わかりましたら、あわせてお願いします。

消防防災課長 まずデジタル同報系無線のですね、維持管理費の関係でございますけれども、平成23年度につきましては、購入後1年目でございますので、機器の保守の点検委託料等につきましては生じてまいりません。1年間は保証ということでございまして、来年から保守点検委託料等が生じてきますが、約700万円から800万円くらいかかるのではないかとということで見積もっております。それからハザードマップの作成、配布の時

期でございますけれども、現在事務局のほうで考えておりますのは、9月の台風の時期までに何とか間に合わせて配布ができたかなというぐあいに考えております。以上です。

古畑秀夫委員 もう一丁だけ。85ページの上から4行目の有線テレビ広報事業というのは、新しい事業だと思いますが、ちょっとこの細部、どんなような形でどういうふうにやっていくのかどうか、ちょっと細かく説明をお願いします。

秘書広報課長 先ほどちょっと説明が不十分だったかと思えますけど、予算説明資料で言いますと3ページでございます。実際の運用方法でありますけれども、これにつきましては、テレビ松本さんの設備を使わせていただきまして、行政チャンネルの設置をさせていただき、こういった内容でございます。現在、続けておりますけれども、広報しおじりのテレビ版をですね、拡充させていただきまして市政ニュースでありますとか、暮らしに役立つ情報等を放送していくと。放送サイクルにあつては2時間ないし3時間をもちましてですね、同じように番組を回していきたいというのが現在の考え方でございます。その間につきましては、文字放送になるわけですが、それだけではなかなか市民の皆さんにごらんいただくというようなことも難しいかなと思っておりますので、市の私ども以外の他の部署でもいろんな映像等を持ってありますし、また、市民の皆さんもですね、非常に美しいものを記録してある方がいらっしゃいます。、そういったものを活用させていただいてライブラリー登録させていただいて、そういった時間の中で回していきたいというのが現在の考え方でございます。これにあつては、先ほど言いましたとおり松本テレビさんの施設設備を使うということでもありますので、LCVさんの施設にあつてはですね、現在も放送しておりますけれども、火曜日、水曜日の時間枠にあつてはですね、そのまんま継続させていただきたいということで、現在お願いをしている状況でございます。放送に当たりましては、先ほど御説明いたしましたけれども、放送番組審議会、これは法律に基づいて設置することになっておりますけれども、これに7名の委員さんを想定しております。この中で番組づくりの基準でありますとか、編集の基本計画等を練っていただいて、9月の本番に備えてまいりたいと。以降、運営にあつてはですね、その放送内容等をチェックしていただくという形を取らせていただくという予定で進めております。以上です。

委員長 よろしいですか。

副委員長 99ページとか、そのあたりで支所管理運営費が載っていますけれども、市内の各支所で世帯も人口も違うので、当然予算は違うと思いますが、北小野と檜川支所がかなり額がよそと違いますけれども、事業内容とか大きく違う点がありましたらお願いします。

地域づくり課長 支所管理費につきましては、電気料とか光熱水費とかそういうものが主なものでございまして、大きく変わるものは、大きさ、規模によって金額が変わってまいります。北小野支所につきましては、一部に老人福祉センターを併設してございますので、その中で燃料費等は支所費の中に入っております。電気料とかは細かく分けることができませんので、こちらで一括計上をさせていただいてございます。それから、檜川支所につきましては、旧檜川村役場でございまして、地下1階地上3階の大きな建物になってございますので、その設備に応じて費用がかかるという状況でございます。

副委員長 そうしますと、北小野は老人福祉センター併用ですけれども、事業内容は特に変わらないが、建物に応じた運営経費がかかるというようなことですね。

地域づくり課長 施設管理にかかわる経費が計上してございますので、そのような状況でございます。

委員長 ほかに。

古厩圭吾委員 93ページ、防犯灯電気料で指定防犯灯の626灯って言ったかい、さっき、担当の説明があったと思うけど。それで、現実に防犯灯の全体量みたいなのは、掌握できてる、わかる。

地域づくり課長 平成21年のデータでございますけれど、区長会で行った調査によりますと、市内に一応防犯灯として位置づけられております灯数は、6,525灯でございます。

古厩圭吾委員 そうすると1割までいかないくらいな防犯灯電気料、これは、1基幾らっていう勘定になっているわけかい、実際に使用料じゃなくて。

地域づくり課長 10月1日のですね、時点での中部電力さんの契約料金の60ワット相当の防犯関係電気料金でございますけれど、それに基づいた金額の12カ月分に、いわゆる蛍光灯と言いますか、電気代にかかわる経費と取りかえ手数料的なものを含めて1,500円を加算させていただいた金額を1灯として交付をさせていただいておるところでございます。

古厩圭吾委員 ということは、ほかの区単位でそれぞれ負担しているのもほぼそうことになっているわけだね。そうなら何も言わなくてもいいで。そうだね。

地域づくり課長 実は各区でですね、設置されている防犯灯はですね、最近は蛍光灯タイプが大分ふえてまいりまして、実際には蛍光灯は20ワットの蛍光灯がついておりますので、これは電力会社では40ワットのランクでの契約になるかと思しますので、正直申し上げて市の指定防犯灯で交付してるほうが、若干多い金額を交付させていただいているということになるかと思ひます。

古厩圭吾委員 それでね、現実に区の決算書なんかを見せてもらうとね、電気料って結構ばかにならないだよ。結構でかい額になっているよね。だもんで、前段もそんな話も出てるんだけど、こういうことはね、これは各区は対応せざるを得ないわけだけども、市でみてる内容は、今の1割くらいきりないもんだから。あとは、全部自分らでつくったものは、自分で見ると。ところがその負担はだれがやるかと言えば、区に加盟して区費を払ってる皆さんが払ってるやつなもんで、含めてね、このことはね、10倍もあるだでさ、そのことを含めて、ちょっと今後考えて検討してもらう必要性はおれはあると思ってる。そうじゃないと、実際には、自分の区の中に自分の区の住民以外の人が入ってきちゃいけないというわけにはいかないんだから、みんな動いているんだから。そういうことも含めてね、ぜひ今後、本来のコミュニティ活動なり、あるいは施設の充実なり、あるいは対応なりという発想がもう少し範囲を広げていくような目をこれから増大していってほしいということを要望したいと思う。よろしくお願いします。

委員長 要望でよろしいですかね。

古厩圭吾委員 はい。

金田興一委員 今の関連ですが、今の言われた内容は、私も昨年の12月の議会でお願ひした経過があるんですが、あの折にLEDの関係についても御質問を差し上げてあるんですが、今の一般防犯灯は、中電は60ワット相当での料金徴収。それから蛍光灯については40ワット相当での料金徴収の形ですが、かなりの部分がLED電球にかえてあるんですよ、高い電球代払って。だから、かなりの部分は、中電は電気代はかなり得していると思うんですよ。それで、これを各区に全部対応しろって言うても無理なんで、当然、地域づくり課あたりが音頭をとって、何割くらいがLEDになっているのか、その調査をする。6,527ですか、こんだけある中で

大門はほとんどLED化をされており、かなりの部分が。だからそういう形で中電との折衝なりね、あるいはいなければ各区に調査をさせてあげさせてやるという方法、いくらでもある、自分で調べなくたってあるんで。それで、もとの電気代を抑えるような形の方策をとってもらいたいと思うんですが、どうですか。

地域づくり課長 先ほど平成21年に各区で防犯灯の調査をしたというお答えをさせていただきましたけれども、その調査の中でLEDは1灯もございませんでした、結果としては。大門地区についている防犯灯は蛍光灯、いわゆる電球の形をした蛍光灯タイプの防犯灯がついている場合が多いかと思います。うちが把握している範囲では、LEDの防犯灯については、ことし一つの区で2灯つけたという情報だけでございます。それで委員さんがおっしゃるとおり、LEDの防犯灯は消費電力が少ないので、当然、安い電気料金の会計にはなりますけれども、中部電力に契約変更しない限りは、そのままほうっておいたままでは、従来どおりの電気料徴収となってしまうので、また機会を、行政連絡長会議とかそういう区長さんが一堂に会するような機会をとらえまして、極力、契約電力の見直しをですね、していただくようにまたお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

金田興一委員 わかりました。ただね、蛍光灯系の電球なんてのは1,000円もしないと思うんだよ。普通の電球なら100円前後のもんだけど。LED化したやつは1,000円くらいするんですよ。それにみんなかえてるんですよ。というのは、電気代が安くなる、長持ちする、それから交換の手間が省けるということでやっているんで、ちょっと私の感覚とは合っていません。ぜひ、調査をしてみてください。

地域づくり課長 失礼しました。そういう情報はつかんでいなかったものですから。最近、委員さんがおっしゃるとおりに電球タイプのLEDも1,400円前後の価格で売り出されておりますので、また折をみてですね、機会がありましたら調査のほうも実施をしたいと思います。ただ、区長会におきまして、調査、なかなか抵抗がございまして、すんなり調査ということにならない場合もありますので、そこは区長会と連携をとりながら実施をしてみたいと思いますのでよろしくをお願いします。

金田興一委員 ちょっと返すようで申しわけないけど、それはそのとおりだと思うんですよ。区長会で抵抗があるというのは、手間暇かけやって市へ出してもそのまんまだと。ちゃんとやってくれりゃ、もうちょっと真剣にやると。それはやはりそういう立場なんで、そういうことなんで、そこらも念頭においていただければ結構です。要望です。

古畑秀夫委員 ちょっと今の関連であれかね、電球が将来的になくなっていくということで、LEDなりそういうものにいずれにしても交換していかなくちゃいけないもんで、それらに対する計画というか、いわゆるこの700幾つだかの部分なりも計画みたいなのはあるのかね。

地域づくり課長 今のところLEDが地球温暖化のためにも、二酸化炭素削減の上からも有効であるということとは十分認識はしてございますが、市がですね、積極的にいわゆる補助金を交付してですね、まだ、使用できるものもあえてLEDにつけかえていただくということは、まだ今のところ考えておりません。ただし、新規に設置をされる場合、また既存のものが破損してしまっただけで、取りかえをしなくてはいけないという場合には、当然、防犯灯の補助金の交付の対象になるものですから、そのような折に区長さん方にはですね、10年間、ほぼ10年間と言われてますけど取替不要でございますので、確かに市でも省力化にもなりますので、その辺を御説明申し上げて、なるべくそちらの器具をおつけいただくようお勧めをしてみたいと考えておりますので、

よろしく申し上げます。

金田興一委員 今の関連だけども、何か気の長い悠長な話なんで、これね、耐用年数がうんと長いんですよ。今言った10年なんですよ。6,500、例えばモデル地区を、今言われたように新設だとか改良の時にだけかえれば、それはもう電力は、契約は変更できませんのでね、そう簡単には、いちいちいち。だから私に言わせれば、あるモデル地区を決めて、その地区内は全灯を1年間なら1年間のうちにかえていくと。そういう形で、例えば、その結果を見てよければ、10年計画でやっていけば年間650くらいで済むわけなんですね。だからもうちょっとうんと広い視野を持ってもらわないと、こんなこときりやってたじゃ、今の地球温暖化の問題もあるし、ちょっと何か悠長なような気がしてならないんですがね。電気代の問題もあったり、手間暇の問題もあったり、そういうことを聞いて今度は役員のなり手もなくなったりしている。そういう現実には課長も十分承知をしていると思うんだよね。ぜひ、そんなことで検討してほしいなと思いますが、どうですか。

地域づくり課長 なかなかお答えしにくい部分でございますけれど、一つには防犯灯が、今現在、御批判を浴びておりますけれど、各自治会での管理運営という状況もございまして、基本的には自治会さんのお考えが優先されるというふうに考えております。また、区長会とも先ほど来、いろいろな場面で、今後、検討を重ねていかなければならない場面がございますので、区長会との十分な意見交換をさせていただいて、検討をしまいたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 よろしいですかね。それではですね、72ページから135ページに関しましては質疑を終了させていただきます。それでは本日の会議はこれまでといたしまして、延会としたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それではそのようにさせていただきます。2日目は7日、午前10時からということでございます。よろしく申し上げます。

午後5時05分 閉会

平成23年3月4日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印